

JACDS

JAPAN ASSOCIATION OF CHAIN DRUG STORES

日本チェーンドラッグストア協会 会報誌

FEBRUARY 2017 **162**

トピックス

- ・調剤ポイント付与に関する厚生労働省保険局連絡について
- ・第17回JAPANドラッグストアショー 同時開催案内

協会活動

- ・第32回中部ブロック総会開催速報
- ・平成28年度東京都商品等安全対策協議会 報告
- ・1月度月次活動報告

協会からのお知らせ

登録販売者試験受験対策支援
介護情報提供員募集について
薬剤師資質向上研修ネットセミナー・集合研修 募集のご案内
ダブルライセンス認定制度実施
健康食品市場創造研究会 案内
日本ヘルスケア協会 案内
薬剤師賠償責任保険
「そらぶちキッズキャンプを創る会」支援募金

行政・団体からのお知らせ

厚生労働省、経済産業省、消費者庁他

日本チェーンドラッグストア協会

協会活動の5原則

この5つの原則は、日本チェーンドラッグストア協会設立にあたり、発起された方々によって確認されたものです。協会活動は、永くこの原則にのっとり、社会・業界の発展に貢献するものとします。

1. 民主的な組織と運営を貫くこと

この協会の組織や運営には、協会の目的達成以外の論理や秩序を持ち込むことなく、さらには会員の派閥や覇権争いの場と化することなく、各会員の意見集約とその具現化の場として民主的な運営に努めること。

2. 論議の場であること

この協会は、様々な案件や建議について多くの人々や関係者、有識者の意見を交換する議論の場であること。

3. 会員は協会の目的達成のために力を合わせる事

協会の民主的な手続によって決定された事柄に関して、会員はその実施に当たり絶大な協力を行なうこと。

4. 正義を貫くこと

この協会の運営に係わる事柄は、得か損かで判断・意思決定するのではなく、社会的に正しいか否かで判断すべきである。この協会は常に正義を貫くこと。

5. 志高き人々の集団たれ

この協会は、より良い社会、より良い業界、より良い企業づくりに貢献したいと願う、志高き人々の集団であれ。

次世代ドラッグストアビジョンの素案ができ、正会員の皆様にお送りしました。時代の変化、社会の変化によって、生活者の求めているものも変わってきます。超高齢社会の到来に、「美しく老いる」ことが最も強い願望となっています。ドラッグストアはそのサポートをどのようにしていけるのか。店舗において、店舗外において、在宅において、そして、電話やネットを通じてなど、いろいろな角度から、次世代のドラッグストアを考えたものです。もちろん、ビジョンですので、各社に強制するものではありませんし、変化するものであっていいと思います。意見がありましたら、事務局までお願いします。

●トピックス

- ・調剤ポイント付与に関する厚生労働省保険局連絡について
- ・第17回JAPANドラッグストアショー 同時開催のご案内
 - DMS 特別企画セミナー ご案内
 - 「健康サポート薬局研修」ご案内
 - 特別セミナー「健康サポート薬局 届出方法のポイント」
 - コンプライアンス委員会セミナー「個人情報漏えい、サイバーリスクの脅威に備える」
 - 「標準EDI推進特別セミナー」開催のご案内
 - 「実践セミナー」のご案内
 - 第1回JACDS薬剤師学術セミナーのご案内

●協会活動

- ・中部ブロック総会 開催速報
- ・平成28年度 東京都商品等安全対策協議会 報告
- ・1月度月次活動報告

●協会からのお知らせ

- ・登録販売者試験受験対策支援
- ・介護情報提供員募集について
- ・薬剤師資質向上研修・集合研修・ネットセミナーの募集案内
- ・ダブルライセンス認定制度実施
- ・健康食品市場創造研究会
- ・日本ヘルスケア協会 ご案内
- ・薬剤師賠償責任保険
- ・「そらぷちキッズキャンプを創る会」支援募金について

●行政・団体からのお知らせ

厚生労働省、経済産業省、消費者庁、埼玉県、城西大学

表紙裏

日本チェーンドラッグストア協会 活動5原則

裏表紙裏

協会ホームページについて 事務局だより

調剤ポイント問題が決着 指導は「1%を超えるポイント付与」に対して

長かった調剤ポイント問題が決着しました。厚生労働省保険局が地方厚生局に対して、明確な指導用件を通知し、本年5月1日より指導がされます。3点の指導内容はこれまでの業界自主基準そのものでした。会員企業の皆様には、ぜひ、遵守のほどお願い申し上げます。

JACDSからの事務連絡と合わせ、厚生労働省の指導通知も合わせて掲載いたします。

【事務連絡No.28116】平成29年1月26日

日本チェーンドラッグストア協会
会員企業様 各位

日本チェーンドラッグストア協会
事務総長 宗像 守

調剤ポイント付与に関する厚生労働省保険局連絡について

平素は大変お世話になり、誠にありがとうございます。

さて、本日は、1月25日に厚生労働省保険局より各地にある厚生局に連絡した「調剤ポイント付与通知」について、JACDS会員の皆様に連絡させていただきます。

通知内容は、調剤業務への経済的誘因は禁止しているものの、クレジットカードの使用や現状の状態から、次の3点内容で監視指導を行うとしました。

- ①調剤における自己負担分支払い時に付与されるポイントは、1%までとすること
- ②調剤における自己負担分の金額にポイントによる支払いは行わないこと
- ③調剤ポイント付与に関する誇大な広告や表示は行わないこと

これらは、JACDSの自主基準で、現在、会員各社様が実施している内容であり、長年（6年間）ルール化を求めてきた内容でもあります。

【保険局通知内容の解説】

- ・上記の②、③であれば、自己負担分の金額の1%まで調剤ポイント付与が可能となる
- ・「誇大な広告や表示」は極めて主観的なものであり各地の厚生局の判断になること
- ・今までは業界自主基準による自主規制であったが、今度は取り締まり基準となること
- ・この基準での取り締まりは、業界周知対応の期間を考慮し本年5月より実施となる

【会員企業様へのお願い】

- 上記の①②③は、JACDS基準でもあり必ず守ってください（対応詳細後日連絡）
- ・今回は保険局からの通知であり、実施状況に国民からの疑問や反発が起こると、「付与禁止」の法律化になる恐れがあること。（我々のこれまでの主張ができなくなる）
- ・今後は、指導基準が明確になったことから、各地の厚生局からの指導が強化されること

【本件に関するこれまでの経過】

- ・2010年にクレジットのポイント付与から調剤の自己負担分にポイントを付与して問題化
- ・厚労省は、付与は可能だが調剤支払い時にポイントの使用は不可能とした見解を出した
- ・これに異議を唱える国会議員が「質問主意書」で質問したが、法制局は同回答であった
- ・保険や税を使っている国民皆保険であるため、値引きなどの経済的誘因を禁止している
- ・厚労省指導でJACDSは皆保険制度維持の自粛方針としたが公取より自粛取消し命令
- ・ポイントは経済的誘因であるとして、中医協でいきなりポイント付与禁止の省令を決定
- ・法律で可能なことを省令で禁止することは「違法省令」だとしてJACDSが反発した
- ・禁止が不可能なクレジットカードのポイント付与との不平等もありプロジェクトを設置
- ・調剤ポイント付与を求める62万人の署名、禁止省令を不服とし違法・違憲裁判を準備
- ・JACDSは国民の疑問や不信が起らない業界自主基準を決定し、業界をあげて徹底
- ・業界自主基準を実施しながら厚労省保険局との長期に渡る打合わせや調整を重ねてきた
- ・このたび、JACDS加盟ドラッグ店舗が、一部の店舗で業界自主基準を超えた表示店舗はあったが、概ね業界自主基準が守られており、今回の厚労省の判断になった模様

事 務 連 絡
平成 29 年 1 月 25 日

関 係 団 体 御 中

厚生労働省保険局医療課

保険調剤等に係る一部負担金の支払いにおけるポイント付与に係る指導について

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課あて連絡しましたので、貴団体におかれましても、必要に応じご協力を賜りますようお願いいたします。

(別添)

公益社団法人 日本医師会 御中
公益社団法人 日本歯科医師会 御中
公益社団法人 日本薬剤師会 御中
一般社団法人 日本病院会 御中
公益社団法人 全日本病院協会 御中
公益社団法人 日本精神科病院協会 御中
一般社団法人 日本医療法人協会 御中
一般社団法人 日本社会医療法人協議会 御中
公益社団法人 全国自治体病院協議会 御中
一般社団法人 日本慢性期医療協会 御中
一般社団法人 日本私立医科大学協会 御中
一般社団法人 日本私立歯科大学協会 御中
一般社団法人 日本病院薬剤師会 御中
公益社団法人 日本看護協会 御中
一般社団法人 全国訪問看護事業協会 御中
公益財団法人 日本訪問看護財団 御中
独立行政法人 国立病院機構本部 御中
日本チェーンドラッグストア協会 御中
国立研究開発法人 国立がん研究センター 御中
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター 御中
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 御中
国立研究開発法人 国立国際医療研究センター 御中
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター 御中
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター 御中
独立行政法人 地域医療機能推進機構本部 御中
独立行政法人 労働者健康安全機構本部 御中
健康保険組合連合会 御中
全国健康保険協会 御中
公益社団法人 国民健康保険中央会 御中
社会保険診療報酬支払基金 御中
財務省主計局給与共済課 御中
文部科学省高等教育局医学教育課 御中
文部科学省高等教育局私学行政課 御中
総務省自治行政局公務員部福利課 御中
総務省自治財政局地域企業経営企画室 御中
警察庁長官官房給与厚生課 御中
防衛省人事教育局 御中
労働基準局労災管理課 御中
労働基準局補償課 御中

事務連絡

平成 29 年 1 月 25 日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

保険調剤等に係る一部負担金の支払いにおけるポイント付与に係る指導について

保険調剤等に係る一部負担金の支払いにおけるポイント付与については、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和 32 年厚生省令第 16 号）第 2 条の 3 の 2 及び「保険医療機関及び保険医療担当規則及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成 24 年 9 月 14 日保医発 0914 第 1 号）において、原則禁止とし、これに係る指導については、「保険調剤等に係る一部負担金の支払いにおけるポイント提供についての留意事項」（平成 24 年 9 月 14 日付事務連絡）及び「疑義解釈資料の送付について（その 11）」（平成 25 年 1 月 24 日付事務連絡）に基づく取扱いを指示しているところですが、今般、下記の通り、改めて明確化することとしたので、その取扱いに遺漏のないようお願いいたします。

記

保険調剤等に係る一部負担金の支払いにおけるポイント付与を原則禁止している趣旨は、以下の考え方によるものであることから、保険調剤等に係る一部負担金の支払いにおけるポイント付与を行っている保険薬局には、この考え方を伝え、制度に対する理解が深まるよう努めてください。

- ・ 保険調剤等においては、調剤料や薬価が中央社会保険医療協議会における議論を経て公定されており、これについて、ポイントのような付加価値を付与することは、医療保険制度上、ふさわしくないこと
- ・ 患者が保険薬局等を選択するに当たっては、保険薬局が懇切丁寧に保険調剤等を担当し、保険薬剤師が調剤、薬学的管理及び服薬指導の質を高めることが本旨であり、適切な健康保険事業の運営の観点から、ポイントの提供等によるべきではないこと

その上で、当面は、以下の①から③までのいずれかに該当する保険薬局に対し、口頭により指導を行い、その上で改善が認められない事例については、必要に応じ個別指導を行っていただくようお願いいたします。

- ① ポイントを用いて調剤一部負担金を減額することを可能としているもの
- ② 調剤一部負担金の1%を超えてポイントを付与しているもの
- ③ 調剤一部負担金に対するポイントの付与について大々的に宣伝、広告を行っているもの（具体的には、当該保険薬局の建物外に設置した看板、テレビコマーシャル等）

なお、本事務連絡に基づく指導は、平成29年5月1日より行うこととします。

また、本事務連絡は指導基準を明確化するものであり、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則第2条の3の2の解釈に変更を加えるものではないことにご留意願います。

第17回JAPANドラッグストアショー 同時開催ご案内

① DMS 特別企画セミナー(3月16日)

ドラッグストアを成長させる業界としての取り組み、支援内容や「オーラルケア」をテーマに新しいお客様満足を実現するための内容を解説します。更に、「業務上知っておくべき独占禁止法に関するコンプライアンスセミナー」とプレビュー開催にもご参加いただけます。【資料 後頁2ページ分】

② 「健康サポート薬局研修」ご案内(3月16日、17日)

日本チェーンドラッグストア協会と日本薬業研修センターが協力して実施する厚生労働省の「健康サポート薬局研修」についてご案内いたします。平成29年3月より「健康サポート薬局研修」をスタートします。また、JAPANドラッグストアショーの開催に合わせ、3月16日・17日に健康サポート薬局の研修会を開催します。【資料 後頁6ページ分】

③ 特別セミナー「健康サポート薬局 届出方法のポイント」(参加費無料)(3月16日)

届け出に必要な多様な書類項目の考え方とその書き方を平易に紹介します。【資料 後頁2ページ分】

④ コンプライアンス委員会セミナー(3月17日)

コンプライアンス委員会では、改正個人情報保護法が5月30日に全面施行されること(これまで適用対象外であった中小企業も対象となります)、インターネット上でのサイバー攻撃が大きな脅威になりつつあること、これらの問題に対し、コンプライアンス遵守の観点から企業がとるべき対応についてセミナーを開催いたします。【資料 後頁1ページ分】

⑤ 「標準EDI(流通BMS)特別セミナー」開催のご案内(3月17日)

「標準EDI(流通BMS)推進特別セミナー」では、INSネット(ISDN)デジタル通信モード」終了予定についての最新情報、標準EDI導入事例、また軽減税率のシステム対応など、標準EDI以外の関連情報についてもご報告いたします。【資料 後頁1ページ分】

⑥ 実践セミナーのご案内(3月17日)

3月18日(金)店頭での情報提供に役立つ実践セミナー(JACDS主催)を開催致します。第一線で活躍される堀 美智子氏と福田 千晶氏を講師に迎えご講演いただきます。現場で必ず役立つ内容ですので、多数のお申込をお待ちしております。【資料 後頁2ページ分】

⑦ 第1回JACDS薬剤師学術セミナー(3月18日、19日)

日本チェーンドラッグストア協会 勤務薬剤師会と日本薬業研修センター主催で第1回JACDS薬剤師学術セミナーを平成29年3月18日(土)、19日(日)に幕張メッセ国際会議場と国際展示場で開催いたします。このセミナーは研修認定薬剤師になるために必要な単位(研修受講シール)が取得できる研修となっています。【資料 後頁1ページ分】

第17回JAPANドラッグストアショー 特別セミナープログラム

<特別企画セミナー(3/16)、ビジネスセミナー(3/17~19)、ヘルス&ビューティケアセミナー(3/18・19)>

	3月16日(木)		3月17日(金)		3月18日(土)	3月19日(日)	
	セミナールームA	セミナールームB	セミナールームA	セミナールームB	セミナールームB	セミナールームA	セミナールームB
10:00							
11:00							
11:30				11:00~12:30(90分) 個人情報漏えい、サイバーリスクの脅威に備える! JACDS コンプライアンス委員会	11:00~11:45(45分) ソーシャル・ウォーキングで認知症予防セミナー 協力:ユニ・チャーム㈱	厚生労働省 特別講演会 第1回薬剤師学術セミナー 薬局・薬剤師行旅の課題と展開(仮) 第1部 講演 11:00~12:00(60分) 第2部 質疑応答 12:00~12:30(30分) JACDS 勤務薬剤師会	11:00~11:45(45分) アスタキサンチン、クロセチンを含む機能性表示食品による健康な睡眠のサポート 協力:株式会社富士フィルムヘルスケアラボナリー
12:00					11:55~12:40(45分) ~腸内フローラを改善しよう!~ あなたの健康は"腸"からはじまる 協力:森下仁丹㈱		11:55~12:40(45分) 女性のための漢方ケア ~更年期と無理なく向き合おう~ 協力:クラシエ薬品㈱
12:30							
13:00					12:50~13:35(45分) 蚊の脅威(人間の生命を奪う生物)から身を守る 協力:アース製薬㈱		12:50~13:35(45分) もしものときに知っておきたい薬の副作用と救済制度 協力: (独)医薬品医療機器総合機構(PMDA)
13:30							
14:00	13:30~16:00(150分) 特別企画セミナー ドラッグストアMD研究会・健康食品市場創造研究会 特別企画セミナー	13:30~16:00(150分)	13:30~15:30(120分) 標準EDI(流通BMS)導入に向けた課題と取り組み ~2020年に向けた課題と対応~ JACDS 業界標準化推進委員会		13:45~14:30(45分) 健康な毎日は質の良い睡眠から ~生薬で不眠や神経症を改善~ 協力:救心製薬㈱		13:45~14:30(45分) 肩のセルフ診断と美肩講座 協力:株式会社コージー
14:30	第1部(13:30~14:50) 健康サポートドラッグにシフトせよ! ~顧客満足を実現する次世代型Dg. Sづくりに向けた取り組み~	特別企画セミナー 健康サポート薬局 届出方法のポイント 一基準告示に伴う届出の必要書類等の作り方とそのポイントを解説-			14:40~15:25(45分) "食べる"をずっと楽しく。 介護食を使って食卓に おいしさ+αを 協力:アサヒグループ食品㈱		14:40~15:25(45分) ドラッグストア・薬局から始まる健康管理 ~明るい笑いは健康を呼ぶ~ 協力:ニプロ㈱
15:00	第2部(15:00~16:00) ドラッグストア本部、バイヤーのための「独占禁止法コンプライアンスセミナー」	主催 (一社)日本薬業研修センター					
15:30	特別協力 日本チェーンドラッグストア協会 日本ヘルスケア協会				15:35~16:20(45分) 新習慣!? 今話題の"ノーシャンプー"って何? 協力:日本ロレアル㈱		15:35~16:20(45分) むし歯や歯周病予防のために ~はじめてよう!就寝前のナイトケア~ 協力:ライオン㈱
16:00							
16:30							
17:00							

第1部 「健康サポートドラッグにシフトせよ！」

～顧客満足を実現する次世代型Dg, Sづくりに向けた取り組み～

第2部 ドラッグストア本部、バイヤーのための 「独占禁止法コンプライアンスセミナー」

実施日：平成29年3月16日（木）

※第17回JAPANドラッグストアショーの前日

会員各位

第17回JAPANドラッグストアショーの前日である、プレビュー開催日に、特別企画セミナーを開催します。

人口減少、高齢化、狭小商圈が進む環境において各社が成長し、総マーケットを拡大させるためには新たな役割・機能を確立した次世代型Dg, Sへ進化するための取り組みが重要です。ドラッグストアを成長させる業界としての取り組み、支援内容や「オーラルケア」をテーマに新しいお客様満足を実現するための内容を解説します。

更に、業務上知っておくべき独占禁止法に関するコンプライアンスセミナーとプレビュー開催にもご参加できます。

今後の成長にとって、極めて重要なセミナーとなります。確実に実行していくためにも、できる限り2名様以上のご参加をお願い致します。

ドラッグストアMD研究会（DMS）・健康食品市場創造研究会「合同研究会」

主なセミナー内容(参加費無料) ※内容・テーマは変更になる可能性があります

●1部 「健康サポートドラッグにシフトせよ！」(13:30～14:50)

～顧客満足を実現する次世代型Dg, Sづくりに向けた取り組み～

・「健康サポートドラッグにシフトせよ！」

～顧客満足を実現する次世代型Dg, Sづくりに向けた取り組み～

〔講師〕ドラッグストアMD研究会 宗像 守

・「オーラルケアから始めるセルフメディケーション」

～高齢社会における義歯管理と歯周病ケアとは～

〔講師〕東京医科歯科大学 大学院医歯学総合研究科 医歯学系専攻 生体支持組織学講座
歯周病学 教授

特定非営利活動法人日本歯周病学会 理事長 和泉 雄一様

●2部 「独占禁止法コンプライアンスセミナー」(15:00～16:00)

〔講師〕公益財団法人公共取引協会 常務理事 相関 透様

●ドラッグストアショープレビュー開催(16:00～18:00)

・プレビュー開催に参加できます。情報収集、商談にお役立て下さい。

スケジュール

1. 日程 3月16日(木) 13:30~16:00
集合: 13:20 幕張メッセ 4ホール内セミナールームA
解散: 16:00 (途中休憩あり)
※当日はドラッグストアショープレビュー開催も行っています。
是非、セミナー終了後にご参加下さい。
2. 会場 幕張メッセ 4ホール内セミナールームA
JR海浜幕張駅下車 徒歩約5分
〒261-0023 千葉県美浜区中瀬 2-1 TEL: 043-296-0001 (代)

募集要項

1. 対象 業界関係者の全ての方
(小売業、メーカー、卸、ストアサポーター、他)
2. 参加費 **無料**
3. 定員 100名を予定(定員になり次第締切りとなります)
4. 申込方法 **3月10日(金)までに申込用紙をFAXにてお送り下さい。**
(募集締切) FAX. 045-474-2520
※締切後、申込者の方に集合案内を送信致します。
5. 問い合わせ先 ドラッグストアMD研究会 事務局(担当: 小林・植栗)
〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4F
TEL 045-474-2521 FAX 045-474-2520

3月17日(金)~19日(日)まで、「第17回JAPANドラッグストアショー」が
千葉・幕張メッセにて開催されます。この機会に、ぜひご参加下さい。

■特別企画セミナー 申込用紙

企業名: _____

連絡担当者役職: _____ 担当者名: _____

TEL: _____ FAX: _____

MAIL(必須): _____

	1部申込	2部申込	参加者名	参加者役職
1			フリガナ -----	
2			フリガナ -----	
3			フリガナ -----	

※ご希望のセミナーに印をつけ、事務局までご返信をお願いします

第17回 JAPANドラッグストアショーに合わせて開催 「健康サポート薬局研修」開催のお知らせ

この度、3月17日～19日に実施しますJAPANドラッグストアショーの開催にあわせ、「健康サポート薬局」研修を行います(日本チェーンドラッグストア協会推奨、日本薬業研修センター実施)。本研修は厚生労働省の健康サポート薬局研修に基づくもので、地域住民目線で分かりやすく説明できるテキスト内容となっておりますので、応対能力の向上にもご活用いただけます。

当日は、技能習得型研修(8時間)を2日間実施します。技能習得型研修(8時間)は技能Ⅰ(1時間)、技能Ⅱ(4時間)、技能Ⅲ(3時間)に区分し、それぞれ単独に受講することもできます。

ぜひ、この機会に多くの薬剤師の方のお申込みをお待ちしております。

■開催日程① 3月16日(木) 10時～20時(予定)
千葉県・幕張勤労市民プラザ 2階・多目的ホール(予定)
(JR海浜幕張駅より徒歩13分)

■開催日程② 3月17日(金) 10時～20時(予定)
千葉県・幕張メッセ国際会議場 1階・会議室(予定)
(JR海浜幕張駅より徒歩5分)

■定員 各回70名(先着順にて受付。定員になり次第締め切ります)

■受講費用 技能習得型(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ)オープン受講費 4,500円(JACDS会員価格・税込)

※一般価格7,500円のところ、JACDS会員企業に所属の方は特別価格で受講いただけます。
分割受講の場合は、費用が異なります。詳細は「健康サポート薬局研修」ご案内の受講料と入金時期をご参照いただくか、日本薬業研修センターまでお問合せ下さい。

■主な内容とスケジュール ※スケジュール及び内容は、一部変更になる場合があります

技能Ⅰ：「健康サポート薬局の基本理念」(研修時間1時間)

10:00～11:00	講義及び演習(60分)
-------------	-------------

休憩(20分)

技能Ⅱ：「薬局利用者の状況把握と対応」(研修時間4時間、昼食50分、休憩20分)

11:20～12:20	講義(60分)
-------------	---------

12:20～13:10	昼食(50分)
-------------	---------

13:10～16:30	演習(180分) + 休憩(20分)
-------------	--------------------

休憩(20分)

技能Ⅲ：「地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応」(研修時間3時間、休憩10分)

16:50～20:00	講義及び演習(180分) + 休憩(10分)
-------------	------------------------

※昼食は、各自でお取りください。

本件に関するお問い合わせ先：日本薬業研修センター 事務局 TEL. 045-478-5453

一般社団法人 日本薬業研修センター
日本チェーンドラッグストア協会

FAX送信先: 045-478-5461 (日本薬業研修センター行)

3月16日・17日「健康サポート薬局研修」 申込書

企業 申込	フリガナ 会社名			
	フリガナ 担当者名		部署名 役職	
	住 所	(〒 -)		
	連絡先TEL		連絡先FAX	
	連絡先 E-mail			

■ 研修申込み (受講希望人数を記入して下さい。)

No.	開催日	会 場	受講人数		
			I 研修	II 研修	III 研修
1	平成29年3月16日(木)	千葉県・幕張勤労市民プラザ 2階・多目的ホール(予定)	名	名	名
2	平成29年3月17日(金)	千葉県・幕張メッセ 国際会議場 1階・103会議室(予定)	名	名	名

III研修につきましては、原則、勤務先の所在地域での受講を行うことになっておりますが、近隣の都道府県で受講いただけるように調整中です。

■ 申込手続きの流れ(企業申込の場合)

1. 受講希望者数を記入し、FAX、またはメールにてお申し込みください。
2. 事務局より、ご記入頂いた連絡先メールアドレスへ会場別受講申込者記入一覧のデータを送付しますので、受講者の名前と薬剤師登録番号の一覧表をデータで送付してください。
3. 開催日の2週間前までに受講案内を企業宛にメールにて送付します。
当日の受付時に必要となりますので、受講者へお渡しください。
4. 後日、参加した受講者数をもとに請求書を作成し、企業担当者様へ送付いたします。

会場設営、およびグループ分けの都合上、**平成29年2月28日(火)までに**
申込書の送付をお願いいたします。

受講者が確定できない場合は、参加枠の確保にも対応いたします。詳しくは事務局へご相談ください。

健康サポート薬局に関するお問合せ
日本チェーンドラッグストア協会: 電話 045-474-1311

研修申込に関するお問合せ先
日本薬業研修センター: 電話 045-478-5453
<http://yakken-ctr.jp> Email: support@yakken-ctr.jp
※HPで、他の研修開催日などをご案内します

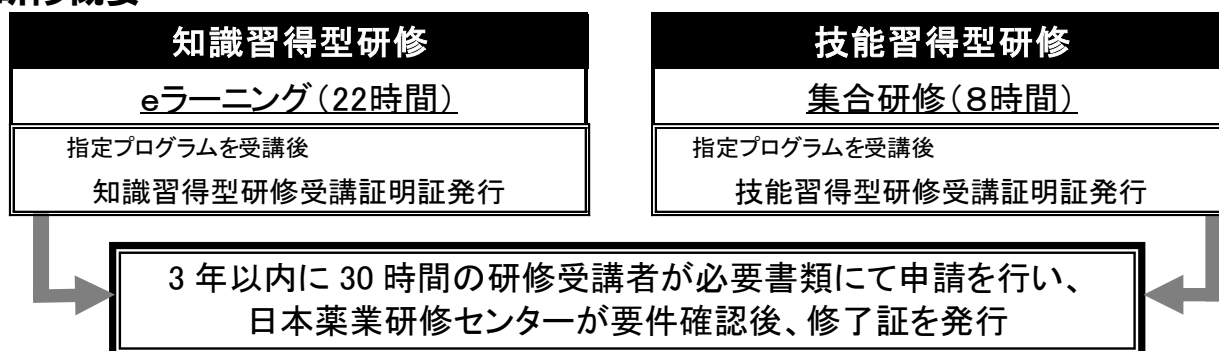
～厚生労働省が定める研修実施基準に適合し、実践に活用できる～

「健康サポート薬局研修」ご案内

この度、日本チェーンドラッグストア協会では日本薬業研修センターと協力し、2016年4月からスタートしました、地域における薬局機能向上に向けた厚生労働省の「健康サポート薬局制度」に求められている研修をスタートします。

本研修で使用するテキストは、地域の健康情報拠点薬局として必要な知識を、地域住民目線で分かりやすく説明できるテキストとなっているため、より実務に役立つ研修となっております。今後の地域連携への対応能力の向上や、OTC薬の適正な販売と情報提供に活用いただける研修内容となっている本研修に、ぜひお申込み下さい。

■研修概要



■研修内容と実施形式、学習方法

1) 知識習得型研修

eラーニングで実施します。

研修内容	時間数	実施形式と学習方法
知識習得型研修		eラーニング
①講座:地域住民の健康維持・増進	2時間	[学習の流れ] ①講座から順番にテキストを学習する。 (PDFのテキスト) ↓ 各講座ごとにテキスト学習終了後、確認試験実施。 ↓ 確認試験実施後、次の講座に進む。 ↓ ※順番通りの学習となり、確認試験を実施していないと次に進めない仕組みとなっている。 確認試験は、13回(②講座のみ3回、その他は1回)
②講座:要指導医薬品等概説	8時間	
③講座:健康食品、食品	2時間	
④講座:禁煙支援	2時間	
⑤講座:認知症対策	1時間	
⑥講座:感染対策	2時間	
⑦講座:衛生用品、介護用品等	1時間	
⑧講座:薬物乱用防止	1時間	
⑨講座:公衆衛生	1時間	
⑩講座:地域包括ケアシステムにおける先進的な取組事例	1時間	
⑪講座:コミュニケーション力の向上	1時間	

2) 技能習得型研修

内容により3つの区分に分け、実施します。1日8時間のスケジュールを組み、3区分の研修を行いますので、1つだけでも複数でも受講できます。

研修内容	時間数	実施形式と学習方法
技能習得型研修		講義と演習(グループ討議形式)
I 研修: 健康サポート薬局の基本理念	1時間	ビデオ、グループ討議、総評
II 研修: 薬局利用者の状態把握と対応	4時間	ビデオ、グループ討議、全体発表、総評
III 研修: 地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応	3時間	ビデオ、グループ討議、全体発表、総評

■実施時期

1) 知識習得型研修

2017年3月より研修用のホームページ(セルメ・プラザ)でeラーニングの受講を行います。

2) 技能習得型研修

2017年3月以降、30名以上の参加希望者が確認できた地区から随時開催します。

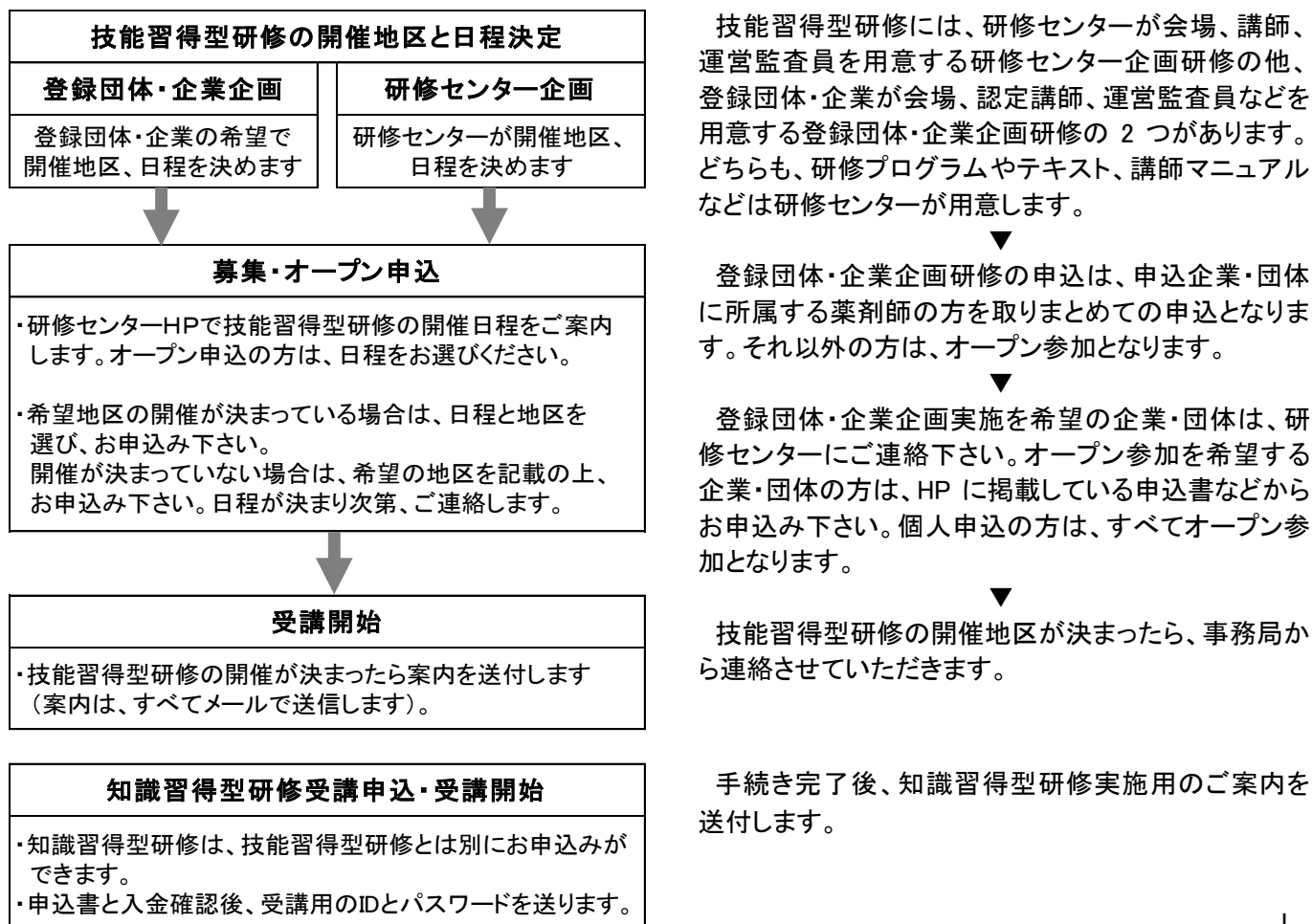
- ・研修の開催状況は、研修センター(日本薬業研修センター)のホームページ(<http://yakken-ctr.jp>)でご案内します。
- ・8時間の研修内容の内、勤務先の地区での受講が必要な研修(III研修)もありますので、お申込みの際はご注意ください。現在、参加人数が少ない場合は、近隣の都道府県で受講いただけるように調整中です。

※ご希望の地区での実施が困難な場合には、別途研修センターよりご連絡させていただきます。

※知識習得型研修と技能習得型研修は、どちらを先に受講してもかまいません。

ただし、最初に受講した研修から3年以内にすべての30時間の研修の受講を終了して下さい。

■受講の流れ



■受講料と入金時期

(税込)

受講料と 入金時期		登録団体・企業 (申込:企業・団体単位)		オープン(JACDS会員企業) (申込:企業・団体一括、個人)		オープン(一般価格) (申込:企業・団体一括、個人)	
★技能習得型	I・Ⅲ	1,500円	後日入金	2,250円	企業・団体は 後日入金、 個人は事前入金	3,750円	企業・団体は 後日入金、 個人は事前入金
	Ⅱ	1,500円		2,250円		3,750円	
知識習得型		1,000円	事前入金	1,500円	事前入金	2,500円	事前入金
計		4,000円		6,000円		10,000円	

※JACDS会員企業に勤務の方で、オープン申込の場合は、JACDS会員企業価格で受講いただけます。

★技能習得型研修受講料 I・Ⅲは、2講座あわせた金額です。どちらかのみ受講の場合でも指定の金額が必要です。

- 1) 受講料の中に、修了証交付費用(各自がネットからダウンロード)が含まれています。
別途、紙媒体の修了証の作成を希望の場合は、1枚 500 円で作成し、郵送します。
- 2) 入金確認後、会員番号とeラーニング受講のためのパスワードをご連絡します。
知識習得型研修の受講開始は、2017年3月からです。
技能習得型研修は、3月以降、受講人数が30名以上参加いただける見込みがある会場から随時開催します。登録団体・企業企画研修につきましては、人数に制限はありません。

【振込先】 みずほ銀行 虎ノ門支店 普)2966970 一般社団法人 日本薬業研修センター
シャ)ニホンヤクギョウケンシュウセンター

■申込方法

- 1) 別紙の「健康サポート薬局研修申込書」に、必要事項を記入の上、メールまたは FAX にてお申込下さい。
 - ・最初に、受講人数と技能習得型研修の希望地区についてお知らせください。
 - ・後日、受講者の名前と薬剤師登録番号の一覧表をデータで送付してください。
 - ・できるだけ、受講者の受講状況管理のため、企業取りまとめにて企業一括申込みをお願いします。
- 2) 企業一括申込の場合は、技能習得型研修の登録団体・企業企画研修での実施を検討して下さい。
 - ・希望の地区、日程での開催が可能となり、費用の軽減化が可能となる登録団体・企業企画研修での実施については、以下の「■登録団体・企業について」をご覧くださいか、事務局までお問合せ下さい。
- 3) 技能習得型研修の開催地区については、研修センター企画の場合は、原則参加希望者が30名以上になった時に開催日程を決定します(登録団体・企業企画研修につきましては、人数に制限はありません)。
 - ・申込時の希望地区で開催が決まっていない場合は、開催が決定次第、ご連絡させていただきます。
 - ・研修センターの HP でも開催日程地区の一覧表を作成し、閲覧できるようにします。
 - ・Ⅲ研修については、勤務先が所在する地区での受講が原則ですが、参加人数が少ない場合は、近隣の都道府県で受講いただけるように調整中です。

■登録団体・企業について (詳細は日本薬業研修センターHPをご参照下さい)

団体、企業の状況、希望にあわせて、日程、会場、講師、運営監査員の手配を当該団体・企業で行うことにより、費用の軽減化を図り、受講の機会を増やします。ぜひ、登録団体・企業企画での研修実施をご検討下さい。

- ・講師は研修センターの認定が必要となり、実務経験3年以上の薬剤師、または2年以上の医薬品に関する教育の講師経験者、製薬企業、行政等で3年以上の実務経験を有している方などが対象となります(日本薬業研修センターに講師を有料で依頼することも可能です)。
- ・研修センターに登録団体・企業研修実施団体、企業として事前登録が必要です。
- ・公募が原則ですので、開催会場の席数の10%以上は公募枠となり、登録団体・企業に所属以外の受講者の受け入れをお願いします。公募は、研修センターが行います。
- ・登録団体・企業には、登録団体・企業研修にオープン参加された人数分の還付金をお支払します。

申し込み 一般社団法人 日本薬業研修センター(横浜事務処理センター) <http://www.yakken-ctr.jp>
〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル4F
問合せ先 TEL:045-478-5453 FAX:045-478-5461 E-mail:support@yakken-ctr.jp

健康サポート薬局研修 申込書

企業申込	フリガナ 会社名			
	フリガナ 担当者名		部署名 役職	
	住 所	(〒)		
	連絡先TEL		連絡先FAX	
	連絡先 E-mail			

■ 申込手続きの流れ

- 1) 知識習得型研修、および技能習得型研修ともに、平成 29 年 3 月からスタートします。
- 2) 現在、開催が決定している平成 29 年 3 月 16 日(木)・17 日(金)の千葉地区の受講をご希望の方は、別紙の 3 月 16 日・17 日「健康サポート薬局研修」申込書にてお申込み下さい。
それ以外の地区、日程をご希望の方は、以下の申込書にて希望地区と人数をお知らせください。
申込み地区と人数により、技能習得型研修の開催地区、日程を決めます。
- 3) 参加希望を出していただいた地区が、開催候補地区となった場合、詳しい案内と申込確定のための案内書をメールにて、ご案内させていただきます。

■ 申込書記入について(受講希望地区と人数の記入をお願いします)

- 1) 企業申込の方は、登録団体・企業企画での受講か、オープンでの受講希望か選択して下さい。地区ごとに、実施方法が異なっても構いません。
- 2) Ⅲ研修については、勤務先が所在する地区での受講が原則ですが、現在、近隣の都道府県で受講いただけるように調整中です。
- 3) 技能習得型研修の参加希望者が 30 名以上集まり次第、開催地区として決定します(登録団体・企業企画研修につきましては、人数に制限はありません)。

※健康サポート薬局の研修を修了するためには、技能習得型研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲと知識習得型研修の受講が必要です。

		技能習得型研修							知識習得型研修			
		実施形式			研修名		地区名 (都道府県)	人数			人数	開始 希望月
		企画	オープン	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ		Ⅰ 研修	Ⅱ 研修	Ⅲ 研修		
〔記入例〕 「企業」 個人	○		○	○	○	神奈川県	20~25	20~25	15~20	20~25	H29.4頃	
		○			○	静岡県			3~5			
		○	○	○	○	大阪府	1	1	1	1	H29.3頃	

ドラッグストアショー特別セミナー

健康サポート薬局 届出方法のポイント

— 基準告示に伴う届出の必要書類等の作り方とそのポイントを解説 —

届出に必要な多様な書類項目の考え方とその書き方を平易に紹介 参加費は無料。ぜひご参加下さい

健康サポート薬局は今後、調剤を行うドラッグストア等が地域包括ケアシステムに参画するために必要な業務が効率的に盛り込まれているといえます。ドラッグストアはこれまでもOTC薬販売、健康食品、介護用品・衛生用品など、数多くのヘルスケア関連商品を取扱い、地域住民の健康意識を高めながら保健衛生に貢献してきました。それらの役割を、健康サポート薬局としていかに効率的に適合させていくか、そのための省令手順書等、多様な届出書類の書き方について平易に提供するのが本セミナーの狙いです。本セミナーが今後、健康サポート薬局を目指すドラッグストアに少しでも参考になれば幸いです。一人でも多くの参加者をお待ちしております。

一般社団法人 日本薬業研修センター
理事長 川島光太郎

■日 時：平成29年3月16日（木）、13:30~16:00

（ドラッグストアショーは17日~19日です。本セミナーはプレビュー開催期間に実施します）

■テーマ1（13:30~15:00） 健康サポート薬局 申請方法のポイントー申請書類の書き方について
講 師 筑波 純 氏（日本薬業研修センター認定講師、元埼玉県行政薬剤師）

■テーマ2（15:00~16:00）：健康サポート薬局 研修のご案内&健康サポート薬局モデル店舗の紹介
講 師 未定

■場 所：千葉県幕張・幕張メッセ（セミナー会場）

■参加費：無料

■内 容

健康サポート薬局である旨を表示しようとする薬局が満たすべき事項及び健康サポート薬局の表示の届出の際に添付する書類は多くあります。研修当日は、参会者に限定して、それらの書類のひな形を参加者に提供させていただきます。各店舗ごとに（企業）に、本セミナーを参考に効率的な書類作成と届出方法を知ることができます。健康サポート薬局をこれから届出する、または届出を予定している担当者には必見の研修になると思います。

主催：一般社団法人 日本薬業研修センター

協力：日本チェーンドラッグストア協会

参加申込書

FAX:045-478-5461 日本薬業研修センター 担当 橋本行

健康サポート薬局 届出方法のポイント

— 基準告示に伴う届出の必要書類等の作り方とそのポイントを解説 —

- 日 時：平成 29 年 3 月 16 日（木） 13：30～16：00
- 会 場：幕張メッセ国際展示場（千葉県 幕張）第17回JAPANドラッグストアショー内セミナー会場
- 定 員：150名（定員になり次第、締め切らせていただきます）
- 参加費：無料（事前のお申し込みをお願い致します。FAXの受信を持って受付完了と致します）
- 申込方法：①平成29年2月28日（火）までに参加申込書を日本薬業研修センター事務局までお送りください。
- ②定員になり次第、締め切らせていただきます。お早めにお申し込みください。
- ③当日は、名刺をご持参頂きます様、お願い申し上げます。
- ※都合により演題、講演者が変更になる場合もありますのでご了承ください。

企業名 _____

住所 〒 _____ 電話 _____

メールアドレス _____ FAX (_____) _____

連絡先担当者氏名 _____ 役職名 _____

※申込受付完了のお知らせは当日の会場地図と併せてメール又はFAXにて連絡担当者様宛にご案内させていただきます。

NO	ご所属・役職名	お名前
1		
2		
3		

※3名様より参加人数が多い場合はコピーしてお申し込みください（何名でも参加可）。

※申込締切日 平成29年2月28日（火）までにお申し込みください。

お問い合わせ先 日本薬業研修センター事務局 担当 橋本
〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第二ビル4階
TEL：045-478-5453 FAX：045-478-5461
E-mail：support@yakken-ctr.jp

個人情報漏えい、サイバーリスクの脅威に備える！

～ コンプライアンス遵守の観点から見た企業がとるべき対応について ～

2017 年 5 月 30 日、2015 年に改正された個人情報保護法が全面施行されます。これまで対象外だった、取り扱い個人情報数が 5000 件以下の企業も個人情報取り扱い事業者となります。

また、各種ニュースでも大きく取り上げられましたが、企業レベルだけでなく国家レベルでもインターネット上のサイバーテロによる攻撃が大きな脅威になりつつあります。

自社の業務サーバーへの攻撃による業務停止、お客様や従業員の個人情報の外部流出、これらに伴う顧客喪失や損害賠償など、サイバーテロによるリスクは企業の存続自体を脅かすものとなっており、もはや個人情報保護遵守のための対応はあらゆる企業にとって不可欠と言えます。

本セミナーでは、個人情報漏えい、サイバーリスクの現状とその課題について説明を行い、情報システムのセキュリティ強化による対応のみならず、幅広く情報提供を行います。

是非ともセミナーにご参加いただきますようご案内いたします。

コンプライアンス委員長 榎屋 茂康

セミナー内容

1. 日 時：2017 年 3 月 17 日(金) 11 時 00 分～12 時 30 分
2. 会 場：幕張メッセ 第 17 回 JAPAN ドラッグストアショー会場内セミナールーム B
3. テーマ
 - 1) 個人情報漏えい、サイバーリスクの現状とセキュリティ対策について
講師：東京海上日動リスクコンサルティング(株) ビジネスリスク本部 松下 健 氏
 - 2) 企業として取るべきリスクマネジメントの考え方と対応について
講師：東京海上日動火災保険(株) 横浜中央支店新横浜支社 日退 駿 氏
4. 参加費：無料
5. 定 員：100 名 (申込締切 3 月 13 日(月) 先着順で受付)
当日は、名刺をご持参頂きます様、お願い申し上げます。

送付先：FAX：045-474-2569

E-mail：sec@jacds.gr.jp

セミナー参加申込書

企業名：_____

連絡先 担当者氏名：_____ 役職名：_____

TEL：_____ () FAX：_____ ()

E-mail：_____

NO	ご所属・役職名	お名前
1		
2		
3		

※3 名様より参加人数が多い場合はコピーしてお申し込みください (何名でも参加可)。

「第17回JAPANドラッグストアショー」同時開催

標準EDI(流通BMS)推進特別セミナー開催のご案内

『標準EDI(流通BMS)導入に向けた課題と取り組み』

～2020年問題に向けた課題と対応～

「標準EDI(流通BMS)推進特別セミナー」では、2020年度「INSネット(ISDN)デジタル通信モード」終了予定についての対応や課題、JACDSの標準EDI(流通BMS)の普及推進の取り組み、軽減税率への対応、流通BMS導入事例や注意点などについて、ご講演いただきます。

ぜひ、この機会にご参加いただきますよう、よろしく願いいたします。

JACDS 業界標準化推進委員会 委員長 江黒 純一

記

日時:平成29年3月17日(金) 13:30～15:30

場所:千葉県 幕張メッセ国際展示場 第17回JAPANドラッグストアショー展示会場内セミナールーム

参加費:無料

参加対象者:ドラッグストア経営トップの方、商品部及びシステム担当者、メーカー・卸ベンダー、
システムベンダー、報道関係者様、その他

以上

【主な講演の内容及び講演者】

内容	講演者
「『INSネット(ISDN)データ通信』終了に向けたIPへの移行動向」(仮)	東日本電信電話株式会社 ビジネス開発本部 第一部門 ネットワークサービス担当課長 山内 健雅
「流通BMSの導入状況と今後について」	伊藤忠食品株式会社 情報システム本部 情報システム開発部部長 福岡 隆
「消費税軽減税率対策の概要」(仮)	独立行政法人中小企業基盤整備機構 経営支援部 経営支援企画課 消費税軽減税率対策費補助金統括室 参事 前田 和彦 副参事 清水 敬広
「流通BMS導入に失敗しないための注意点」	株式会社ユニックス 基幹系事業部 荻和元気
「流通BMS最新動向」	流通BMS協議会 事務局 一般財団法人流通システム開発センター ソリューション第2部 新規事業グループ 研究員 梶田 瞳

主催:日本チェーンドラッグストア協会 業界標準化推進委員会

後援:経済産業省、一般財団法人流通システム開発センター、流通BMS協議会

協会会員対象

第17回 JAPANドラッグストアショーと同時開催

店頭で情報提供に役立つ

「実践セミナー」のご案内

～医薬品販売に携わる協会会員の方にご参加いただけます～

アドバイザー認定者の方は、更新ポイントの取得対象となります。

2017年3月17日（金）～3月19日（日）に開催されます第17回 JAPANドラッグストアショーの開催期間中に、「実践セミナー」（JACDS主催）を開催致します。第一線で活躍される堀 美智子氏と福田 千晶氏を講師に迎え、ご講演いただきます。

1部では「インターネットを活用した健康情報の集め方と活用法」について、2部では、「ダイエットについてあらためて考える」についてご説明いただきます。

この、実践セミナーは、医薬品販売業務や店頭で接客されている方向けのセミナーとなっております。現場で必ず役立つ内容ですので、多数のお申込をお待ちしております。

【実践セミナー①】 3月17日（金）10:15～11:45

『インターネットを活用した健康情報の集め方と活用法』（仮題）

医薬情報研究所/(株)エス・アイ・シー 医薬情報部門責任者 堀 美智子 氏

プロフィール：日本薬業研修センター 医薬研究所所長。テレビやラジオ番組にも出演中。著書も多数。ヘルスケアアドバイザー養成講座のテキスト編集委員。



スマホ等で気軽にインターネットからの情報を収集できる今日、健康に関する情報も玉石混交、様々な情報が溢れています。正確ではない情報や膨大な情報の中から、正しい情報、適切な情報を選択し、効率良く収集し、活用できるスキルがこらからの情報社会では、益々求められます。

スマホやパソコンを活用して、正しく、適切で、最新の健康情報を効率良く収集し、それらを有効に活用する方法等について、お話を頂きます

.....

【実践セミナー②】 3月17日（金）15:30～17:00

『ダイエットについてあらためて考える』（仮題）

健康科学アドバイザー 福田 千晶 氏

プロフィール：医学博士。日本リハビリテーション医学会専門医。現在、テレビやラジオ番組にも出演中。著書も多数。ヘルスケアアドバイザー養成講座のテキスト編集委員。



ダイエットは、健康と美容の永遠のテーマです。最近の糖質OFFダイエットをはじめ、いろいろなダイエット方法が流行してきました。しかし、流行のダイエット方法に、頑張って取り組んだ結果、逆に体調を崩してしまったというケースもあります。店頭でも「流行のダイエットを雑誌、テレビで見た」というお客様に正しい情報を伝えることも大切です。ダイエットの目的、正しい目標設定、注意点など、ダイエットについて、改めて考える機会となるようなお話を頂きます。

【募集要項】

1. 対象者 日本チェーンドラッグストア協会会員
2. 日程 2017年3月17日(金)
3. 会場 千葉・幕張メッセ 国際会議場
〒261-0023 千葉市美浜区中瀬2-1
(JR京葉線・武蔵野線 海浜幕張より徒歩約10分)
4. 定員 各セミナーとも、50名(定員になり次第、締め切らせていただきます。)
5. 受講料 各セミナーとも、3,240円(税込)
※1名で2つのセミナーとも受講の場合は、5,400円で受講できます。

FAX : 045-478-5461 H&BC 人材育成センター行

3月17日「実践セミナー」申込書

お申込につきましては、**2017年3月8日(水)まで**に人材育成センター宛にFAXか郵送にてご返送下さい。

なお、申込受付は申込用紙の送付と受講料の入金が確認できて完了となり、3月上旬に、受講案内を送付いたします。

また、申込をいただいた時点ですでに定員に達している場合はご連絡致します。

企業名: _____

担当者名: _____ 電話番号: _____

連絡先住所: 〒 _____

受講希望		氏名	受講希望		氏名
枠①	枠②		枠①	枠②	

＜受講料の支払方法＞

受講料: 1名・1セミナー **3,240円** (税込)※1名で2つ受講の場合は、5,400円

※**2017年3月8日(水)まで**に下記口座へ振込願います。(振込手数料はご負担願います)

振込口座: 三井住友銀行 新横浜支店 普)0285954 日本チェーンドラッグストア協会

三菱東京UFJ銀行 新横浜支店 普)0196957 日本チェーンドラッグストア協会

お申込・お問合せ先

JACDS ヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センター

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階

TEL: 045-478-5451 FAX: 045-478-5461

厚生労働省 特別講演会 薬局・薬剤師行政の課題と展開(仮題)

薬局及び薬剤師のあり方は大きく変動しつつあります。平成27年10月の「薬局ビジョン」の作成と公表を皮切りに、28年には「かかりつけ薬局」と「健康サポート薬局」が導入されました。これらの新制度は緒についたばかりですが、今後も、地域包括ケアシステムの構築に向けた様々な制度の見直しが予想されます。

この地殻変動に対し、今後ドラッグストアはどのように業務を展開していけばよいのか、ドラッグストアの強みをどう活かしていくのか、地域の中でどのようにして存在感を高め、住民の期待と信頼に応えていくのか——。ドラッグストア各社が将来を展望しながら戦略を立てていくことが重要なことは言うまでもありませんが、そのためには前提ともなる規制ルールと医療保険制度の動向を十分に忍びかかればなりません。

そこで勤務薬剤師会では、厚生労働省から企画立案の責任者に登壇いただくこととしました。第一線の担当官による行政の課題と今後の展開に関する講演と質疑応答を通じ、薬剤師と薬局の将来像と企業戦略を探ります。

日本チェーンドラッグストア協会 勤務薬剤師会

厚生労働省 特別講演会

- テーマ: 薬局・薬剤師行政の課題と展開(仮題)
- 講師: 厚生労働省 医薬食品局生活衛生局医薬情報室長 紀平 哲也
- 日時: 平成29年3月19日(日)
第1部: 11:00~12:00 講演
第2部: 12:00~12:30 質疑応答
- 会場: 千葉県幕張 幕張メッセ(セミナー会場 ドラッグストアショーと同時開催)
- 定員: 150名(定員になり次第、締め切らせていただきます)
- 参加費: 無料
- 申込み: 別紙の参加申込書による FAX

同日開催

「もしもの時に知っておきたい薬の副作用と救済制度」

医薬品・医薬機器総合機構(PMDA)

- 日時 平成29年3月19日(日)12:50~13:35 無料 申込み不要(一般来場者向け)
- 会場 千葉県幕張 幕張メッセ(セミナー会場)

平成28年度 第8回支部長会、第32回中部ブロック総会開催速報

去る1月26日(木)ホテルメルパルク名古屋におきまして、中部地区の第8回支部長会および第32回ブロック総会が開催されました。

当日は13時より支部長会が開催され、中部地区のすべての支部長が出席されました。榊原ブロック長による進行で議事が進められ、各支部からの薬務課訪問の報告、行政からの依頼への対応、地域での取組等について話し合われました。支部長会の後14時45分から正会員、賛助会員も交えての総会が開催され120名近い会員が参加しました。なおブロック総会の報告につきましては来月特集いたします。



支部長会



総会

平成28年度 東京都商品等安全対策協議会 報告

東京都からの委員の派遣依頼を受け、理事企業である龍生堂本店より委員として経営企画室室長の岸邊氏に平成28年7月から4回にわたりご参加いただきました。

東京都では平成10年より、商品の使用又はサービスの利用に伴う危害を防止し都民の安全な消費生活の確保を目的として消費者及び事業者学識経験者等が商品やサービスの安全性について検討を行う協議会を開催しています。今年度は「子ども用歯ブラシの安全対策について」がテーマのため、商品の取扱いのある流通団体として委員の派遣依頼がありました。

2月14日に報告書がまとめられ、東京都に渡されました。今後はポスターやリーフレットを作成し消費者への注意喚起や啓蒙活動、関係機関への協力依頼が行われます。

また、これを受けて消費者庁・国民生活センターから「子供の歯磨き中の喉突き事故などに関する注意喚起」が消費者庁 HP、ツイッターやメールで配信されます。(資料「行政団体からのお知らせ」参照)

第4回の協議を終えて、座長から「今回、流通団体からの活発な意見が出され大変参考になった」と高く評価されました。



JACDS

1 月 月 次 活 動 報 告

日付・場所	事業活動	活動・討論・検討内容	出席者
1月6日(金) JACDS東京事務所 12:00~14:30	第5回コンプライアンス委員会	委員長 挨拶 1. 小売業における労働災害対策及び安全衛生対策について 2. JAPANドラッグストアショーでのセミナー開催について 3. その他	9名
1月13日(金) JACDS東京事務所 16:15~17:00	第17回JAPANドラッグストアショー 実行委員会記者会見	1. テーマ 『セルフメディケーションで、幸せいっぱい街づくり！』 ～ニッポンの元気を応援するドラッグストア～ 2. 会期 2017年3月17日(金)、18日(土)、19日(日)の3日間 午前10時~午後5時 ※一般公開は18日(土)、19日(日) ※プレビュー開催:日時:3月16日(木)午後2時~6時 会場:4・5ホール 3. 会場 幕張メッセ国際展示場(4、5、6、7、8、ホール) 4. 目標 308社・1,129小間 ※概算(2016/12/28現在) 5. 入場料 無料 6. 見所 1) テーマイベント「進化貢献するドラッグストア」 2) 新ゾーン「ファーマシーソリューションゾーン」を設置 3) 新商品コレクション2017 4) ヘルス&ビューティ情報ステーション2017 5) 全国うまいものフェア2017 6) 業界と生活者向けの特別セミナー 7) その他	約50名
1月13日(金) JACDS東京事務所 17:00~18:00	第108回定例会合同記者会	1. 日本医薬品登録販売者協会から 「登録販売者の心得 10箇条」の作成と今後の活動 2. 日本薬業研修センターから 「健康サポート薬局研修」を開催 3. 日本ヘルスケア協会から 1) ご挨拶 2) 平成29年の計画(ニュースリリース第12号) 3) 減らせ突然死 救命・AED機器推進部会 4) その他 4. 日本配置販売業協会、日本置き薬協会から 1) 「君の名は。」「一般従事者」 全配協が新配置の非専門家の活動範囲を明確化 2) 認定 優良配置販売業について 5. 日本チェーンドラッグストア協会から 1) ドラッグストアの機能や満足・効率を高める活動に全力を注ぐ 2) 次世代ドラッグストアビジョンについて 3) 新たな商品力・人材力向上スキーム構築へ 4) 第5回健康(セルメ)川柳コンクール 5) 第12回セルフメディケーションアワード 6) 今後の実施計画 7) 宗像の視点 8) 次回の開催案内	約80名
1月19日(木) JACDS東京事務所 10:30~12:30	第5回調剤事業推進委員会	1. こどもやくざいし体験コーナーの実施に向けて ※運営の方法、宣伝広告用パネルの設置、必要資材の数量、調達分担など 2. 今後の委員会活動について 3. その他 ※次回日程 など	11名
1月26日(木) メルパルク名古屋 2階 白鳥の間 13:00~14:30	第8回中部ブロック支部長会	1. 中部ブロック長挨拶 2. 組織委員長挨拶 3. 行政訪問の報告について 4. 登録販売者制度向上委員会 報告 5. 日登協からのお願い 6. その他	11名
1月26日(木) メルパルク名古屋 2階 平安の間 14:45~16:45	第32回中部ブロック総会	1. 中部ブロック長挨拶 2. 組織委員長 挨拶 3. 「JACDS組織委員会の方針」について 4. 2017年の経済環境と今後の方針について 5. 登録販売者制度向上委員会の活動について 6. 第17回JAPANドラッグストアショーの開催について 7. 「JACDS事業活動報告と今後の事業計画」及び 「ドラッグストア業界の現状と課題への対応」について 8. 質疑応答	約110名

協会からのお知らせ

次々ページ以降に各項目の詳細資料を掲載しています。

■ 登録販売者試験受験対策支援

☆平成 28 年度 登録販売者試験情報(平成 29 年 1 月 30 日一般社団法人 日本薬業研修センター調べ)を掲載しました。【資料 後頁 1 ページ分あり】

☆登録販売者試験受験対策 2016 年実施過去問題集(2017 年度改訂版)は3月販売予定です。予約申込者には、出来上がり次第予約受付順に発送いたします。詳しくは協会 HP をご覧ください。

☆ヘルス&ビューティ用語事典、ドラッグストア・流通用語事典も引き続き販売しております。

ご案内 URL: <http://www.jacds.gr.jp/yougo/yougoannai.pdf>

申し込み用紙 URL <http://www.jacds.gr.jp/yougo/yougomoushikomi.pdf>

■ 介護情報提供員の募集について

「介護」に関する様々な内容の概要や介護情報へのアクセス手段等の説明を行うサポートは、店舗の信頼をより高めるものです。ぜひ、地域生活者の信頼を勝ち得ることができる「介護情報提供員」を養成し、今後、介護に関する情報提供体制の環境づくりにご活用願います。【資料 後頁 2 ページ分あり】

■ 薬剤師資質向上研修ネットセミナー・集合研修募集のご案内

薬剤師への継続研修の実施は「指針の策定」と同様に開設者に求められる義務です。本研修は、厚生労働省に提出し確認していただいた研修内容に沿って実施いたします。【資料 後頁 2 ページ分あり】

■ ダブルライセンス認定制度を実施

JACDS では、医薬品の専門家である薬剤師や登録販売者でアドバイザーを取得した方や、複数のアドバイザーを取得した方に新しい認定名を付け、生活者の信頼や本人の自信を高める人材育成につなげています。

ぜひ、企業や店舗の成長に貢献する人材育成の制度として、ご活用ください。【資料 後頁 2 ページ分あり】

■ 健康食品市場創造研究会

この研究会はスーパーマーケットやドラッグストアの企業や団体が参画し、メーカー・卸・サポート企業が協働することで健康食品市場を拡大させる唯一の研究会です。【資料 後頁5ページ分あり】

■ 一般財団法人 日本ヘルスケア協会 ご案内

「一般財団法人日本ヘルスケア協会」は超高齢社会における健康寿命延伸とヘルスケア産業育成の実現を目指すヘルスケアに関する有識者、産業、関係者が集まった民間唯一の団体です。【資料 後頁5ページ分あり】

■ 「そらぶちキッズキャンプを創る会」支援について

引き続き、JACDSではそらぶちキッズキャンプ募金を支援しています。ご協力をお願いします。

【資料 後頁 1 ページ分あり】

平成28年度 登録販売者試験結果

一般社団法人 日本薬業研修センター調べ(平成29年1月30日)

都道府県	試験日	合格発表日	合格者数	受験者数	合格率
北海道	8月31日(水)	10月3日(月)	895名	1,652名	54.2%
青森県	8月31日(水)	10月3日(月)	277名	592名	46.8%
岩手県	8月31日(水)	10月3日(月)	245名	481名	50.9%
宮城県	8月31日(水)	10月3日(月)	394名	752名	52.4%
秋田県	8月31日(水)	10月3日(月)	184名	374名	49.2%
山形県	8月31日(水)	10月3日(月)	163名	329名	49.5%
福島県	8月31日(水)	10月3日(月)	433名	879名	49.3%
茨城県	9月14日(水)	10月14日(金)	575名	1,543名	37.3%
栃木県	9月14日(水)	10月14日(金)	362名	1,007名	35.9%
群馬県	9月14日(水)	10月14日(金)	583名	1,443名	40.4%
埼玉県	9月11日(日)	10月11日(火)	678名	2,151名	31.5%
千葉県	9月11日(日)	10月11日(火)	651名	1,987名	32.8%
東京都	9月11日(日)	10月11日(火)	1,732名	5,344名	32.4%
神奈川県	9月11日(日)	10月11日(火)	881名	2,365名	37.3%
新潟県	9月14日(水)	10月14日(金)	269名	828名	32.5%
富山県	9月7日(水)	10月21日(金)	332名	674名	49.3%
石川県	9月7日(水)	10月21日(金)	267名	605名	44.1%
福井県	8月21日(日)	10月7日(金)	335名	780名	42.9%
山梨県	9月14日(水)	10月14日(金)	145名	402名	36.1%
長野県	9月14日(水)	10月14日(金)	305名	1,001名	30.5%
岐阜県	9月7日(水)	10月21日(金)	510名	994名	51.3%
静岡県	9月7日(水)	10月21日(金)	1,063名	1,910名	55.7%
愛知県	9月7日(水)	10月21日(金)	1,257名	2,278名	55.2%
三重県	9月7日(水)	10月21日(金)	332名	624名	53.2%
滋賀県	8月21日(日)	10月7日(金)	256名	585名	43.8%
京都府	8月21日(日)	10月7日(金)	769名	1,499名	51.3%
大阪府	9月8日(木)	10月21日(金)	2,177名	4,644名	46.9%
兵庫県	8月21日(日)	10月7日(金)	1,395名	2,498名	55.8%
奈良県	9月1日(木)	10月14日(金)	675名	1,260名	53.6%
和歌山県	8月21日(日)	10月7日(金)	288名	611名	47.1%
鳥取県	11月17日(木)	H29年1月13日(金)	71名	223名	31.8%
島根県	11月17日(木)	H29年1月13日(金)	55名	204名	26.9%
岡山県	11月17日(木)	H29年1月13日(金)	341名	1,122名	30.4%
広島県	11月17日(木)	H29年1月13日(金)	275名	718名	38.3%
山口県	11月17日(木)	H29年1月13日(金)	287名	1,006名	28.5%
徳島県	10月26日(水)	12月2日(金)	71名	208名	34.1%
香川県	10月26日(水)	12月2日(金)	97名	253名	38.3%
愛媛県	10月26日(水)	12月2日(金)	101名	277名	36.5%
高知県	10月26日(水)	12月2日(金)	96名	270名	35.6%
福岡県	12月18日(日)	H29年1月26日(木)	1,512名	2,780名	54.4%
佐賀県	12月18日(日)	H29年1月26日(木)	347名	673名	51.6%
長崎県	12月18日(日)	H29年1月26日(木)	246名	494名	49.8%
熊本県	12月18日(日)	H29年1月26日(木)	341名	675名	50.5%
大分県	12月18日(日)	H29年1月26日(木)	240名	508名	47.2%
宮崎県	12月18日(日)	H29年1月26日(木)	199名	410名	48.5%
鹿児島県	12月18日(日)	H29年1月26日(木)	327名	769名	42.5%
沖縄県	12月18日(日)	H29年1月26日(木)	287名	664名	43.2%
計			23,321名	53,346名	43.7%

※詳細は各都道府県に確認願います。

ドラッグストアの新しい役割となる JACDS 認定「介護情報提供員」 受講者募集中

超高齢社会の日本では、ドラッグストアは地域の生活支援はもとより、高齢者の新たなニーズを発掘し、新しい役割を担っていくことが重要です。JACDSでは、複雑な介護サービスについて、その地域にあった適正な情報を提供できる専門家を育成する「介護情報提供員制度」を実施しています。「介護」に関する様々な内容の概要や介護情報へのアクセス手段等の説明を行うサポートは、店舗の信頼をより高めるものです。ぜひ、地域生活者の信頼を勝ち得ることができる「介護情報提供員」を養成し、今後、介護に関する情報提供体制の環境づくりにご活用願います。

■ 受講資格

JACDS「ヘルスケアアドバイザー」認定者または受講者

※「ヘルスケアアドバイザー」受講者は、認定後に介護情報提供員の認定が行われます。

※以前認定者で更新手続きを行わなかった「未更新者」や講座の受講が修了できなかった「未修了者」の方は、再認定および再受講の方法を用意していますので、事務局までお問い合わせ下さい。

■ 受講料

eラーニング … 無料

ネット環境が整っていない方には、別途郵送通信（受講料・税込2570円）も用意しています。

■ 認定方法

eラーニングでテキストを学習後、地域の介護相談内容と相談先一覧マップの作成により、合否判定。

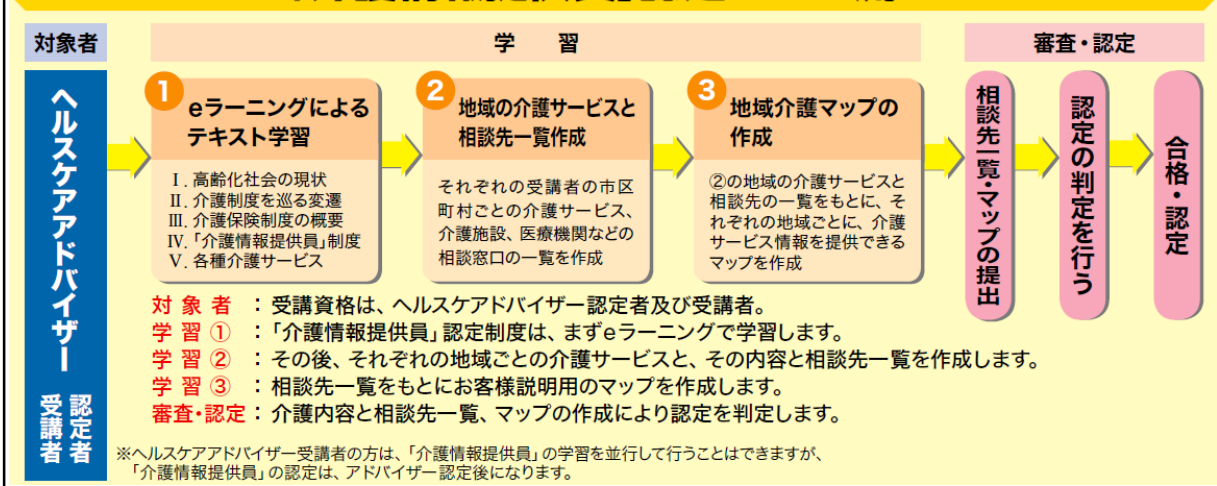
■ 主なカリキュラム

テキスト学習

- I. 超高齢社会を取り巻く日本の現状
- II. 介護制度を巡る変遷
- III. 介護保険制度の概要
- IV. 「介護情報提供員」制度
- V. 各種介護サービス
- VI. サンプル 添削レポートー地域の相談窓口を把握しよう

介護の相談内容と主な相談先一覧の作成
地域の介護マップの作成

「介護情報提供員」認定までの流れ



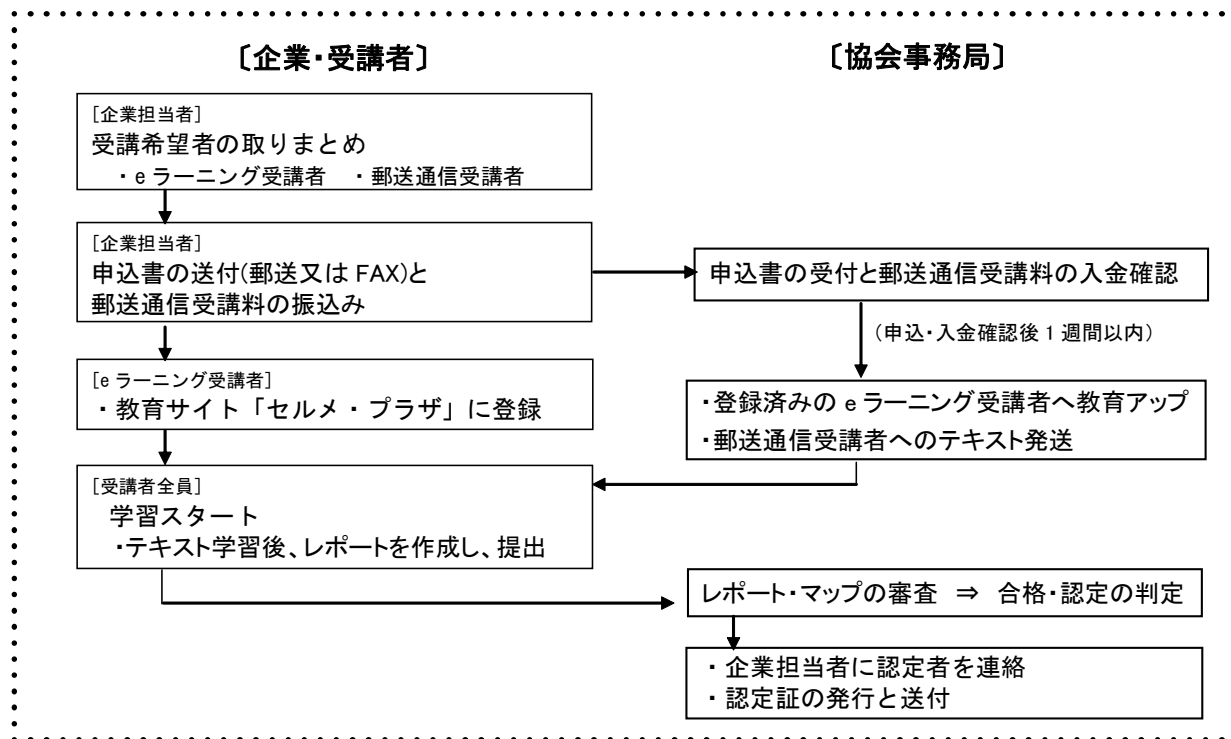
■ 学習の狙い

- ①高齢化社会の現状と介護制度についての概要を学ぶ。
- ②介護・福祉に関わる施設、専門家の役割、サービスについて学ぶ。
- ③地域の実情に合わせた介護・福祉施設、サービスについて学ぶ。
- ④地域の介護事業計画、福祉事業計画、医療計画等について学び、各市町村における介護、福祉、医療施設等の役割を学び、それらとの協力、連携について考える。
- ⑤顧客からの介護に関わる幅広い相談を受けた際に、適切な相談窓口を紹介できる資質を備える。
- ⑥ドラッグストアが地域住民の安心・安全を高めるために、地域の介護・福祉事業者とネットワークを図り、ドラッグストアの新たな役割を創造する。

「介護情報提供員 申込」について

介護情報提供員の企業一括申込みから受講・認定までの流れは以下の通りです。

企業での介護情報体制づくりのためにも、企業で取りまとめたお申込みをお願いします。



「介護情報提供員」の役割

介護情報提供員の役割は、地域ごとの介護サービスとその特徴、それぞれの相談窓口を知り、顧客に適正に相談窓口を提供することです。これから地域包括ケアシステム

の中で、介護、医療、生活支援、予防など分野をシームレスにネットワーク化していく上で、極めて重要な役割が担えるものと期待されます。

受講・申込みにつきましては、ヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センターまでお問い合わせ下さい。

**お申し込み
お問い合わせ先**

JACDS ヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センター

〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階

TEL. 045-478-5451 FAX. 045-478-5461 e-mail info@hbc-ctr.gr.jp

薬剤師資質向上研修 通信研修・集合研修 募集のご案内

● 資質向上研修の実施は開設者の義務

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「薬機法」という。)に伴う体制省令により、薬剤師への継続研修の実施は「指針の策定」と同様に開設者に求められる義務になります。(体制省令 第2条第1項第7号、および第2条第2項)

薬機法では、薬局、店舗販売業の許可の基準に関して、体制省令で定める基準に適合しないときは改善命令等に該当する場合があります、研修の実施は許可要件となります。

(薬局:薬機法第5条第1項第2号 店舗販売業:薬機法第25条第2項第2号)

● 継続的な資質向上研修を実施中

本研修は、厚労省に提出し、確認していただいた研修内容に沿って実施いたします。

■ 薬剤師資質向上研修概要(通信研修と集合研修の2つから構成されています)

通信研修(1年間)	集合研修(前期・後期開催)
eラーニング ※1) パソコンを使用し、ネットを通じたテキスト学習と自動採点の問題回答に取り組む	1日 ※2) (年1回以上参加下さい) 最新情報やネット形式では学習しにくい内容をスクール形式で学習
年間プログラム 1. 症状・部位別医薬品通信研修 12回 2. ヘルスケア実践セミナー 12回	1. 薬事行政情報 2. 医薬品販売業に係る法規と制度 3. 専門家のための技術・知識 4. 確認試験
指定プログラムを修了 1)通信研修受講証明証を発行	年1回以上の受講 2)集合研修受講証明証を発行
※パソコンによるネット環境がなく、通信研修が受講できない場合は、郵送による通信教育も用意しています。(テキスト代、送料等の実費を含み、3,600円)	※1地区50名以上の参加希望者がいた場合に、開催します。

資質向上研修受講証明証の発行

(3)法律が求める資質向上研修受講証明証を発行

(1)と(2)両方をもとに、体制省令に対応する資質向上研修の受講証明証を発行します。

※必要に応じ、都道府県(保健所)へ資質向上研修を修了した薬剤師の名簿提出等の対応を実施

※通信研修受講中で、受講証明を発行出来ない方へは、求めに応じ、受講歴の証明を発送

■ 受講費用

1)通信研修 2,570 円 (税込)

受講対象者:JACDS 勤務薬剤師会に加入している薬剤師の方
※郵便による通信研修の場合、テキスト、送料等含め 3,600 円(税込)

2)集合研修 3,000 円 (税込)

受講対象者:日本薬業連絡協議会に加盟する団体に加入している企業に勤務している薬剤師の方
※テキスト代を含みます。 ※昼食は各自でご用意願います。

通信研修と集合研修は個別に受講費用が必要となります。

通信研修 集合研修 合計
(2,570 円)+(3,000 円) = (5,570 円)

郵送通信 集合研修 合計
(3,600 円)+(3,000 円) = (6,600 円)

カリキュラム

1) 通信研修

□ 症状・部位別医薬品通信研修				※基礎講座1から順番に学習します。			
○ 基礎講座		20	咳②	40	爪から見える病気②	17	強心薬・高コレステロール改善薬・貧血用薬(前半)
1	胃腸症状	21	禁煙①	41	すり傷・切り傷・やけど①	18	強心薬・高コレステロール改善薬・貧血用薬(後半)
2	疲労・虚弱	22	禁煙②	42	すり傷・切り傷・やけど②	19	抗アレルギー薬・鼻炎用薬・点鼻薬(前半)
3	目の症状	23	肩こり①	○ 応用講座		20	抗アレルギー薬・鼻炎用薬・点鼻薬(後半)
4	かぜ症候群	24	肩こり②	1	胃腸薬(前半)	21	解熱鎮痛薬・生理痛専用薬(前半)
5	一般用検査薬	25	頭痛①	2	胃腸薬(後半)	22	解熱鎮痛薬・生理痛専用薬(後半)
6	アレルギー症状	26	頭痛②	3	便秘薬(前半)	23	睡眠改善薬・眠気防止薬・小児鎮静薬(前半)
7	動悸・更年期症状①	27	腰痛・関節痛①	4	便秘薬(後半)	24	睡眠改善薬・眠気防止薬・小児鎮静薬(後半)
8	動悸・更年期症状②	28	腰痛・関節痛②	5	止瀉薬・整腸薬(前半)	25	皮膚疾患用薬(前半)
9	痛み(解熱鎮痛薬)①	29	口内炎①	6	止瀉薬・整腸薬(後半)	26	皮膚疾患用薬(後半)
10	痛み(解熱鎮痛薬)②	30	口内炎②	7	滋養強壮薬(前半)	27	口腔内用薬・うがい薬・オーラルケア用品(前半)
11	精神神経症状①	31	乗物酔い①	8	滋養強壮薬(後半)	28	口腔内用薬・うがい薬・オーラルケア用品(後半)
12	精神神経症状②	32	乗物酔い②	9	目薬(前半)	29	痔疾用薬(前半)
13	虫さされ①	33	スキンケア①	10	目薬(後半)	30	痔疾用薬(後半)
14	虫さされ②	34	スキンケア②	11	検査薬(前半)	31	鎮咳去痰薬(前半)
15	オーラルケア①	35	育毛・発毛①	12	検査薬(後半)	32	鎮咳去痰薬(後半)
16	オーラルケア②	36	育毛・発毛②	13	かぜ薬(前半)	33	禁煙補助薬(前半)
17	痔の症状①	37	水虫①	14	かぜ薬(後半)	34	禁煙補助薬(後半)
18	痔の症状②	38	水虫②	15	女性用薬・ハーブ医薬品(前半)	35	外用消炎鎮痛薬(前半)
19	咳①	39	爪から見える病気①	16	女性用薬・ハーブ医薬品(後半)	36	外用消炎鎮痛薬(後半)

○ヘルスケア実践セミナー	
1月	オーラルケア対策
2月	水虫対策
3月	アイケア対策
4月	禁煙対策
5月	香り・リラクゼーション対策
6月	セルフチェックと生活習慣病対策
7月	アンチエイジング・シルバー対策
8月	胃腸対策
9月	かぜ対策
10月	花粉症対策
11月	スキンケア対策
12月	ヘアケア対策

※学習月の内容を学びます

○症状・部位別医薬品通信研修は、テーマごとに病理・薬理・対処法や主な薬効を学習し、情報提供のために必要なポイントを学習します。
○ヘルスケア実践セミナーは、仕事で活かせる売場づくりや販売促進方法なども含めた内容を学習します。

※通信研修は、eラーニングと郵送通信の内容は、同一です。応用講座のカリキュラムは、継続します。

2) 集合研修

スケジュール(予定)	
80分	薬事行政情報
60分	医薬品販売業に係る法規と制度 (昼食 30分)
70分	専門家のための技術・知識① (休憩 10分)
70分	専門家のための技術・知識② (休憩 10分)
60分	専門家のための技術・知識③
20分	確認試験

終了 ※昼食は各自でご対応願います。

研修内容

- 薬事行政情報
リスク区分等の変更があった医薬品等、最新の情報について説明します。
- 医薬品販売業に係る法規と制度
最新の法規と制度について説明します。
- 専門家のための技術・知識①②③
専門家として実践力をつける知識を学習します。
- 確認試験
筆記による確認試験を行います。

※内容、スケジュールについては変更になる場合があります。

申込方法

1) 通信研修

※毎月20日を受付締切とし、翌日より開始できます。随時申込みを行っております。

・通信研修は研修用ホームページ(セルメブラザ: <http://www.selme.jp>)にて実施します。

2) 集合研修

1地区50名以上の参加希望者がいた場合に開催いたします。

・受講をご希望の方は、事務局までお問い合わせ下さい。

研修内容
問い合わせ先

日本チェーンドラッグストア協会 JACDS 勤務薬剤師会

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル4F TEL:045-474-1311 FAX:045-474-2569

専門領域をさらに広げた人材として高く評価

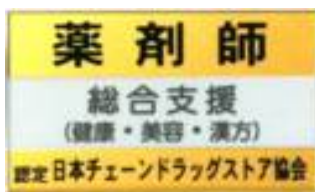
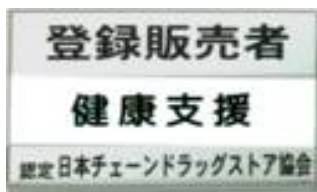
ダブルライセンス認定制度

これからのドラッグストアは、セルフメディケーションの推進のための知識や技術を習得し、生活者の生活をより健やかにするための人材が重要です。

JACDSでは、医薬品の専門家である薬剤師や登録販売者で各種アドバイザーを取得した方や、複数のアドバイザーを取得した方を、「ダブルライセンス認定者」として新しい認定名をつけ、生活者にアピールしています。

ぜひ、企業や店舗の成長に貢献する人材育成制度として、ご活用ください。

- 認定者の方には新しい認定名のネームプレートを発行します（配布物1）



対象者と新しい認定名

- それぞれ取得したアドバイザーにより、専門領域の支援名をつけます

ヘルスケアアドバイザー	…	健康支援
ビューティケアアドバイザー	…	美容支援
ベビーケアアドバイザー	…	育児支援
漢方アドバイザー	…	漢方支援

(表①)

- 薬剤師・登録販売者で1つのアドバイザーを取得した場合

	薬剤師	登録販売者
ヘルスケアアドバイザー取得	健康支援 薬剤師	健康支援 登録販売者
ビューティケアアドバイザー取得	美容支援 薬剤師	美容支援 登録販売者
ベビーケアアドバイザー取得	育児支援 薬剤師	育児支援 登録販売者
漢方アドバイザー取得	漢方支援 薬剤師	漢方支援 登録販売者

- 薬剤師・登録販売者で複数のアドバイザーを取得した場合、アドバイザーが複数認定を受けた場合

総合支援（支援名）※1 + 資格・認定名※2

※1：支援名 → 取得したアドバイザーにより支援名をつけます。表①を参照ください。

※2：資格名・認定名 → 薬剤師、登録販売者、アドバイザー

- 例** ヘルスケアアドバイザーと漢方アドバイザーを持っている薬剤師
総合支援（健康・漢方）薬剤師
ビューティケアアドバイザーとベビーケアアドバイザーを持っているアドバイザー
総合支援（美容・育児）アドバイザー

より意欲の高い専門家としてダブルライセンス取得者を広くアピール

●お客様にダブルライセンスの方をアピールするポスター（配布物2）

より専門領域を広げたダブルライセンスの方を、紹介するポスターを作成。認定者に送付しますので、店頭でお客様にアピールしていただくため活用ください。

申込・手続き方法と認定者への配布物

●現在、認定者の方で、ダブルライセンス認定の対象者

登録内容の確認のため、申込用紙に必要事項を記入の上、事務局までお申し込み下さい。
ネームプレートとポスターを無料で発行します。（新規更新登録の場合は、更新料に含まれます）
申込用紙は、人材育成センターのHPに掲載していますので、ダウンロードして下さい。
または、お電話でお問い合わせください。

●認定者への配布物

◆1：ネームプレート（横6cm×縦3.5cm） ◆2：告知用ポスター（A3サイズ）

現在、未更新者の方

●過去にアドバイザーの認定を受け、認定期間中にポイントを達成できなかった方や更新手続きを行わなかった方は、現在「未更新者」となっており、ダブルライセンスの対象となっておりません。再認定のための条件を用意しておりますので、事務局までお問い合わせください。

●以前、1つだけアドバイザーを取得されていて現在未更新の方で、ダブルライセンスを目指したい方も、同様に救済策の対象となります。

- 【救済例】 ①問題・レポートでポイント達成を目指す
②認定試験を受験する、他

未更新期間や認定時の状況により、有料の場合もあります。
再認定の時は、登録費用は有料となります。

お問合せ先

JACDS ヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センター

〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階

TEL. 045-478-5451 FAX.045-478-5461 e-mail info@hbc-ctr.gr.jp

H&BC 人材育成センター HP (<http://www.hbc-ctr.gr.jp>) E-mail info@hbc-ctr.gr.jp

2015年4月健康食品機能性表示制度スタート
健康食品（健康食品・一般食品）10兆円産業を実現する

健康食品市場創造研究会

わが国唯一の小売店舗連携の研究会

— 発足のご案内と会員募集 —

「健康食品市場創造研究会」の特徴

■小売業（スーパーマーケット、ドラッグストア）連携の唯一の研究会

米国でもそうであったように、健康食品、介護食品の新しいマーケット創造は、リアル店舗によって実現します。スーパーマーケット、ドラッグストアの企業や団体が参画した唯一の研究会です。

■国が食品の新産業創出戦略策定

国は、「健康寿命延伸産業の育成」（日本再興戦略）に基づき、機能性を持つ農林水産物を含めた、健康食品、一般食品・介護食品の新産業を育成するための、民間主導による新市場形成促進策を打ち出しました。

■小売業連携で、メーカー、卸、サポート企業が協働し健康食品市場を拡大する

リアル店舗で行われる新しい商品構成、販売方法、情報提供方法を構築し、それに適したメーカーや卸企業の商品開発や情報提供、チャンネル政策を行うことが極めて重要になります。

■健康食品（健康食品・一般食品）の新しい10兆円マーケット創造を実現する

わが国が進める「健康寿命延伸」を実現させるため、2015年4月より健康食品や一般食品の機能性表示が可能となる。10兆円の新しいマーケットが創造されると期待されています。

■健康食品・介護食品を市場拡大させ、製・配・販各社の新たな成長を実現する

マーケット創造を実現し、これに参画したスーパーマーケット、ドラッグストア、メーカー、卸（ベンダー）、サポート企業の成長につなげます。介護食品市場の拡大策もこの研究会で行います。

■取引する全ての製・配・販企業にボーダーレスなマーケットチャンスを実現する

この市場創造は、ドラッグストアやスーパーマーケット、関係するメーカー、卸（ベンダー）、サポート企業だけでなく、これらと取引する全ての企業のマーケットチャンスとなります。

**製・配・販が連携した10兆円マーケット創造に、
全てのドラッグストア、スーパーマーケット企業
および取引する全てのメーカー、卸、サポート企業は、ぜひご参加ください。**

主催

健康食品市場創造研究会

（運営責任者 宗像 守 / 運営協力事務局 (株)日本リテイル研究所)

特別協力

一般社団法人 新日本スーパーマーケット協会 / 日本チェーンドラッグストア協会

協力

ドラッグストアMD研究会 / 一般社団法人 日本薬業研修センター / 株式会社 日本リテイル研究所

健康食品・一般食品、介護食品の新しいマーケットを創造し 健康食品・健康食材、在宅介護・高齢者食品 トータル10兆円産業化を実現する

2015年4月より 健康食品機能性表示制度がスタート

「食品の機能性表示」を国策で実施

- 国は高齢社会に「健康寿命延伸とセルフメディケーションの推進」を図るため、食品の機能性を活用した「健康食品機能性表示制度」を、2015年4月より実施する。
- これまでトクホと栄養機能食品以外の食品には、機能を表示することが不可だったが、今後は食品の持つ健康に良い機能性を、メーカー責任で表示が可能。

すべての食品に機能性表示が可能

- 機能性表示ができる食品の範囲は、薬剤の形状をしたサプリメントだけでなく、加工食品や生鮮食品にいたるまで、全ての食品に機能性を表示することが可能。

わが国でも健康食品・一般食品 10兆円マーケット創造を実現

- わが国においても、この新しい表示制度の導入により、10兆円規模の新しい巨大な食品マーケット（健康食品、一般食品）が創造されると考えられる。

市場創造拡大には、リアルな店舗が不可欠

- 新マーケットの創造や健康食品マーケットの拡大には、米国と同じくリアル店舗や小売企業の参加が不可欠。スーパーマーケットとドラッグストアがその主役に。
- また、米国のDSHEA同様の表示制度が日本において行われると、TPP加盟国の貿易自由化により、日本の優れた健康食品を大量に輸出することが可能となる。

アメリカにおけるDSHEA法の導入と 巨大な食品マーケットの創造

米国の同制度導入で、実店舗によるマーケット拡大を実現

- 米国では、日本で導入されるものと同様の制度（DSHEA法）が94年より導入され、健康食品（ダイエタリーサプリメント）のマーケットは4～5倍に拡大した。
- 米国でこのDSHEA法が導入される前は、無店舗販売が圧倒的に健康食品の販売を行っていたが、同法導入後は70%が実店舗の販売となった。実店舗によりマーケット拡大が実現したのである。

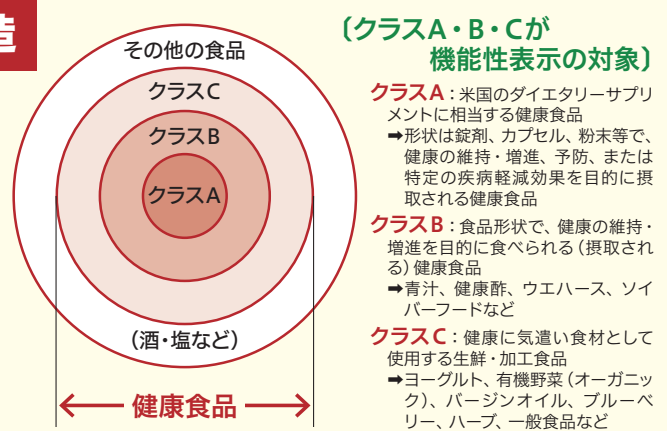
同制度導入でSM業界の新しい成長を創出

- この影響を受けて、一般食品に健康に良い食材（加工食品や生鮮食品）への新しいニーズが急拡大し、10兆円近い新しい一般食品マーケットが創造された。
- この米国民の健康に対する関心の高まりにより、ウォルマートのディスカウントに翻弄される米国SM業界の中で、「健康」をコンセプトとしたホールフーズやトレーダージョーズ、スプラウツなど多くのヘルシーSMが急成長したといわれている。



健康食品の3分類とマーケットの創造

- 「健康に関する食品」は、医薬品の形状をしているダイエタリーサプリメント（クラスA）、健康機能を期待して飲食するヘルスフード（食品・クラスB）、特に健康に良い成分が含まれているヘルシーフード（食材・クラスC）の3分類に分けることができる。
- 米国ではクラスA、B、Cいずれも巨大マーケットが創造され、わが国においてもクラスA、B、Cのトータルで、10兆円前後のマーケット創造が期待されている。
- 日本の健康食品機能性表示による、クラス（分野）別マーケット創造の可能性は、クラスAが2.5～3兆円、クラスBが1.5～2兆円、クラスCが4～5兆円、そして輸出が2兆円の巨大マーケットが創り出されるものと期待されている。



小売にとって 『健康食品を制するもの、小売業態を制す』
メーカー・卸にとって 『小売業態を制するもの、健康食品を制す』

※健康食品=クラスA・B・Cのいずれか 小売業態=ドラッグストア・スーパーマーケットのいずれか

健康食品(クラスA、クラスB、クラスC)と在宅介護食品における 健康・介護に寄与する食品マーケットを創造し、 製・配・販の新たな成長を実現する

安さや商品の差別化による競争力強化策では 総マーケット減少は止められない

総需要の減少と各社の競争力強化策

- 少子化、高齢化により既存の食品や医薬品のコモディティマーケットは確実に減少する。これまでと同じものを同じように販売しても、やがて経営は行き詰まる。
- SM企業の多くは、食材の品質やメニュー、ディスカウントに関心が高く、DgS企業の多くは、シェアの低い調剤や食品のマーケット奪取に関心が高いのが現状。
- 自由競争の中において他社や他業態にあるマーケットおよび売上げを、自社や自店が奪う戦術を行うことは、それぞれの各社の自由であり、当然の行為でもある。
- 人口増加による需要拡大の時や普及率の低いカテゴリにおいては、こうした競争戦術を行うと購入率や普及率が高まり、そのマーケットは拡大される。

競争策だけでは、業界の発展はない

- しかし、今日のような総需要の減少の時には、既に普及率の高い食品や医薬品カテゴリ分野において、こうした競争を行うだけではマーケット縮小の一途を辿るだけで拡大することはない。
- 同業態同士の熾烈な戦いにだけ終始すると、他業態の高い利便性や大手資本小売業の圧倒的な仕入力により、大きなマーケットが奪われることになる。
- 競争力強化だけでは業界マーケットは縮小し、SMやDgSの継続的な発展は難しくなる。当然この影響は、取引するメーカー、卸企業も大きく受けることになる。

国も食品の新産業創出に向けて 全面的にバックアップ

健康食品の新産業創出に国がバックアップ

- 2014年5月に成立した「健康・医療戦略推進法」に基づく新「健康・医療戦略」では、「健康食品・介護食品・農林水産物等」をわが国の新たな産業の創出分野として明記し、機能性を持つ食品の普及・拡大に国を挙げてバックアップする方針を打ち出している。
- 産業界も、この流れを受け新マーケットを創造する、今が絶好の機会といえる。

在宅介護・高齢者食品のマーケット拡大策も取り扱う

- 農林水産省は、国が進めている施設介護から在宅介護へのシフトに向けて、在宅における介護食品の選び方を2014年11月に発表し、市場拡大に力を入れている。
- この施策により、現在150億円の在宅介護食(施設介護食は1000億円)が、今後は7000億円から1兆円市場に拡大されると予測。さらに介護食品の輸出も極めて有望。
- 経産省や農水省、厚労省などの指導を得て、ドラッグストア、スーパーマーケットが在宅介護食マーケットにどう対応しマーケット拡大を行うか、この研究会で取り扱い明らかにする。

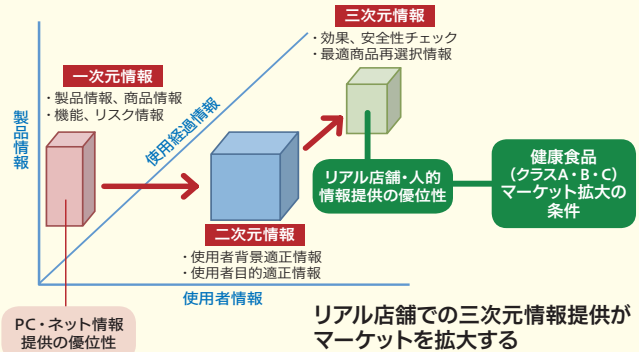
マーケット創造・拡大には リアル店舗の主体的参加が条件

リアル店舗の新しい販売方法がマーケットを拡大させる

- 米国でマーケット拡大を実現したのは、一人ひとりに合った商品選びのため、リアル店舗での情報提供を行ったことであった。わが国でもリアル店舗の主体的参加と情報提供が不可欠。
- 健康食品マーケット拡大には、リアル店舗が主体となった業界標準商品体系の構築、これに基づいた商品開発、販売方法の開発、業界をあげた製・配・販の連携が必要である。

一人ひとりに合った「三次元情報」を開発し提供

- 特に、重要になるのが店舗の販売者より提供される「三次元情報」である。期待される巨大マーケットの創造には、この一人ひとりに合った「三次元情報」の提供が必要である。
- 「三次元情報システム」およびこの情報活用に関する「販売担当者養成研修(eラーニング)」を会員企業(後援団体会員企業含む)に提供する。(会員に無料または低料金での提供を予定)



業界が連携し一丸となった取り組み 「新しいカテゴリに新しいマーケットが創造される」

新しいカテゴリを創造し、巨大マーケットを創出する

- 限界普及率にあるカテゴリにおいては、いくら安売りをしても消費数量が増えたり、総マーケットが拡大することはない。
- マーケット拡大には、単価のアップ策か新しいカテゴリ(生活、買い物、価値)を作り出すかになる。「健康食品機能性表示」および「在宅介護食品への取り組み」は、まさに新しいカテゴリの創造であり、ここに新しいマーケットが創出されるのである。
- SM業界にとっては、「健康な食生活」の新しいカテゴリ、DgS業界にとっては、「健康維持・予防生活」の新しいカテゴリの創造となり、どちらにも巨大マーケットが創出されると考えられる。

超高齢社会に寄与し、業界各社の成長を図る

- SM業界とDgS業界の「新カテゴリづくり」に共通するのは、国策の「健康寿命延伸」に基づく「セルフメディケーションの推進」への対応であり、社会的要請の実現なのである。
- 市場では競争関係にある、SM業界とDgS業界が連携するのは、それぞれの業界が力をあわせ巨大な「新しいカテゴリの新マーケット創造」を実現させ、それぞれの会員各社の継続的成長を図っていただく環境づくりを行うために必要なことなのである。

現在ライバルである業界や企業同士が力を合わせ、
新しいマーケットを創造し共に成長する環境をつくるのが、
この「健康食品市場創造研究会」なのです。

『健康食品市場創造研究会』の概要と入会のご案内

(運営責任者 宗像 守 / 運営協力事務局 (株)日本リテイル研究所)

■健康食品市場創造研究会の目的

1. 健康食品(クラスA・B・C)のマーケット創造を図り10兆円産業化を実現する
2. 小売店舗の効果的な健康食品販売体制をつくり、マーケット拡大を実現する
3. 製造メーカーにおいて、流通・店舗との連動を円滑にしかつ効果的な商品開発を図る
4. 効果的な健康食品・介護食品マーケットの育成と販売強化を図る製・配・販連携体制を確立する
5. 製・配・販の発展を通じて、我が国のセルフメディケーション推進に寄与する

■本研究会の特徴

- この「健康食品市場創造研究会」は、リアル店舗が主体的に参加しメーカー・卸企業と連携した、健康食品マーケットを創造する唯一の健康食品研究会である。
- 各分野の専門家により、健康に寄与する食品全般(クラスA・B・C)の業界標準商品体系、商品開発、商品構成、販売方法、情報提供システム、販売者養成の研究を行う。
- 健康食品マーケットを創造するリアル店舗の業務および手順、これにしっかり対応するための商品開発および情報提供内容、効果的な製・配・販の連携を会員に提供する。
- 在宅介護食品・高齢者食品のマーケット拡大のための商品開発、販売方法、情報提供方法の研究を行い、その研究内容と効果的な製・配・販の連携を会員に提供する。
- 日本チェーンドラッグストア協会、(社)新日本スーパーマーケット協会の正会員に、経産省および農水省、厚労省などの指導を得て構築した「情報提供システムの配信」と「販売者システム活用研修(eラーニング)」を提供する。(会員に無料または低料金での提供を予定)

■本研究会の活動内容

1. 業界標準商品体系、商品開発、店舗販売、情報提供、制度運用、その他の実施内容に関する研究を行う
2. 日本を代表する研究家を集結し、実施内容およびマーケット拡大の研究を行う
3. 分かりやすく、実行しやすい内容について、専門家による会員対象セミナーを実施する
4. 健康食品の開発や販売のリスク軽減策などの、専門家による相談やサポートを行う
5. その他、会員要望に対応した活動とサポートを実施する

■専門家による研究テーマおよび会員サポート内容

1. 業界標準商品体系の研究—これに基づいて商品開発および販売方法が連動
2. 商品体系に基づく商品開発の研究—エビデンスを表示、消費者庁届出、開発プロセスが明らかに
3. 商品体系に基づく商品政策、商品構成の研究—店舗における新しい商品構成が明らかに
4. 棚割り、プレゼンテーション、販売促進の研究—店舗における販売方法が明らかに
5. 販売方法および販売情報提供の研究—三次元情報提供のシステム化
6. 医薬品資格者および販売員の販売研修の研究—e-ラーニングによるマニュアルの修得
7. 法務相談対応の研究—法的な問題と解決への対応
8. 健康被害救済制度の研究—製造メーカー、卸、小売店舗のリスク軽減策を図る

■定例研究セミナーの開催予定

分かりやすく、実行しやすい内容の専門家による会員対象セミナーを下記の予定で実施

◇上期(1月～6月):定例研究セミナー

- | | | |
|-----|----------------------------|------------|
| 第1回 | 健康食品市場拡大および育成、業界標準商品体系 | (2014年12月) |
| 第2回 | 健康食品の流通チャンネル政策、商品開発 | (2015年1月) |
| 第3回 | 商品政策および商品構成、商品陳列および棚割り | (2015年2月) |
| 第4回 | プレゼンテーションおよび販売促進、仕入および利益計画 | (2015年3月) |
| 第5回 | 三次元情報提供と情報提供システム、販売者育成と研修 | (2015年4月) |
| 第6回 | 法的対応とリスク軽減策、総括 | (2015年5月) |

◇下期定例研究セミナーは上期セミナー状況や実施状況より、セミナー内容と回数を決定し実施

■研究会の運営

1. 会員制 本研究会は会員制。
2. 運営方法 会員の年会費によって、専門家の研究活動、情報提供システム配信、販売者養成、テーマ別セミナー、会員サポート、ロビー活動などを行う。
3. 期間 1月～12月(1年間)※1年ごとの更新制。途中入会も受け付け可能。
4. 会員対象 健康食品(クラスA・B・C)に携わるすべての小売企業、メーカー、バンダー、ストアサポートの全ての企業が対象。
5. 事務局運営 日本リテイル研究所が全面的にバックアップして運営する。

■会費および入会方法

1. 年会費 1社 120,000円(税込) 一括払い ※製・配・販同額
◇定例セミナーに加え、テーマ別研究の参加、各種セミナー受講、出張セミナー、問い合わせ・相談、その他などが受けられる。
2. 入会(申し込み)方法
◇入会申込用紙に記入しFAXまたはホームページよりお申し込み下さい。
◇定例セミナー・参加者2名を登録し、継続的、体系的に習得していただく。(参加者の変更は可能。会員で3名以上のセミナー受講は、お一人2万円(12回分)で受講可能。参加者登録が必要)
3. 入金方法…年会費は下記口座にお振込み下さい。
銀行:みずほ銀行 新横浜支店
口座名義:健康食品市場創造研究会 口座番号:(普通)1664764

お問い合わせ先

健康食品市場創造研究会 事務局 担当:小林・森本

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階

TEL:045-474-2521 (NRKグループ・日本リテイル研究所) FAX:045-474-2520

Mail=kenshoku@jahi.jp URL=http://www.jahi.jp

健康食品市場創造研究会 入会申込書

■「健康食品市場創造研究会」に入会致します。

該当区分に○印をして下さい。

年会費 : 1社12万円(税込)一括払い※製・配・販同額
(1年間 1月～12月末日まで)

小売業	メーカー	卸	ストアパートナー、他

※途中入会も可能です(詳細は事務局にお問い合わせ下さい)

参加登録 : セミナー参加者2名を登録(参加費は不要)

※3名以上のセミナー受講は、1名様2万円(12回分)で受講可能。(参加者登録が必要)

入金方法 : 年会費は下記口座にお振込みください

銀行口座:みずほ銀行 新横浜支店 普)1664764

口座名義:健康食品市場創造研究会 (カナ:ケンコウショクヒンシジョウソウゾウケンキュウカイ)

■基本情報

申込日 年 月 日

	(カナ) 企業名			
代表	役職			
	氏名カナ			
	氏名			
連絡 担当	役職			
	氏名カナ			
	氏名			
住所	郵便番号		都道府県	
	住所			
TEL			FAX	
メールアドレス				

■定例セミナーの参加者登録合計人数 → 名 ※セミナー参加が3名以上になる場合は、年会費に1名様2万円(税込)を加えてお振込みください。

■定例セミナーの参加者登録情報(2名まで記入可)※3名以上の場合は、コピーしてご記入ください。

1	部署・役職		2	部署・役職	
	氏名カナ			氏名カナ	
	氏名			氏名	

■事務局入力欄

No.	受付日	担当印	その他

【問い合わせ・連絡先】

健康食品市場創造研究会 事務局 担当; 小林・森本

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10楓第2ビル4階

TEL: 045-474-2521 (NRKグループ・日本リテイル研究所) Mail: kenshoku@jahi.jp URL: http://www.jahi.jp

一般財団法人 日本ヘルスケア協会

活動の紹介と入会のご案内

一般財団法人日本ヘルスケア協会は、超高齢社会における健康寿命延伸とヘルスケア産業育成の実現を目指す、ヘルスケアに関する有識者、産業、関係者が集まった民間唯一の団体です。

当協会は、ヘルスケア産業育成のために次の事業を実践します。

1. ヘルスケアに寄与する制度、社会システム、事業等の研究と政策建議、提言を実践します
2. ヘルスケア産業育成および事業推進に向けた事業連携と、実現のための支援活動を実践します
3. 社会的価値を有する、ヘルスケアに寄与する業界および企業活動への支援を実践します
4. ヘルスケア推進に寄与する制度や事業、システム等を生活者に啓発並びに普及推進するための活動を実践します
5. その他、ヘルスケアの推進および産業育成に関する事業を実践します



一般財団法人 日本ヘルスケア協会
Japan Association of Health care Initiative

■ ごあいさつ



一般財団法人
日本ヘルスケア協会
会長 **大西 隆**
(豊橋技術科学大学 学長
日本学術会議 会長)



一般財団法人
日本ヘルスケア協会
理事長 **松本 南海雄**
(株)マツモトキヨシホールディ
ングス 代表取締役会長)

我が国の健康政策は、これまでの「生命寿命延伸医療政策」から「健康寿命延伸健康政策」への転換を図り、これを実現する「ヘルスケア産業」を育成する方針が出されました。

この政策を受け、各省庁および地方行政において様々な施策や検討が行われており、民間企業や団体においても多くのヘルスケアに寄与する事業が行われています。また、官民や産学が連携した、ヘルスケア推進団体も多く誕生しています。しかし、この政策に反発する反対勢力が強く、確実にヘルスケアに寄与する施策や事業、活動がほとんど実践できない状況にあります。

新しい政策や事業を実現するためには、そのための新しいロジックや枠組みなどの環境整備が不可欠ですが、それはまだ整っていない状況にあります。

そこで、健康寿命を延伸させるヘルスケア産業界の意見を政策に反映し、しかもその振興および推進を支援する第三者機関が熱望され、よりよい日本の社会づくりに貢献するために「一般財団法人日本ヘルスケア協会」を発足いたしました。

ヘルスケアに関する有識者、産業、関係者の多くの方々に、当協会活動にご参加いただきますようお願い申し上げます。

■ 日本ヘルスケア協会の目的——健康寿命延伸とヘルスケア産業の育成を図ります。

1) わが国のヘルスケアを実践する

新しいロジックの研究と実現環境を整備します

新しい政策を実施する場合には、これまでの政策との整合性と新政策が効果的かつ合理的に実践されるため、新しい論理や枠組みを構築し、その環境整備を行うことが不可欠である。当協会では新しい政策を実践するためのロジックや環境を整備する。

2) ヘルスケア産業育成と効果的かつ効率的実践を実現します

ヘルスケア推進を効果的かつ効率的に実践する様々な業界のヘルスケア産業を育成する。ヘルスケア産業育成の制度化や生産から流通、生活者への普及推進に関する支援活動を行う。

3) 健康寿命延伸を実現し、

現行の医療制度を維持させます

ヘルスケア産業がわが国の健康寿命延伸を実現し、高騰する医療費を抑制し、世界にも冠たる医療制度を維持する。これまでの医療や介護に従事する者にとっても、良好な仕事環境を実現する。

4) 社会制度に関する不安を解消し、国民の幸福に寄与します

こうした当協会の活動は、単に産業界の発展に寄与するだけでなく、わが国の高齢者および若い世代の社会保障の維持と将来不安を解消し、安心して暮らせる持続的な国民の幸福に寄与することが真の目的である。

■ 日本ヘルスケア協会の主な活動——強力な推進力・実践力を発揮します。

1) 研究、協議活動

ヘルスケア推進に関する①政策および施策、社会環境に関する研究、②産業、企業活動、サービスに関する研究、③生活者への啓発、普及、推進に関する研究、④その他の研究を行い、その実現のための協議を行います。

2) 建議・提案活動

ヘルスケア推進に寄与し社会的価値のある政策や施策、事業について、関係行政や関係機関にその実現に向けた建議や提言、提案を力強く行ってゆきます。

3) ロビー活動

制度や規制、事業推進などに関するヘルスケア推進の環境整備について、関係者に力強く働きかけ、問題の解決や新しい施策の実現を図ります。

4) 業界、事業連携活動

優れた政策や施策および各業界や企業のヘルスケア推進活動やサービスを、より効果的効率的に実現するために、関係する機関や業界、企業と連携を図ってまいります。

5) 啓発、普及推進活動

各業界や企業が提供する優れたヘルスケア推進活動やサービスについて、行政や業界、マスコミ等とも連携し、生活者への啓発と普及推進を行います。

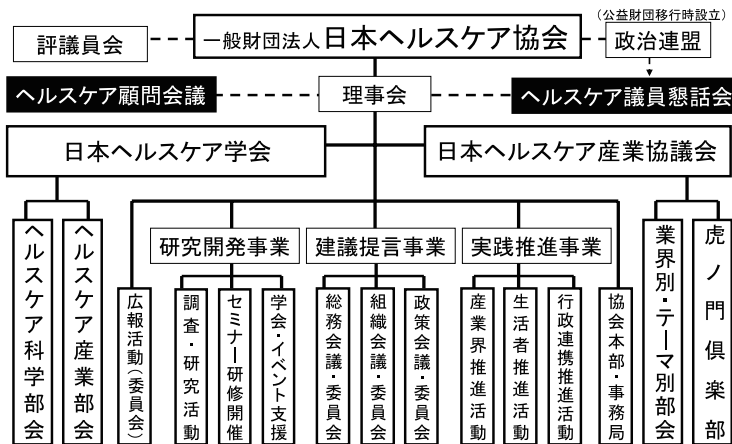
6) その他

学術大会や健康イベントの開催など、ヘルスケア推進およびヘルスケア産業育成の活動に力を入れてまいります。

■ 日本ヘルスケア協会と構成する組織の概要——ヘルスケア推進の唯一の組織です。

「一般財団法人日本ヘルスケア協会」組織概要

※2016年度4月現在、当協会は公益財団への移行を予定



○日本ヘルスケア学会 会長(2人制)



(一財)日本ヘルスケア協会 副会長
ヘルスケア産業部会 部会長
上原 征彦
(昭和女子大学現代ビジネス研究所
特命教授)



(一財)日本ヘルスケア協会 副会長
ヘルスケア科学部会 部会長
今西 信幸
(東京薬科大学 理事長)

○日本ヘルスケア産業協議会 会長



(一財)日本ヘルスケア協会 副会長
池野 隆光
(ウエルシアホールディングス(株)
代表取締役会長)

■ 基盤組織法人：一般財団法人 日本ヘルスケア協会

国民の健康寿命延伸とそれを支える産業の育成を図り、わが国の優れた医療制度を維持する諸活動を行う基盤組織が、一般財団法人 日本ヘルスケア協会です。

一般財団法人 日本ヘルスケア協会は、その組織を構成する「日本ヘルスケア産業協議会」および「日本ヘルスケア学会」の研究や検討の課題を受け、さらに「ヘルスケア顧問会議」「ヘルスケア議員懇話会」等からの支援を受け、実現のための政策提言・建議、業界・事業の連携、ヘルスケア推進に有益な制度、商品、サービス等の啓発・普及・推進活動を総合的に行う組織です。

■ 日本ヘルスケア協会の構成組織

◎ 日本ヘルスケア学会

わが国のヘルスケア推進に関する科学分野と産業分野のあり方について、現実的かつ臨牀的な論理と技術の研究を行い、独立性を保ちかつ客観的に、わが国の国民や国政、産業界に提言します。また、ヘルスケア産業の社会的価値およびレベルの向上のため、業界が行う事業の評価や提言を行い、さらに、国や行政が行っているまたは行おうとしている政策や制度を研究し、その提言や問題提起を行います。

日本ヘルスケア学会は、産業や制度を研究する「ヘルスケア産業部会」と予防や医療、介護、専門家等について研究する「ヘルスケア科学部会」からなります。

◎ 日本ヘルスケア産業協議会

ヘルスケア産業に関する各業界および研究機関が部会を構成し、さらに各部会に関係団体や関係企業が所属し、それぞれの業界や企業が有するヘルスケア活動を行うための問題や課題を解決する活動を行います。また、それぞれの業界や企業の事業については関係業界と連携し、さらに各業界の施策や企業の優れた商品、サービスを国民に広く啓発、普及、推進を図ります。

日本ヘルスケア産業協議会は、産業・業界別およびヘルスケア推進テーマ別に「部会」を設置し、各分野における問題や課題の解決を図るとともに各事業普及推進の活動を行います。また、ヘルスケアへの知識や経験を持つ方が集まる「虎ノ門倶楽部」を置き、これらの活動が実現するためのご協力をいただきます。

◎ ヘルスケア顧問会議

行政、学界、産業界、企業、有識者などの、トップクラスを経験し、政策的かつ実務的な見識と影響力を持つ方により組織された会議体です。日本ヘルスケア協会の活動が、社会的に有益でかつ継続的な事業活動になるように、ヘルスケア顧問会議からのヘルスケアの推進に関する様々な提案、意見、指導を受けて活動してまいります。

◎ ヘルスケア議員懇話会

ヘルスケア事業の推進には、規制緩和や事業推進環境の整備など様々な制度や施策が行われなければなりません。ヘルスケア議員懇話会において、こうした新しい制度や施策について検討し、その実現に向けたご意見をいただきます。現在、約20名の国会議員の先生により、ヘルスケア推進の活発な議論と実現のためのアドバイスをいただいております。

◎ 理事会、評議員会

理事会は、日本ヘルスケア協会の組織目的を達成するための、事業活動や運営に係る要件を決定する組織です。評議員会は、日本ヘルスケア協会の事業が、公益性の高い事業として健全に行われているかを評議する組織です。

※日本ヘルスケア学会および日本ヘルスケア産業協議会の部会、委員会、研究会において、独立した組織化や部会への昇格等を行う場合、その支援策を行います。

■ 会員のメリット——貴業界・貴社の問題・課題を解決します。

1) 各業界および企業の商品、サービスの推進に関する支援

ヘルスケア推進に寄与する各業界および各社の商品、サービスの普及や推進に関する内容を相談し、実現に向けたアドバイスや支援を得ることができます。

また、必要に応じて連携すべき業界や企業、有識者等の紹介も行います。(但し、販売先の斡旋、紹介は行いません)

2) 日本ヘルスケア産業協議会の部会への参加

(無料、複数部会の参加可能)

各業界や企業が、推進したいテーマについて、部会を通じて実現することができます。また、各業界や企業で抱えている問題の解決に向けて部会で協議し、その実現に必要な政策提言や関係業界・機関との連携、普及推進策を図ってゆきます。各部長の了承のもと複数の部会に参加することができます。また、簡単な所定の手続きにより新しい部会、委員会、研究会等の立ち上げ、設置も可能です。

3) 日本ヘルスケア学会の部会への参加

(無料、複数部会の参加可能)

日本ヘルスケア産業協議会の部会だけでなく、学術的研究のテーマについては、日本ヘルスケア学会の部会活動にも参加することができます。制度や産業育成、マーケティング等に関する研究は、ヘルスケア産業部会に参加いただきま

す。また、予防や医療、介護、専門家等に関する研究は、ヘルスケア科学部会に参加していただきます。各部長の了承のもと複数の部会に参加することができます。また、簡単な所定の手続きにより新しい部会、委員会、研究会等の立ち上げ、設置も可能です。

4) 協会の主催するイベント等に会員価格で参加

日本ヘルスケア協会および日本ヘルスケア産業協議会、日本ヘルスケア学会が主催するイベントやセミナー、学術大会等に会員価格で参加することができます。最新情報をいち早く知ることができ、ヘルスケアの研究や産業に携わる方の活動や仕事に大いに役立ちます。

5) 日本ヘルスケア協会の会員限定HPにアクセスが可能

会員限定ホームページにアクセスし、新制度や運用の最新情報や各部会での活動(会員公表分)、会員サービス情報などを入手することができます。また、各会員の持つ疑問や相談、要望についてもご連絡いただけます。迅速に誠意をもって対応いたします。

6) その他

限定出版物の会員価格での購入など、多くの会員サービス事業を増やしてまいります。会員の皆様の要望があればぜひお寄せください。

■ 入会申し込み要領

会員の種別(「虎ノ門倶楽部」は別に定めます)

- 1) 法人会員：本会の目的に賛同し、入会した法人(企業)
- 2) 個人会員：本会の目的に賛同し、入会した個人
- 3) 特別会員：本会の目的に賛同し、特別に入会を招聘された法人、個人
- 4) 登録協力団体会員：本会の目的に賛同し、登録した協力団体

年会費(入会金はありません)

- 1) 法人会員：一口10万円/年一口以上
- 2) 個人会員：3千円(人/年)
- 3) 特別会員：会費なし
- 4) 登録協力団体会員：会費なし
但し、登録協力団体会員からの活動費用賛助、活動協力はお受けいたします。ご協力ください。

備考

※会計年度は4月1日より翌年3月31日までですが、当面の間、会費を納入した翌月から12カ月分(1年間)を年会費とします。

※会費は理事会の決定により、変更される場合があります。会員には事前に連絡を行います。

※個人会員、特別会員、登録協力団体会員は、協議会および学会の各部会への参加を希望される場合、部会長の特別推薦、または招へいが必要などの制限がありますのでご了承ください。

■ 入会申し込み手順

- 1) 同封の「入会申込書」(申込書はホームページからもダウンロード可能)に必要事項を記入して、団体、法人内容のわかるもの(ご案内やパンフレットなど)を添えて、協会事務局まで郵送する。FAXまたはメールでも申込みが可能。
- 2) 会費を指定口座に振り込む。なお、請求書が必要な場合は、「入会申込書」送付時にその旨を記入する。
- 3) お振込み確認後、受領書並びに協会ホームページのID、パスワードなどを送信する。

■ お振込み先

● 振込み口座
みずほ銀行新横浜支店普通：1692873

● 振込み口座名
一般財団法人 日本ヘルスケア協会

※恐れ入りますが、振込み手数料はご負担願います。

一般財団法人 **日本ヘルスケア協会** Japan Association of Health care Initiative

(2015年11月設立)

(本部) 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目15-10 名和ビル3階
TEL03-5510-7274 FAX03-3504-8103 <http://www.jahi.jp> E-Mail: info@jahi.jp
(横浜事務所) 〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階(NRKグループ内)
TEL045-474-2521 FAX045-474-2520

FAX:045-474-2520 または E-mail:info@jahi.jp

一般財団法人日本ヘルスケア協会(J A H I)入会申込書

私は、一般財団法人 日本ヘルスケア協会の趣旨に賛同し、入会を申し込みます。

①申込日と、該当する会員区分を、チェックしてください。

申込日 年 月 日

会員区分 法人会員 個人会員 (どちらか一方をしてください)

②法人会員にお申込みの方はA欄の太線枠内、個人会員にお申込みの方はB欄の太線枠内に、もれなくご記入ください。

【A欄】法人会員の申込み記入欄

法人情報	法人名	(フリガナ) 氏名		
	代表者	(フリガナ) 氏名	役職名	
	法人所在地 (連絡先)	〒		
	業種	TEL: FAX:		
連絡先情報	担当者	(フリガナ) 氏名	役職名	
	担当者所在地 (連絡先)	〒		
		TEL: FAX: E-mail:		
年会費 (一口10万円/年 一口以上) ※申込口数と合計金額を記入				請求書 (どちらかに○)
申込口数 → 口、合計金額(年会費) → 万円				必要 ・ 不要

【B欄】個人会員の申込み記入欄

本人情報	氏名	(フリガナ)	勤務先名 (学校名)	
	住所 (連絡先)	〒		
		TEL: FAX: E-mail:		
年会費	3千円(人/年)		請求書(どちらかに○)	必要 ・ 不要

(注) 1) 入会金はありません 2) 会計年度は4月1日より翌年3月31日まで

◆入会申し込み手順

(入会申込書はホームページからもダウンロードすることができます)

1. 入会申込書に必要事項を記入し、法人案内等を添えて協会事務局まで郵送(FAXまたはメールでも可)する。
2. 会費を指定口座に振り込む。なお、請求書が必要な場合は、「入会申込書」送付時にその旨を記入する。
銀行口座：みずほ銀行 新横浜支店 (普通) 1692873 口座名義：一般財団法人日本ヘルスケア協会
※恐れ入りますが、振込手数料は御社でご負担願います。
3. お振込み確認後、受領書並びに協会ホームページのID、パスワードなどを送信する。

※事務局入力欄(何も記入しないでください)

・備考欄 会員 No.

--	--	--	--	--	--	--	--

受付	法人案内	入金			
/		/			

日本チェーンドラッグストア協会 「薬剤師賠償責任保険」について

当団体保険制度の特色

本制度は当協会正会員（従業員・使用人を含む）、正会員企業に勤務する薬剤師及び登録販売者の方が、ドラッグストア特有の次の事故等により、お客様の身体に障害を与えたり、お客様の持ち物を壊して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

また、本保険制度は契約者を日本チェーンドラッグストア協会、被保険者を各正会員とする団体契約のため、加入者数により団体割引が適用されるのが特長です。

■薬剤師業務に関する事故

- 医薬品等の販売に起因する賠償事故
- 調剤業務に起因する賠償事故

■店舗等の施設に関する事故

- 店舗等施設の構造上の欠陥や管理の不備に起因する賠償事故
【薬局および店舗販売業契約のみ対象】
- 店舗等施設において行う薬剤師業務以外の仕事の遂行に起因する賠償事故

■人格権侵害に関する事故

- 不当な身体の拘束等による名誉毀損やプライバシーの侵害による賠償事故

ご加入にあたって

◆ご加入いただける方

- 日本チェーンドラッグストア協会の正会員のみ
 - ・ 契約者：日本チェーンドラッグストア協会
 - ・ 被保険者（補償の対象となる方）：会員各社（使用人を含む）
および勤務する薬剤師・登録販売者（各々契約が必要）

◆保険期間

- 平成29年2月15日午後4時から平成30年2月15日午後4時まで

◆保険適用地域

- 日本国内のみ

補償内容と保険料

【薬局および店舗販売業契約】

1店舗あたり年間保険料

区分		支払限度額			免責金額
		1名	1事故	保険期間中	
業務危険			1億円	3億円	3万円
施設危険	対人	5,000万円	5,000万円		3万円
	対物		5,000万円		3万円
人格権侵害		業務危険:1事故1億円 保険期間中3億円 免責金額3万円 施設危険:1名5,000万円 1事故5,000万円 免責金額3万円 ※業務危険の支払限度額または施設危険の対人賠償支払限度額と共有となります。			
保険料(注)		3,460円			

【勤務薬剤師・勤務登録販売者契約】

1名あたりの年間保険料

区分		Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	
業務危険	支払限度額	1事故	1,000万円	3,000万円	1億円
		保険期間中	3,000万円	9,000万円	3億円
	免責金額		0円	0円	0円
人格権侵害		※各タイプの業務危険の支払限度額と共有となります。			
保険料(注)		1,260円	1,420円	1,610円	

中途加入手続き

◆毎月25日締切り、翌月15日からの加入となります。

◆加入依頼書の送付先：

〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4F

日本チェーンドラッグストア協会事務局（薬剤師賠償責任保険担当）

◆保険料を下記口座へお振込みください。

振込先：（銀行名・支店名）三井住友銀行 新横浜支店

（口座番号）普通口座 0406415

（口座名義）日本チェーンドラッグストア協会

【中途加入保険料表】平成29年

■薬局および店舗販売業契約(1店舗あたり保険料)

<補償内容>

業務危険: 1事故1億 保険期間中3億 免責3万

施設危険: 対人1名5,000万 1事故5,000万 免責3万/対物1事故5,000万 免責3万

※人格権侵害の支払限度額、免責金額は、基本契約(業務危険・施設危険)と同一

<年間保険料>

3,460円

締切日	保険開始日	加入月数 (ヶ月)	保険料(円)
2月27日	3月15日	11	3,170
3月27日	4月15日	10	2,890
4月25日	5月15日	9	2,600
5月25日	6月15日	8	2,300
6月26日	7月15日	7	2,010
7月25日	8月15日	6	1,740
8月25日	9月15日	5	1,450
9月25日	10月15日	4	1,160
10月25日	11月15日	3	870
11月27日	12月15日	2	580
12月25日	1月15日	1	290

■勤務薬剤師・勤務登録販売者契約(1名あたり保険料)

<補償内容>

Aタイプ: 業務危険1事故1,000万円 期間中3,000万円 免責0

Bタイプ: 業務危険1事故3,000万円 期間中9,000万円 免責0

Cタイプ: 業務危険1事故1億 期間中3億 免責0

※人格権侵害の支払限度額、免責金額は、基本契約と同一

<年間保険料>

Aタイプ: 1,260円

Bタイプ: 1,420円

Cタイプ: 1,610円

締切日	保険開始日	加入月数 (ヶ月)	保険料(円)		
			Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
2月27日	3月15日	11	1,160	1,300	1,480
3月27日	4月15日	10	1,050	1,180	1,340
4月25日	5月15日	9	950	1,070	1,210
5月25日	6月15日	8	840	950	1,070
6月26日	7月15日	7	740	830	940
7月25日	8月15日	6	630	710	810
8月25日	9月15日	5	530	590	670
9月25日	10月15日	4	420	470	540
10月25日	11月15日	3	320	360	400
11月27日	12月15日	2	210	240	270
12月25日	1月15日	1	110	120	130

seriousfun camp
founded by paul newman



そらぷちキッズキャンプは、
俳優の故ポールニューマンが設立した
難病の子どもたちの国際的キャンプ団体
シリアスファンチルドレンズネットワークの
アジア（中東除く）で唯一の正会員です。



難病とたたかう子どもたちの医療ケア付自然体験施設

そらぷちキッズキャンプ。

現在、日本では約20万人の
子どもたちが難病とたたかっています。

外で遊びたい！ と願う子どもたちの夢の実現のため、
全国各地から子どもたちや家族を無料でキャンプ場に招待し、
北海道の豊かな自然の中で、仲間たちとのかけがえのない時間や
明日を生きるエネルギーをプレゼントしています。



加盟店舗に募金箱を
設置しました。



日本チェーンドラッグストア協会はそらぷちキッズキャンプを応援しています

JACDS
日本チェーンドラッグストア協会

日本チェーンドラッグストア協会
<http://www.jacds.gr.jp/>

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第二ビル 4階
TEL.045-474-1311 / FAX.045-474-2569 e-mail: sec@jacds.gr.jp

 solaputi kids' camp
a seriousfun camp
founded by paul newman

公益財団法人 そらぷちキッズキャンプ
<http://www.solaputi.jp/>

〒079-0461 北海道滝川市江部乙町丸加高原 4264-1
TEL.0125-75-3200 / FAX.0125-75-3211 e-mail: info@solaputi.jp

行政他からのお知らせ

次ページ以降に各項目の該当資料を収載しています。

【厚生労働省】

- 1. 要指導医薬品から一般用医薬品に移行した医薬品について**—医薬・生活衛生局(1月13日)
有効成分「ペミロラストカリウム」の医薬品が1月14日より要指導医薬品から第一類医薬品に移行しました。周知のほど、お願いします。【資料:後頁4ページ分あり】
- 2. 医薬品の区分等表示の変更に係る留意事項について**—医薬・生活衛生局(1月13日)
有効成分「ペミロラストカリウム」の医薬品が1月14日より要指導医薬品から第一類医薬品に移行しましたことに伴う留意事項です。目を通していただくよう、お願いします。【資料:後頁4ページ分あり】
- 3. 要指導医薬品から一般用医薬品に移行した医薬品について**—医薬・生活衛生局(1月20日)
有効成分「エバスチン」の医薬品が1月20日より要指導医薬品から第一類医薬品に移行しました。周知のほど、お願いします。【資料:後頁2ページ分あり】
- 4. 医薬品の区分等表示の変更に係る留意事項について**—医薬・生活衛生局(1月20日)
有効成分「エバスチン」が1月20日より要指導医薬品から第一類医薬品に移行しましたことに伴う留意事項です。目を通していただくよう、お願いします。【資料:後頁4ページ分あり】
- 5. 平成30年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について(通知)**—厚生労働省職業安定局、文部科学省(1月24日)
周知依頼がありました。よろしくお願いします。【資料:後頁4ページ分あり】
- 6. 保険調剤等に係る一部負担金の支払いにおけるポイント付与に係る指導について**
—保険局(1月25日)
周知並びに協力依頼がありました。よろしくお願いします。【資料:後頁4ページ分あり】
- 7. 平成29年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者の就職・採用活動に係る取扱いについて**—厚生労働省職業安定局(2月2日)
周知依頼がありました。よろしくお願いします。【資料:後頁2ページ分あり】
- 8. 「過労死等ゼロ」実現に向けた緊急要請書**—厚生労働省労働基準局(2月7日)
周知依頼がありました。よろしくお願いします。【資料:後頁7ページ分あり】

9. 卸売販売業者及び薬局における記録及び管理の徹底について

—厚生労働省医薬・生活衛生局(2月16日)

偽造医薬品の流通に対し、周知依頼がありました。よろしくお願ひします。【資料:後頁3ページ分あり】

10. 医療用医薬品の適正な流通の確保に係る監視指導の強化について

—厚生労働省医薬・生活衛生局(2月16日)

偽造医薬品の流通に対し、監視指導の強化についての周知依頼がありました。よろしくお願ひします。【資料:後頁3ページ分あり】

【経済産業省】**11. ドラッグストア販売統計月報について—経済産業省(11月分)**

ドラッグストア販売統計月報(確定版)の11月分がアップされていますのでお知らせします。対象となっている企業様には引き続き販売等のデータ提供をよろしくお願ひ申し上げます。【資料:後頁15ページ分あり】

12. トラック運送業との取引条件の改善に向けた協力について(要請)—経済産業省(1月31日)

国土交通省自動車局長から経済産業省を通じて、周知の要請がありましたので、掲載しました。関係する会員企業様には、目を通していただくよう、お願ひします。【資料:後頁4ページ分あり】

【消費者庁】**13. 「子供の歯磨き中の喉突き事故などに関する注意喚起」**

—消費者庁・国民生活センター(2月15日)

JACDS から委員が参加した東京都商品等安全対策協議会の内容とも関連する「子供の歯磨き中の喉突き事故などに関する注意喚起」の資料が消費者庁・国民生活センターから届きました。消費者への注意喚起をよろしくお願ひいたします。

※資料は PDF データのセキュリティの都合上、別冊となります。

【埼玉県】**14. 偽造(複製)が疑われる処方箋の発見について—埼玉県(2月21日)**

埼玉県薬務課より、埼玉県支部に、埼玉県内の薬局において偽造(複製)されたと思われる処方箋が複数見つかったとの連絡がありました。同様の処方箋を発見した場合は最寄りの保健所まで連絡がほしいとの協力依頼です。埼玉県の事件ですが、参考まで会報にも掲載いたします。【資料:後頁4ページ分あり】

【その他】**15. 彩の国連携力育成プロジェクト最終報告会について—城西大学(1月18日)**

3月4日に報告会があります。社内に関心のある方がおられましたら、お知らせ下さい。【資料:後頁2ページ分あり】

事 務 連 絡
平成 29 年 1 月 13 日

日本チェーンドラッグストア協会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局安全対策課

要指導医薬品から一般用医薬品に移行した医薬品について

標記について、別添のとおり各都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部
(局) 長宛てに通知したのでお知らせします。

薬生安発 0113 第 1 号
平成 29 年 1 月 13 日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局安全対策課長
(公 印 省 略)

要指導医薬品から一般用医薬品に移行した医薬品について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 4 条第 5 項第 3 号の規定に基づく要指導医薬品である下記 1. の医薬品について、平成 29 年 1 月 13 日をもって医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号）第 7 条の 2 に定める期間を満了するため、同年 1 月 14 日より要指導医薬品から一般用医薬品（第一類医薬品）に移行することとなりました。

これに伴い、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 4 条第 5 項第 3 号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件（平成 29 年厚生労働省告示第 10 号。以下「本告示」という。）が平成 29 年 1 月 13 日に告示され、本告示のうち第 2 の規定が同年 1 月 14 日に適用されます。

医薬品の分類が要指導医薬品から第一類医薬品に変更になった医薬品については、区分に応じた適切な情報提供が行われるよう指導方よろしくお願いします。

なお、本告示第 1 の規定の内容については、別添の「要指導医薬品として指定された医薬品について」（平成 29 年 1 月 13 日付け厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課事務連絡）を御覧ください。

記

1. 要指導医薬品から第一類医薬品に移行する医薬品

有効成分	第一類医薬品となる日
ペミロラストカリウム（内用剤を除く。）	平成 29 年 1 月 14 日

2. 改正告示の概要

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 4 条第 5 項第 3 号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品（平成 26 年厚生労働省告示第 255 号）第 1 号中からペミロラストカリウム（内用剤を除く）を削除する。





別添

事務連絡
平成 29 年 1 月 13 日

各 都道府県
保健所設置市
特別区
衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課

要指導医薬品として指定された医薬品について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 4 条第 5 項第 3 号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件（平成 29 年厚生労働省告示第 10 号。以下「本告示」という。）が平成 29 年 1 月 13 日に告示され、本告示のうち第 1 の規定が同日付けで適用され、別表の品目が要指導医薬品として指定されましたので、お知らせします。

別表を含めた要指導医薬品一覧については、後日、医薬品の販売制度ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/ippanyou/newyoushidou.html>) において掲載することとしております。

なお、本告示のうち第 2 の規定の内容については、別添の「要指導医薬品から一般用医薬品に移行した医薬品について」（平成 29 年 1 月 13 日付け薬生安発 0113 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局安全対策課長通知）を御覧ください。

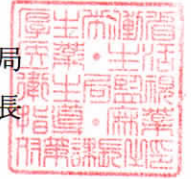
(別 表)

有効成分	販売名	製造販売業者	承認年月日	調査期間 (予定)
ロラタジン	クラリチンEX クラリチンEX OD錠	バイエル薬品株式会社	平成29年1月13日	安全性等に関する製 造販売後調査期間(3 年)

薬生監麻発 0113 第 3 号
平成 29 年 1 月 13 日

日本チェーンドラッグストア協会会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
監視指導・麻薬対策課長



医薬品の区分等表示の変更に係る留意事項について

標記について、各都道府県、保健所設置市及び特別区衛生主管部（局）長宛てに別添写し
のとおり通知いたしましたので、貴会会員に対する周知徹底方についてご配慮願います。

薬生監麻発 0113 第 1 号
平成 29 年 1 月 13 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部 (局) 長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
監視指導・麻薬対策課長
(公 印 省 略)

医薬品の区分等表示の変更に係る留意事項について

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間の一部を改正する件」(平成 29 年厚生労働省告示第 11 号。以下「経過措置告示」という。)が平成 29 年 1 月 13 日に公布され、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号)第 50 条に基づき、直接の容器又は直接の被包に記載されていない事項(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和 36 年厚生省令第 1 号)第 209 条の 2、第 209 条の 3 及び第 210 条第 6 号に規定する事項に限る。以下「区分等表示」という。)を変更する必要性が生じた下記 1 に示す医薬品(変更前に製造販売されたものに限る。)については、一定期間変更後の区分等表示が記載されていることを要しないこととしました。

具体的には、下記 1 に示す適用日から 1 年間は、変更後の区分等表示を記載されていることを要しないこととします。

また、今般、区分等表示が変更となった医薬品の取扱いに係る留意事項について、下記 2 のとおりまとめましたので、貴管下関係業者、団体等に対する周知方よろしくお願いします。

記

1 区分等表示が変更となった医薬品

成分名	適用日
ペミロラストカリウム。ただし、点眼剤に限る。	平成 29 年 1 月 14 日

詳細は、別添を参考とすること。



2 医薬品の区分等表示に係る留意事項

- ア 区分等表示の変更前に製造販売された医薬品（以下「旧表示医薬品」という。）については、経過措置告示により、それぞれの適用日から1年間は、変更後の区分等表示が記載されていることを要しないこと。
- イ 旧表示医薬品については、シール等を貼付することにより変更後の区分等表示をすることも認められること。なお、シール等の貼付については、製造販売業者の責任の下、店舗等で行われることについても認められる。
- ウ 旧表示医薬品については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第216条の2第2項の規定により、その外部の容器又は外部の被包（以下「外部の容器等」という。）に変更後の区分等表示が記載されている場合、直接の容器又は直接の被包に変更後の区分等表示が記載されていることを要しないこと。
- エ 区分等表示が変更となった医薬品については、それぞれの適用日以降は、直接の容器又は直接の被包及び外部の容器等の区分等表示にかかわらず、変更後の区分に従った陳列、販売及び情報提供等の方法を採用すること。

<別添>

区分等表示が変更となった医薬品について

成分名	現区分	新区分	参照通知
ペミロラストカリウム。ただし、点眼剤に限る。	要指導医薬品	第一類医薬品	要指導医薬品から一般用医薬品に移行した医薬品について（平成 29 年 1 月 13 日薬生安発 0113 第 1 号）

事 務 連 絡
平成 29 年 1 月 20 日

日本チェーンドラッグストア協会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局安全対策課

要指導医薬品から一般用医薬品に移行した医薬品について

標記について、別添のとおり各都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部
(局) 長宛てに通知したのでお知らせします。

薬生安発 0120 第 1 号
平成 29 年 1 月 20 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局安全対策課長
(公 印 省 略)

要指導医薬品から一般用医薬品に移行した医薬品について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 4 条第 5 項第 3 号の規定に基づく要指導医薬品である下記 1. の医薬品について、平成 29 年 1 月 19 日をもって医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号）第 7 条の 2 に定める期間を満了するため、同年 1 月 20 日より要指導医薬品から一般用医薬品（第一類医薬品）に移行することとなりました。

これに伴い、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 4 条第 5 項第 3 号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件」（平成 29 年厚生労働省告示第 18 号）が平成 29 年 1 月 20 日に告示され、同日に適用されます。

医薬品の分類が要指導医薬品から第一類医薬品に変更になった医薬品については、区分に応じた適切な情報提供が行われるよう指導方よろしくお願いします。

記

1. 要指導医薬品から第一類医薬品に移行する医薬品

有効成分	第一類医薬品となる日
エバスチン	平成 29 年 1 月 20 日

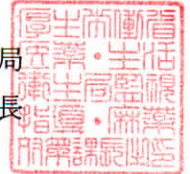
2. 改正告示の概要

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 4 条第 5 項第 3 号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品（平成 26 年厚生労働省告示第 255 号）第 1 号中からエバスチンを削除する。

薬生監麻発 0120 第 3 号
平成 29 年 1 月 20 日

日本チェーンドラッグストア協会会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
監視指導・麻薬対策課長



医薬品の区分等表示の変更に係る留意事項について

標記について、各都道府県、保健所設置市及び特別区衛生主管部（局）長宛てに別添写し
のとおり通知いたしましたので、貴会会員に対する周知徹底方についてご配慮願います。

薬生監麻発 0120 第 1 号
平成 29 年 1 月 20 日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
監視指導・麻薬対策課長
(公印省略)

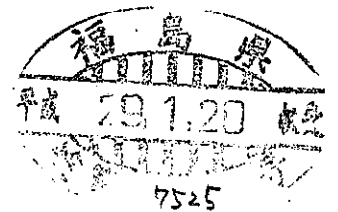
医薬品の区分等表示の変更に係る留意事項について

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間の一部を改正する件」(平成 29 年厚生労働省告示第 19 号。以下「経過措置告示」という。)が平成 29 年 1 月 20 日に公布され、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号)第 50 条に基づき、直接の容器又は直接の被包に記載されていなければならない事項(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和 36 年厚生省令第 1 号)第 209 条の 2、第 209 条の 3 及び第 210 条第 6 号に規定する事項に限る。以下「区分等表示」という。)を変更する必要が生じた下記 1 に示す医薬品(変更前に製造販売されたものに限る。)については、一定期間変更後の区分等表示が記載されていることを要しないこととしました。

具体的には、下記 1 に示す適用日から 1 年間は、変更後の区分等表示を記載されていることを要しないこととします。

また、今般、区分等表示が変更となった医薬品の取扱いに係る留意事項について、下記 2 のとおりまとめましたので、貴管下関係業者、団体等に対する周知方よろしくお願いします。

記



1 区分等表示が変更となった医薬品

成分名	適用日
エバスチン	平成 29 年 1 月 20 日

詳細は、別添を参考とすること。

2 医薬品の区分等表示に係る留意事項

- ア 区分等表示の変更前に製造販売された医薬品（以下「旧表示医薬品」という。）については、経過措置告示により、それぞれの適用日から1年間は、変更後の区分等表示が記載されていることを要しないこと。
- イ 旧表示医薬品については、シール等を貼付することにより変更後の区分等表示をすることも認められること。なお、シール等の貼付については、製造販売業者の責任の下、店舗等で行われることについても認められる。
- ウ 旧表示医薬品については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第216条の2第2項の規定により、その外部の容器又は外部の被包（以下「外部の容器等」という。）に変更後の区分等表示が記載されている場合、直接の容器又は直接の被包に変更後の区分等表示が記載されていることを要しないこと。
- エ 区分等表示が変更となった医薬品については、それぞれの適用日以降は、直接の容器又は直接の被包及び外部の容器等の区分等表示にかかわらず、変更後の区分に従った陳列、販売及び情報提供等の方法を採用すること。

<別添>

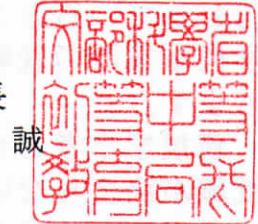
区分等表示が変更となった医薬品について

成分名	現区分	新区分	参照通知
エバスチン	要指導医薬品	第一類医薬品	要指導医薬品から一般用医薬品に移行した医薬品について（平成 29 年 1 月 20 日薬生安発 0120 第 1 号）

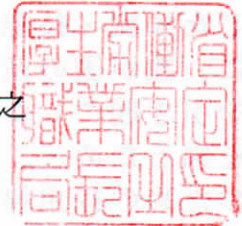
28 文科初第 1 3 7 9 号
職 発 0 1 2 4 第 3 号
平成 29 年 1 月 24 日

主要経済関係団体代表者 殿

文部科学省初等中等教育局長
藤 原



厚生労働省職業安定局長
生 田 正 之



平成 30 年 3 月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦
及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について（通知）

新規学校卒業者の就職については、種々御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新規中学校及び高等学校卒業者に対する早期選考の防止については、貴団体を始め各経営者団体等の御協力により、平成 28 年度においても適切な取扱いが図られました。

文部科学省及び厚生労働省においては、今後も、学校教育を充実し、就職希望者の適正な職業選択を確保するとともに、求人秩序の確立を図るため、平成 29 年度においても選考開始期日等の完全遵守をお願いする次第であります。

については、貴団体におかれましても、下記の事項に御留意の上、選考開始期日等及び文書募集開始時期等の遵守について、会員事業所への周知徹底を図られるよう格別の御配慮をお願いします。

また、新規学校卒業者の採用に当たっては、本人の適性と能力のみを基準としてこれを行い、定時制課程及び通信制課程の卒業者と全日制課程の卒業者との間の差別的な取扱いや同和問題に係る差別的取扱いが行われないよう、また、男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動を行うとともに、障害者に対しては格別の考慮がなされるよう御配慮願います。

さらに、新規学校卒業者に対しての事業主の一方的な都合による採用内定取消し及び入職時期の繰下げは、決してあってはならない重大な問題です。このため「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、

職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」に沿った適正な募集・採用等が行われますよう、併せて御配慮をお願いします。

なお、新規大学等卒業者に係る採用選考が新規中学校卒業者（中等教育学校の前期課程修了者を含む。以下同じ。）及び新規高等学校卒業者（新規中等教育学校卒業者を含む。以下同じ。）に係る採用選考よりも早期に行われているところですが、それにより、新規中学校卒業者及び新規高等学校卒業者の就職機会に影響が及ばないよう配慮をお願いするところであります。

新規学卒者をめぐる就職環境は順調に回復していると考えられるものの、就職が決まらない学生・生徒も一定数おられます。仮に就職未決定のまま卒業を迎える者が多数にのぼるとすれば、本人にとって若年期に就業を通じた知識・技能の蓄積が図れず、将来のキャリア形成の支障となるとともに、我が国の産業や社会を支える人材の育成が図られないなど深刻な問題を引き起こしかねません。将来にわたる日本経済の競争力・生産性の向上を図るため、こうした取組に御理解をいただき、平成30年3月卒業予定者のための採用枠の拡大に向けた努力をお願いします。

記

第1 新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等

1 推薦及び選考開始期日並びに採用内定

- (1) 新規中学校卒業者の推薦及び選考開始期日については、平成30年1月1日以降とし、積雪地の関係からやむを得ない事情があるときは、次の地域に限り、平成29年12月1日から行っても差し支えないこと。

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県（飯山公共職業安定所管内の地域に限る。）、島根県（松江公共職業安定所隠岐の島出張所管内の地域に限る。）

- (2) 新規高等学校卒業者の推薦開始期日については、推薦文書の到達が平成29年9月5日（沖縄県については平成29年8月30日）以降となるようにすること。
- (3) 新規高等学校卒業者の選考開始期日については、平成29年9月16日以降とすること。
- (4) 採用内定の開始については、従前と同様、選考開始と同日以降に行うことができるものであること。

2 求人申込みの手続き等

- (1) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第27条又は第33条の2の規定に基づいて、新規高等学校卒業者に係る求人申込みを受理する高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ。）に求人申込みを行う

場合においても、当面、適正な求人条件の確保、早期推薦・選考の防止及び円滑な労働力需給調整の実施等の見地から、求人申込みを行おうとする事業所は、当該事業所を管轄する公共職業安定所（以下「安定所」という。）に求人申込書を提出して、選考期日、求人内容等について適正であることの安定所の受理・確認（求人票への受理・確認印の押印）を受けた後、当該求人票により高等学校に求人申込みを行わなければならないこととすること。

したがって、この手続きによらない求人申込みのあった場合には、高等学校は、生徒の推薦を行わず、確認印の押印のある求人票の提出を求め、その提出後、推薦を行うものとする。

(2) 求人申込みの受理の期日等については、安定所の確認事務の的確な実施等適正な求人確保を図るため、次のとおりとすること。

ア 新規中学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

(ア) 安定所における求人申込みの受理は、平成 29 年 6 月 1 日から開始するものとする。

(イ) 安定所の他安定所への求人連絡は、平成 29 年 7 月 1 日以降開始するものとする。

イ 新規高等学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

(ア) 安定所における求人申込みの受理及び確認のための求人票の受付は、平成 29 年 6 月 1 日から開始するものとする。

(イ) 安定所が確認した求人票の求人者に対する返戻は、平成 29 年 7 月 1 日から開始するものとする。

(ウ) 学校における求人申込みの受理は、平成 29 年 7 月 1 日以降開始するものとする。

また、安定所で受理した求人学校の提示についても、平成 29 年 7 月 1 日以降に行うものとする。

(3) 求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとする。

3 就業開始期日

(1) 新規中学校卒業者の就業開始（実習、研修等を含む。）時期は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 56 条の規定により平成 30 年 4 月 1 日以降とすること。

(2) 新規高等学校卒業者の就業開始時期については、卒業後とするよう事業所を指導すること。

4 選考の通知

選考後は、採用内定取消しが生じないよう十分配慮しつつ、できる限り速やかに採否を決定し、選考を受けた生徒にその旨を通知すること。

第 2 新規中学校・高等学校卒業者の文書募集の取扱い

- 1 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い
新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の開始時期は平成 29 年 7 月 1 日以降とすること。
なお、文書募集を行う場合は次の条件によることとすること。
 - (1) 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。
 - (2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の求人番号を掲載すること。
 - (3) 応募の受付は学校又は安定所を通じて行うこと。
また、求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合であっても、推薦開始期日、採用選考期日については、上記第 1 の 1 (2) から (4) の取扱いと同様であること。
- 2 新規中学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い
新規中学校卒業者を対象とする文書募集は行わないこと。

事 務 連 絡
平成 29 年 1 月 25 日

関 係 団 体 御 中

厚生労働省保険局医療課

保険調剤等に係る一部負担金の支払いにおけるポイント付与に係る指導について

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課あて連絡しましたので、貴団体におかれましても、必要に応じご協力を賜りますようお願いいたします。

(別添)

公益社団法人 日本医師会 御中
公益社団法人 日本歯科医師会 御中
公益社団法人 日本薬剤師会 御中
一般社団法人 日本病院会 御中
公益社団法人 全日本病院協会 御中
公益社団法人 日本精神科病院協会 御中
一般社団法人 日本医療法人協会 御中
一般社団法人 日本社会医療法人協議会 御中
公益社団法人 全国自治体病院協議会 御中
一般社団法人 日本慢性期医療協会 御中
一般社団法人 日本私立医科大学協会 御中
一般社団法人 日本私立歯科大学協会 御中
一般社団法人 日本病院薬剤師会 御中
公益社団法人 日本看護協会 御中
一般社団法人 全国訪問看護事業協会 御中
公益財団法人 日本訪問看護財団 御中
独立行政法人 国立病院機構本部 御中
日本チェーンドラッグストア協会 御中
国立研究開発法人 国立がん研究センター 御中
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター 御中
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 御中
国立研究開発法人 国立国際医療研究センター 御中
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター 御中
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター 御中
独立行政法人 地域医療機能推進機構本部 御中
独立行政法人 労働者健康安全機構本部 御中
健康保険組合連合会 御中
全国健康保険協会 御中
公益社団法人 国民健康保険中央会 御中
社会保険診療報酬支払基金 御中
財務省主計局給与共済課 御中
文部科学省高等教育局医学教育課 御中
文部科学省高等教育局私学行政課 御中
総務省自治行政局公務員部福利課 御中
総務省自治財政局地域企業経営企画室 御中
警察庁長官官房給与厚生課 御中
防衛省人事教育局 御中
労働基準局労災管理課 御中
労働基準局補償課 御中

事務連絡

平成 29 年 1 月 25 日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

保険調剤等に係る一部負担金の支払いにおけるポイント付与に係る指導について

保険調剤等に係る一部負担金の支払いにおけるポイント付与については、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和 32 年厚生省令第 16 号）第 2 条の 3 の 2 及び「保険医療機関及び保険医療担当規則及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成 24 年 9 月 14 日保医発 0914 第 1 号）において、原則禁止とし、これに係る指導については、「保険調剤等に係る一部負担金の支払いにおけるポイント提供についての留意事項」（平成 24 年 9 月 14 日付事務連絡）及び「疑義解釈資料の送付について（その 11）」（平成 25 年 1 月 24 日付事務連絡）に基づき取扱いを指示しているところですが、今般、下記の通り、改めて明確化することとしたので、その取扱いに遺漏のないようお願いいたします。

記

保険調剤等に係る一部負担金の支払いにおけるポイント付与を原則禁止している趣旨は、以下の考え方によるものであることから、保険調剤等に係る一部負担金の支払いにおけるポイント付与を行っている保険薬局には、この考え方を伝え、制度に対する理解が深まるよう努めてください。

- ・ 保険調剤等においては、調剤料や薬価が中央社会保険医療協議会における議論を経て公定されており、これについて、ポイントのような付加価値を付与することは、医療保険制度上、ふさわしくないこと
- ・ 患者が保険薬局等を選択するに当たっては、保険薬局が懇切丁寧に保険調剤等を担当し、保険薬剤師が調剤、薬学的管理及び服薬指導の質を高めることが本旨であり、適切な健康保険事業の運営の観点から、ポイントの提供等によるべきではないこと

その上で、当面は、以下の①から③までのいずれかに該当する保険薬局に対し、口頭により指導を行い、その上で改善が認められない事例については、必要に応じ個別指導を行っていただくようお願いいたします。

- ① ポイントを用いて調剤一部負担金を減額することを可能としているもの
- ② 調剤一部負担金の1%を超えてポイントを付与しているもの
- ③ 調剤一部負担金に対するポイントの付与について大々的に宣伝、広告を行っているもの（具体的には、当該保険薬局の建物外に設置した看板、テレビコマーシャル等）

なお、本事務連絡に基づき指導は、平成29年5月1日より行うこととします。

また、本事務連絡は指導基準を明確化するものであり、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則第2条の3の2の解釈に変更を加えるものではないことにご留意願います。

職発 0202 第 7 号

平成 29 年 2 月 2 日

主要経済団体の長 殿

厚生労働省職業安定局長



平成 29 年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者の
就職・採用活動に係る取扱い等について

大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）卒業・修了予定者（以下「大学等卒業予定者」という。）の求人求職秩序の維持については、種々御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 29 年度の大学等卒業予定者の採用・就職活動に当たりましては、既に御承知のとおり、経済団体、大学等、関係府省において議論を行い、一般社団法人日本経済団体連合会においては平成 28 年 9 月 20 日に「採用選考に関する指針」（以下「指針」という。）、大学等（就職問題懇談会）においては同月 28 日に「平成 29 年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（申合せ）」（以下「申合せ」という。）により、平成 28 年度と同様、広報活動は卒業・修了年度に入る直前の 3 月 1 日以降に、採用選考活動は卒業・修了年度の 6 月 1 日以降に開始されることとなっております。

これを受けて、厚生労働省としましては、平成 29 年度の大学等卒業予定者の適正な採用・就職活動が行われるよう、求人・求職の秩序の維持、公平・公正な採用の確保、採用内定取消しの防止等に努めていく方針であり、都道府県労働局（以下「労働局」という。）及び公共職業安定所（以下「安定所」という。）においては、下記のとおり取り扱うことといたしました。

つきましては、貴団体におかれましても、この趣旨について御理解の上、大学等卒業予定者の採用・就職活動が円滑に行われるよう、下記 2 の事項について御配慮をお願いいたします。また、貴団体傘下の会員企業等に対しましても、この内容について御周知下さいますよう併せてお願いいたします。

記

1 求人票の展示・公開時期等

従前より安定所においては企業の採用選考活動開始時期より求人票の公開を行ってきたところであり、指針及び申合せの内容を踏まえ、平成 29 年度の安定所における取扱いは、次のとおりとする。

(1) 求人票等の展示・公開の取扱いについて

平成 29 年度の大学等卒業予定者に係る求人票、求人要項等は、平成 29 年 6 月 1 日以降に展示・公開する。

なお、平成 29 年 6 月 1 日より前に求人を受理する場合においても、当該求人者に求人票の展示・公開日等について説明をし、了解を求めておく。

(2) 求人情報、ガイドブック等の作成について

大学等卒業予定者を対象とした求人要項の記載のある求人情報、ガイドブック等の発行は、平成 29 年 6 月 1 日以降とする。

(3) 大学等卒業予定者を対象とした就職面接会について

労働局及び安定所が主催する大学等卒業予定者を対象とした就職面接会は、地域の中小企業等と学生等とのマッチングに大きな効果があるため、求人票等の展示・公開開始以降、大学等の学事日程等に最大限配慮しつつ、積極的に開催する。

(4) 専修学校等の取扱いについて

指針及び申合せは、平成 29 年度の専修学校卒業予定者及び公共職業能力開発施設等長期間訓練課程修了予定者を対象とするものではないが、安定所においては、これらも大学等卒業予定者と同様の取扱いとする。

2 公平・公正な採用の確保等

労働局及び安定所としては、事業主に対し、公平・公正な採用が確保されるよう、次の点について理解の促進を図る。

- ① 男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動を行うこと
- ② 学生の自由な就職活動を妨げないようにすること
- ③ 募集の中止及び募集人員の削減、採用内定取消し並びに入職時期繰下げが生じないように、的確な採用計画に基づいて採用内定を行うこと
- ④ 新規卒者以外にも多くの若年者が応募できるよう、応募機会の確保に努めること。
- ⑤ 高校卒業予定者等の安定的な採用の確保を図ること

平成 29 年 2 月 7 日

事業主団体代表者 各位

「過労死等ゼロ」実現に向けた緊急要請書

厚生労働行政の推進につきまして、日頃よりご理解を賜り感謝申し上げます。

平成 26 年 11 月に「過労死等防止対策推進法（平成 26 年法律第 100 号）」が施行され、2 年が経過しましたが、平成 27 年度の脳・心臓疾患による労災支給決定件数は 251 件（うち死亡の決定件数は 96 件）、精神障害による労災支給決定件数は 472 件（うち未遂を含む自殺の決定件数は 93 件）となっています。

また、精神障害による 472 件のうち、時間外労働時間数が月 80 時間以上のものが 192 件で約 4 割を、未遂を含む自殺による 93 件のうち、時間外労働時間数月 100 時間以上が 55 件で約 6 割をそれぞれ占めています。いまだに過労自殺など悲劇が繰り返されており、過労死等ゼロの社会の実現には至っておりません。

過労死は決してあってはならないことであり、「過労死等防止対策大綱」に掲げられた「過労死等ゼロ」を目指すために、国をはじめとする関係当事者が一丸となって、長時間労働の削減をはじめ、メンタルヘルス対策やパワーハラスメントの予防・解決など、働き方の見直しと職場環境の改善に本気で取り組むことが求められています。

貴団体におかれては、これまでも「働き方改革」に向けた取組を行っていただいておりますが、長時間労働の削減等について、一層の努力をしていただくよう、改めて下記の事項について要請します。今回の要請の趣旨を十二分にご理解いただき、貴団体から傘下団体・企業等への周知・啓発に向けたご協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

- 1 時間外・休日労働をさせる場合には、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 36 条に基づく協定（以下「36 協定」という。）を締結する必要があり、36 協定で定めた延長することができる時間の範囲を超えて働かせてはならないこと。

36 協定に則り時間外・休日労働をさせる場合であっても、時間外・休日労

働は必要最少限にとどめられるべきものであり、36協定の内容については、時間外労働の限度に関する基準（平成10年労働省告示第154号）を踏まえ、過重労働を招くことがないよう適正な水準とすること。既に36協定を締結している場合でも、労働実態も踏まえて、その内容を労使で検証した上で、時間外・休日労働の削減に向けた取組や36協定の見直しなどにより適正化を図ること。

また、過重労働を防止するためには、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（平成29年1月20日）（※）に基づき、使用者には労働時間を適切に管理する責務があり、虚偽の労働時間を賃金台帳に記載した場合等には労働基準法違反となることを十分認識すること。

併せて、同ガイドラインを踏まえ、

- ① 参加することが業務上義務づけられている研修・教育訓練の受講や、使用者の指示により業務に必要な学習等を行っていた時間は労働時間として取り扱わなければならないこと
- ② やむをえず自己申告により労働時間を把握している場合に、労働者からの自己申告により把握した時間と、入退場記録等のデータにより分かった事業場内にいた時間との間に著しい乖離が生じているときは実態調査を行うこと
等を徹底すること。

（※）「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（平成29年1月20日策定）については、厚生労働省ホームページを参照のこと。

[URL:http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/roudouzikan/070614-2.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/roudouzikan/070614-2.html)

- 2 経営層が労働者の健康確保措置に関与する体制の構築を図ることが重要であることから、企業・業界団体のトップ自らがリーダーシップを発揮し、担当役員を選任するなど労働者の心と体の健康確保を組織的に推進するとともに、働きやすくストレスの少ない職場環境を整備するため、ストレスチェックを含めたメンタルヘルス対策の取組を推進すること。

また、パワーハラスメントに該当すると言われる代表的な6つの類型（身体的な攻撃、精神的な攻撃、人間関係からの切り離し、過大な要求、過小な要求、個の侵害）に留意し、トップからのメッセージの発信、実態の把握、研修の実施、相談窓口の設置など、その予防や解決に向けた取組を持続的に行うこと。

企業にとっても生産性向上等、組織の活性化のためには、働く人々が健康

であることが必要不可欠であり、「健康経営」の観点からも上記の取組による「心の健康づくり」を推進すること。

3 長時間労働の一因として、顧客や発注者からの要請等取引上の都合や商慣行が存在することから、他の企業との取引を行うに当たっては下記の事項に配慮すること。

- ① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化等発注方法の改善を図ること

厚生労働大臣

塩崎恭久

労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン

1 趣旨

労働基準法においては、労働時間、休日、深夜業等について規定を設けていることから、使用者は、労働時間を適正に把握するなど労働時間を適切に管理する責務を有している。

しかしながら、現状をみると、労働時間の把握に係る自己申告制(労働者が自己の労働時間を自主的に申告することにより労働時間を把握するもの。以下同じ。)の不適正な運用等に伴い、同法に違反する過重な長時間労働や割増賃金の未払いといった問題が生じているなど、使用者が労働時間を適切に管理していない状況もみられるところである。

このため、本ガイドラインでは、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置を具体的に明らかにする。

2 適用の範囲

本ガイドラインの対象事業場は、労働基準法のうち労働時間に係る規定が適用される全ての事業場であること。

また、本ガイドラインに基づき使用者(使用者から労働時間を管理する権限の委譲を受けた者を含む。以下同じ。)が労働時間の適正な把握を行うべき対象労働者は、労働基準法第41条に定める者及びみなし労働時間制が適用される労働者(事業場外労働を行う者にあつては、みなし労働時間制が適用される時間に限る。)を除く全ての者であること。

なお、本ガイドラインが適用されない労働者についても、健康確保を図る必要があることから、使用者において適正な労働時間管理を行う責務があること。

3 労働時間の考え方

労働時間とは、使用者の指揮命令下に置かれている時間のことをいい、使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たる。そのため、次のアからウのような時間は、労働時間として扱わなければならないこと。

ただし、これら以外の時間についても、使用者の指揮命令下に置かれていると評価される時間については労働時間として取り扱うこと。

なお、労働時間に該当するか否かは、労働契約、就業規則、労働協約等の定め
のいかんによらず、労働者の行為が使用者の指揮命令下に置かれたものと評価す
ることができるか否かにより客観的に定まるものであること。また、客観的に見て使
用者の指揮命令下に置かれていると評価されるかどうかは、労働者の行為が使用
者から義務づけられ、又はこれを余儀なくされていた等の状況の有無等から、個別
具体的に判断されるものであること。

ア 使用者の指示により、就業を命じられた業務に必要な準備行為(着用を義務付
けられた所定の服装への着替え等)や業務終了後の業務に関連した後始末(清掃
等)を事業場内において行った時間

イ 使用者の指示があった場合には即時に業務に従事することを求められており、
労働から離れることが保障されていない状態で待機等している時間(いわゆる「手
待時間」)

ウ 参加することが業務上義務づけられている研修・教育訓練の受講や、使用者の
指示により業務に必要な学習等を行っていた時間

4 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置

(1) 始業・終業時刻の確認及び記録

使用者は、労働時間を適正に把握するため、労働者の労働日ごとの始業・終
業時刻を確認し、これを記録すること。

(2) 始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法

使用者が始業・終業時刻を確認し、記録する方法としては、原則として次のいず
れかの方法によること。

ア 使用者が、自ら現認することにより確認し、適正に記録すること。

イ タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎
として確認し、適正に記録すること。

(3) 自己申告制により始業・終業時刻の確認及び記録を行う場合の措置

上記(2)の方法によることなく、自己申告制によりこれを行わざるを得ない場合、
使用者は次の措置を講ずること。

ア 自己申告制の対象となる労働者に対して、本ガイドラインを踏まえ、労働時間の実態を正しく記録し、適正に自己申告を行うことなどについて十分な説明を行うこと。

イ 実際に労働時間を管理する者に対して、自己申告制の適正な運用を含め、本ガイドラインに従い講ずべき措置について十分な説明を行うこと。

ウ 自己申告により把握した労働時間が実際の労働時間と合致しているか否かについて、必要に応じて実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすること。

特に、入退場記録やパソコンの使用時間の記録など、事業場内にいた時間の分かるデータを有している場合に、労働者からの自己申告により把握した労働時間と当該データで分かった事業場内にいた時間との間に著しい乖離が生じているときには、実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすること。

エ 自己申告した労働時間を超えて事業場内にいる時間について、その理由等を労働者に報告させる場合には、当該報告が適正に行われているかについて確認すること。

その際、休憩や自主的な研修、教育訓練、学習等であるため労働時間ではないと報告されていても、実際には、使用者の指示により業務に従事しているなど使用者の指揮命令下に置かれていたと認められる時間については、労働時間として扱わなければならないこと。

オ 自己申告制は、労働者による適正な申告を前提として成り立つものである。このため、使用者は、労働者が自己申告できる時間外労働の時間数に上限を設け、上限を超える申告を認めない等、労働者による労働時間の適正な申告を阻害する措置を講じてはならないこと。

また、時間外労働時間の削減のための社内通達や時間外労働手当の定額払等労働時間に係る事業場の措置が、労働者の労働時間の適正な申告を阻害する要因となっていないかについて確認するとともに、当該要因となっている場合においては、改善のための措置を講ずること。

さらに、労働基準法の定める法定労働時間や時間外労働に関する労使協定（いわゆる36協定）により延長することができる時間数を遵守することは当然であるが、実際には延長することができる時間数を超えて労働しているにもかかわらず、記録上これを守っているようにすることが、実際に労働時間を管理する者や労働者等において、慣習的に行われていないかについても確認すること。

(4) 賃金台帳の適正な調製

使用者は、労働基準法第 108 条及び同法施行規則第 54 条により、労働者ごとに、労働日数、労働時間数、休日労働時間数、時間外労働時間数、深夜労働時間数といった事項を適正に記入しなければならないこと。

また、賃金台帳にこれらの事項を記入していない場合や、故意に賃金台帳に虚偽の労働時間数を記入した場合は、同法第 120 条に基づき、30 万円以下の罰金に処されること。

(5) 労働時間の記録に関する書類の保存

使用者は、労働者名簿、賃金台帳のみならず、出勤簿やタイムカード等の労働時間の記録に関する書類について、労働基準法第 109 条に基づき、3年間保存しなければならないこと。

(6) 労働時間を管理する者の職務

事業場において労務管理を行う部署の責任者は、当該事業場内における労働時間の適正な把握等労働時間管理の適正化に関する事項を管理し、労働時間管理上の問題点の把握及びその解消を図ること。

(7) 労働時間等設定改善委員会等の活用

使用者は、事業場の労働時間管理の状況を踏まえ、必要に応じ労働時間等設定改善委員会等の労使協議組織を活用し、労働時間管理の現状を把握の上、労働時間管理上の問題点及びその解消策等の検討を行うこと。

薬生総発0216第2号

平成29年 2月16日

日本チェーンドラッグストア協会 会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長

(公 印 省 略)

卸売販売業者及び薬局における記録及び管理の徹底について

今般、偽造医薬品が流通し、調剤された事案について、別添のとおり、各都道府県等衛生主管部（局）長あて通知しましたので、御了知いただくとともに、貴会会員に幅広く周知いただきますようご協力をお願いします。

(別添)

薬生総発0216第1号

平成29年 2月16日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長
(公印省略)

卸売販売業者及び薬局における記録及び管理の徹底について

今般、医薬品の卸売販売業者及び薬局を通じて偽造医薬品が流通し、患者の手に渡る事案が発生しました。同様の事案の発生を防止するため、既に「医薬品の適正な流通の確保について」(平成29年1月17日付け医政総発0117第1号・医政経発0117第1号・薬生総発0117第1号・薬生監麻発0117第1号厚生労働省医政局総務課長・医政局経済課長・医薬・生活衛生局総務課長・医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長連名通知)により注意喚起等を行っているところですが、これまでに明らかとなった事実等を踏まえ、改めて、卸売販売業者及び薬局に対する医療用医薬品の適正な流通確保に係る記録及び管理について、留意事項を下記のとおり整理しましたので、貴管下の卸売販売業者及び薬局に徹底いただくようお願いいたします。

記

1. 卸売販売業者及び薬局は、医療用医薬品を譲り受ける際には、次に掲げる事項に留意すること。

(1) 卸売販売業者及び薬局開設者は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和36年厚生省令第1号。以下「規則」という。)第14条及び第158条の4の規定に基づき、譲渡人の氏名等の情報を記録する必要がある。これらの情報を正確に記録するため、譲渡人の氏名(卸売販売業者等の名称)の確認の際には、医薬品を納品する者の身分証明書等の提示を求めて本人確認を行うこと。併せて、譲渡人が有する販売業等の許可番号や連絡先等の情報を確認し、確認した情報については、譲渡人の氏名等の情報と併せて記録すること。

ただし、譲渡人との間で取引契約に基づく、継続した取引実績がある場合であって、譲渡人が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）に基づく医薬品の販売業等の許可を受けた者等であることを既に確認している場合はこの限りではない。

（2）卸売販売業者及び薬局の管理者は、法第8条第1項及び第36条第1項の規定に基づき、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように医薬品等を管理する義務がある。このため、譲り受けた医薬品が本来の容器包装等に収められているかどうかその状態の確認（未開封であること等の確認に加え、薬局等においては、添付文書が同梱されていること等の確認を含む。）を行うとともに、医薬品の管理状況等について疑念がある場合には、譲渡人における仕入れの経緯、医薬品管理状況等を確認し、管理者として必要な注意をすること。

なお、譲り受けた医薬品が、直接の容器又は直接の被包を開き、分割販売された医薬品であって、法第50条に規定する事項を記載した文書及び第52条に規定する添付文書が添付されていない場合には、上記の確認に際して、規則第216条の規定に基づく表示等についても確認する必要があること。

2. 薬局の薬剤師は、患者等に対し、調剤しようとする医薬品（その容器包装等を含む。）の状態を観察し、通常と異なると認められる場合は、これを調剤せず、異常のない医薬品を用いて改めて調剤するほか、医薬品等を管理する責任を有する管理薬剤師に報告するなど適切に対応すること。

薬生監麻発0216第2号

平成29年2月16日

日本チェーンドラッグストア協会 会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長

(公 印 省 略)

医療用医薬品の適正な流通の確保に係る監視指導の強化について

今般、偽造医薬品が流通し、調剤された事案について、別添のとおり、各都道府県等衛生主管部（局）長あて通知しましたので、御了知いただくとともに、貴会会員に幅広く周知いただきますようご協力をお願いします。

(別添)

薬生監麻発0216第1号

平成29年2月16日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長
(公印省略)

医療用医薬品の適正な流通の確保に係る監視指導の強化について

今般、医薬品の卸売販売業者及び薬局を通じて偽造医薬品が流通し、患者の手に渡る事案が発生しました。こうした事案の再発を防止する観点から、「卸売販売業者及び薬局における記録及び管理の徹底について」(平成29年2月16日付け薬生総発0216第1号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知。以下「総務課長通知」という。)により医薬品の適正な流通を確保するために留意事項の周知を依頼しているところですが、これを踏まえ、下記のとおり、貴管下の医療用医薬品の卸売販売業者及び薬局に対する監視指導の強化をお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定による技術的な助言であることを申し添えます。

記

1. 今後、医療用医薬品の卸売販売業者又は薬局に対し、以下の事項について重点的に監視指導すること。
 - (1) 医薬品を納品する者の身分証明書等の提示を求めて本人確認を行っていること。
譲渡人が有する販売業等の許可番号や連絡先等の情報を確認していること。
 - (2) 医薬品を譲り受けた際に、当該医薬品が本来の容器包装等に収められているかどうかその状態(未開封であること等に加え、薬局等においては、添付文書が同梱されていること等を含む。)を確認していること。
 - (3) 管理者は、(1)の内容も含め、総務課長通知1.(2)に従い必要な注意を払い、医薬品を購入していること。
2. これまでの薬事監視の実績等から、特に監視指導を強化すべきと認められる医療

用医薬品の卸売販売業者又は薬局に対しては、早急な監視指導を行うこと。

3. 監視指導の結果、違反が認められた場合は、必要な行政処分等を行うこと。

商業動態統計月報

Monthly Report on the Current Survey of Commerce

平成28年11月分

November, 2016

経済産業省 大臣官房 調査統計グループ

Research and Statistics Department
Minister's Secretariat
Ministry of Economy, Trade and Industry

商業動態統計調査 -利用上の注意-

本月報の内容は、商業動態統計調査（以下、「本調査」という。）の結果によるもので、その概要は次のとおりである。

1. 調査の目的

全国の商業を営む事業所及び企業の販売活動などの動向を明らかにすることを目的としている。

2. 根拠法規

本調査は、統計法に基づく基幹統計調査として、商業動態統計調査規則(昭和28年通商産業省令第17号)に基づいて実施している。

3. 調査の範囲

日本標準産業分類「大分類I-卸売業, 小売業」(平成25年10月改定)のうち代理商, 仲立業を除く全国の事業所(企業)である。

4. 調査の方法及び経路

本調査は、経済産業省から委任を受けた都道府県が調査員を通じて対象事業所に調査票の記入を依頼し、回収する。ただし、百貨店・スーパー、コンビニエンスストア、家電大型専門店、ドラッグストア及びホームセンターの企業本部については、経済産業省が直接企業又は対象事業所に調査票の記入を依頼し、回収する。

5. 調査期日

調査期日は、毎月末日現在である。

なお、商品手持額は、四半期(3月、6月、9月及び12月)末日現在である。

6. 標本設計

本調査は、平成24年経済センサス-活動調査の対象事業所を母集団とし、標本理論に基づいて抽出された事業所を対象として平成27年7月分から実施している。標本は、下記のとおり個別標本と地域標本の2種類から構成されている。なお、標本の抽出に当たっては、業種別に目標精度が5%以下(卸売業は8%以下)(標準誤差率表示)となるように設計されている。

(1) 個別標本

①個別標本は全ての卸売事業所、自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所及び従業者20人以上の小売事業所(百貨店・スーパーを含む)を対象としている。なお、企業調査の対象企業傘下の事業所については、標本設計の対象から除外している。

②業種別、従業者規模別に標本抽出枠(以下「セル」という)を設定し、セルごとに標本数を決定している。

(2) 地域標本

①地域標本は調査区(143調査区)を指定し、その調査区内の従業者19人以下の小売事業所(自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所を除く)を対象としている。

②調査区の抽出は平成24年経済センサス-活動調査の調査区を母集団とし、層別(4層)に抽出を行っている。

7. 調査票の種類及び対象

調査票の種類は、甲票、乙票、丙票及び丁1～4票の7種類に区分される。

(1) 甲票の対象範囲

従業者100人以上の各種商品卸売事業所及び従業者200人以上の卸売事業所で、経済産業大臣が指定する事業所。

(2) 乙票の対象範囲

① 甲票の対象を除いた卸売事業所、自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所及び従業者20人以上の小売事業所のうち、丙票対象及び丁1～4票対象企業傘下事業所を除いた小売事業所で経済産業大臣が指定する事業所。

② 経済産業大臣が指定する調査区内に所在する従業者19人以下の小売事業所(自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所及び丁1～4票対象企業傘下事業所を除く)。

(3) 丙票の対象範囲

従業者50人以上の小売事業所のうち、百貨店及びスーパー(11.(3)参照)に該当する、経済産業大臣が指定する事業所。

(4) 丁1票の対象範囲

一定規模以上のコンビニエンスストア(日本標準産業分類 細分類5891)のチェーン企業本部で、経済産業大臣が指定する企業。

(5) 丁2票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類5931-電気機械器具小売業(中古品を除く)又は細分類5932-電気事務機械器具小売業(中古品を除く)に属する事業所(売場面積500㎡以上の家電大型専門店)を10店舗以上有する企業で、経済産業大臣が指定する企業。

(6) 丁3票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類6031-ドラッグストアに属する事業所を50店舗以上有する企業もしくはドラッグストアの年間販売額が100億円以上の企業で、経済産業大臣が指定する企業。

(7) 丁4票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類6091-ホームセンターに属する事業所を10店舗以上有する企業もしくはホームセンターの年間販売額が200億円以上の企業で、経済産業大臣が指定する企業。

本統計表で用いている商品分類は、以下のとおりである。

商品分類等	内 容 例 示
A V家電	テレビ・プロジェクタ（CRT、液晶、PDP）、ビデオディスク、BD・DVD（再生専用、録画再生機）、BS・CS機器、ステレオ、スピーカ、AV編集機器、ラジオ・ポータブルオーディオ、GPSナビゲーション、ヘッドホン、マイクロホン、AV接続機器、電子楽器、VTR、携帯オーディオ機器、ホームオーディオ機器、メディアクリーナなど
情報家電	パソコン・パソコン周辺機器（デスクトップ型・ノート型パソコン、タブレット端末、モニタ、プリンタ等）、ゲーム関連機器、電子手帳・辞書、コピー・シュレッダーなど
通信家電	移動体通信機器（携帯電話機、パーソナル無線、データ通信カード・端末）、電話機・FAXなど
カメラ類	ビデオカメラ・デジキ、デジタルスチルカメラ（コンパクト型、一眼レフ）、カメラアクセサリ、交換レンズなど
生活家電	家事・調理家電（洗濯機・衣類乾燥機、ふとん乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、炊飯器、電子レンジ、オープンレンジ、食器洗い機・乾燥機、電磁調理器、クッキングヒーター、ホームベーカリー、トースター、電子炊飯ジャー、ジャーポット、電気ケトル、コンロ・ガステーブル、電気プレート・鍋、ジューサー・ミキサー類、コーヒーマーカー、もちつき機、精米機、家庭用ゴミ処理機、浄水器・カートリッジ、アイロン・ズボンプレスサ、クリーナ、スチーム・高圧洗浄クリーナ、掃除機等） 理美容・健康関連（シェーバー、ドライヤー・ヘアサロン、フェイスケア器具、ボディケア器具、散髪器具、電動歯ブラシ、電気測定器具（電子血圧計、電子体温計、電子歩数計等）、フィットネス機器、電気マッサージ器具・治療器、吸入器等） 空調・季節家電（エアコン、冷風機・冷風扇、扇風機、換気扇、空気清浄機・除湿機・加湿器、石油暖房器具、温水ルームヒータ、電気温風機・電気ストーブ、家具調こたつ、電気カーペット、電気掛・敷毛布等）
その他	温水洗浄便座、24時間風呂、モニタ付ドアホン、火災警報器、照明器具、電池、管球、配線器具、自然冷媒ヒートポンプ給湯器など

(6) 第6部 ドラッグストア販売

本統計表は、丁3票（7. (6)参照）について集計した表である。

①本統計表で用いている商品分類は、以下のとおりである。

商品分類等	内 容 例 示
調剤医薬品	医師の処方箋に基づき調剤する医療用医薬品・漢方薬・生薬
O T C 医薬品	医薬品（医師の処方箋によるものを除く）、漢方薬（医師の処方箋によるものを除く）、生薬（医師の処方箋によるものを除く）など 風邪薬、胃腸薬、目薬、皮膚治療薬、湿布薬、滋養強壮剤（医薬品）など
ヘルスケア用品 （衛生用品）・介 護・ベビー	ヘルスケア（脱脂綿、ほう帯、ガーゼ類、サポータ、マスク、体温計、紙おむつ、殺虫剤（農業用、産業用は除く）、コンタクトレンズ洗浄剤・保存液、衛生用品等） 介護（大人用紙オムツ、尿取りパット、介護用品、ステッキ、介護食等） ベビー（育児用ミルク、ベビーフード、ベビー飲料、紙オムツ、授乳用品等）
健康食品	健康食品、サプリメント、ダイエット食品等
ビューティー ケア（化粧品・ 小物）	化粧品（口紅、ファンデーション、化粧水、フレグランス、男性化粧品、浴用化粧品等） ビューティーケア小物（化粧品雑貨、化粧用ブラシ、コットン・スポンジ、つけまつげ、つけ爪、あぶらとり、ヘアブラシ等）
トイレタリー	歯みがき、歯ブラシ、シャンプー、リンス、ボディシャンプー、ヘアカラー、入浴剤、ハンドソープ、石けん（化粧、洗顔、浴用、薬用のもの）など
家庭用品・日用 消耗品・ペット 用品	家庭用品（バス・トイレ・キッチン用品、ファブリック、なべ、かま、キッチン用刃物、食器、卓上用品、清掃用品、包装用品、保安防災、避難用具等） 日用消耗品（住まいの洗剤、防虫剤、トイレトーパー、芳香剤、食器洗剤、ティッシュペーパー等） ペット・ペット用品（愛玩用・鑑賞用（動物、魚類、鳥類、爬虫類等）、愛玩用・鑑賞用飼料（ペットフード）、鑑賞魚用水槽、鳥かご、ペット用小屋（犬小屋、巣箱等）、ペット用装飾品（首輪、衣服等）、ペット用医薬品、ペット用シャンプー、ペット用リード、ペット用シーツ、ペット用キャリーケース等）
食品	菓子類、米、飲料、日配品、加工品、酒類、冷凍食品など
その他	上記以外の衣料品、履物、カバン・袋物、書籍、文具・玩具など

②リンク係数表については、付表参照のこと。

5. 家電大型専門店販売額の動向

平成28年11月の家電大型専門店販売額は3252億円、前年同月比で見ると▲3.1%の減少となった。商品別にみると、カメラ類が同▲12.2%の減少、情報家電が同▲8.1%の減少、AV家電が同▲4.1%の減少、その他が同▲0.7%の減少、生活家電が同▲0.3%の減少となった。一方、通信家電が同0.8%の増加となった。

(単位:億円、店、%)

合計	AV 家電	情報 家電	通信 家電	カメラ類	生活 家電	その他	店舗数
3,252	446	707	267	133	1,318	381	2,457
▲3.1	▲4.1	▲8.1	0.8	▲12.2	▲0.3	▲0.7	1.1

6. ドラッグストア販売額の動向

平成28年11月のドラッグストア販売額は4647億円、前年同月比で見ると4.9%の増加となった。商品別にみると、食品が同8.5%の増加、家庭用品・日用消耗品・ペット用品が同6.9%の増加、OTC医薬品が同5.8%の増加、その他が同5.1%の増加、ビューティケア(化粧品・小物)が同4.6%の増加、トイレタリーが同2.9%の増加、ヘルスケア用品(衛生用品)・介護・ベビーが同1.1%の増加となった。

一方、調剤医薬品が同▲4.1%の減少、健康食品が同▲1.5%の減少となった。

(単位:億円、店、%)

合計	調剤 医薬品	OTC 医薬品	ヘルスケア 用品(衛生 用品)・介 護・ベビー	健康 食品	ビューティ ケア(化粧 品・小物)	トイレ タリー	家庭用品・ 日用消耗 品・ペット 用品	食 品	その他	店舗数
4,647	296	689	333	151	685	458	718	1,204	112	14,049
4.9	▲4.1	5.8	1.1	▲1.5	4.6	2.9	6.9	8.5	5.1	4.0

7. ホームセンター販売額の動向

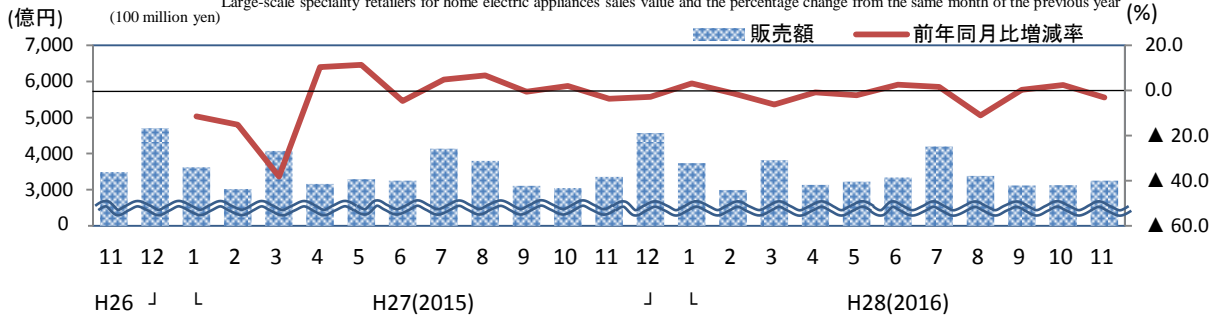
平成28年11月のホームセンター販売額は2736億円、前年同月比で見ると0.8%の増加となった。商品別にみると、電気が同4.1%の増加、DIY用具・素材が同2.9%の増加、園芸・エクステリアが同2.5%の増加、その他が同1.7%の増加、カー用品・アウトドアが同1.1%の増加となった。

一方、インテリアが同▲2.6%の減少、オフィス・カルチャーが同▲2.2%の減少、家庭用品・日用品が同▲1.7%の減少、ペット・ペット用品が同▲0.4%の減少となった。

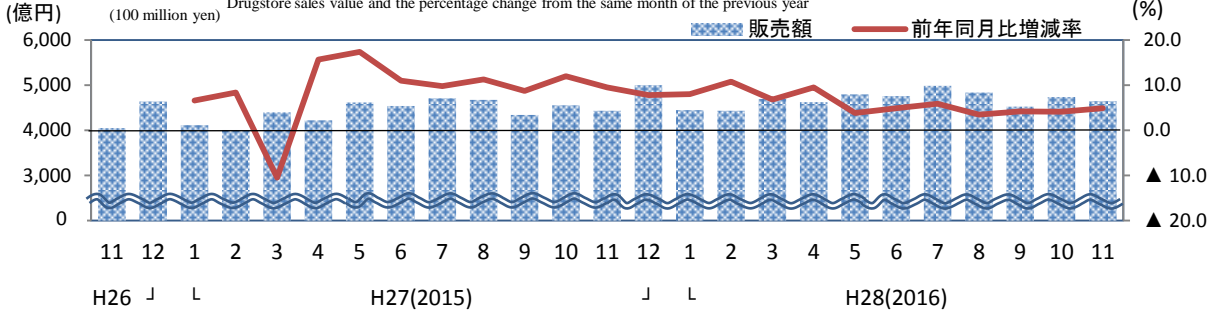
(単位:億円、店、%)

合計	DIY用具 ・素材	電 気	インテリア	家庭用品 ・ 日用品	園 芸・ エクステ リア	ペット・ ペット用 品	カー用 品・アウ トドア	オフィス ・カル チャー	その他	店舗数
2,736	611	248	217	579	337	207	120	152	267	4,255
0.8	2.9	4.1	▲2.6	▲1.7	2.5	▲0.4	1.1	▲2.2	1.7	1.4

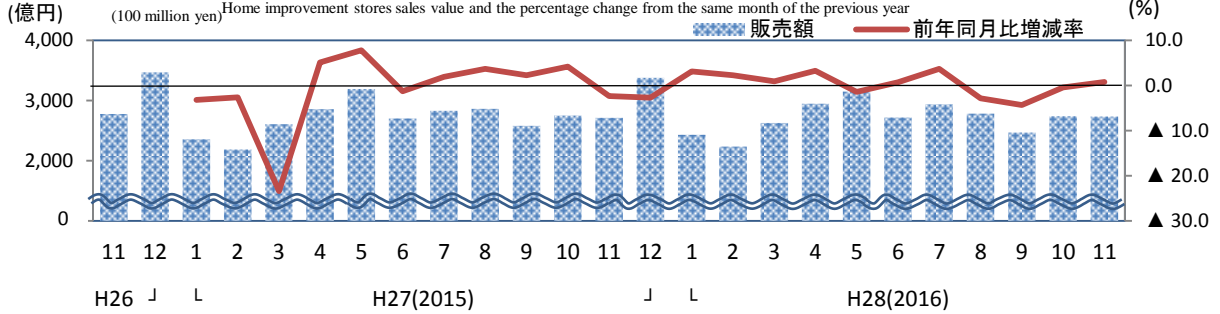
家電大型専門店販売額・前年同月比増減率の推移



ドラッグストア販売額・前年同月比増減率の推移



ホームセンター販売額・前年同月比増減率の推移



家電大型専門店、ドラッグストア、ホームセンター販売額、前年(度、同期、同月)比増減率及び店舗数

Large-scale specialty retailers for home electric appliances, Drugstore and Home improvement stores sales value and the percentage change from the same month/term of the previous year and number of establishments

(単位:億円、店、%) (100 million yen)

年月	家電大型専門店 Large-scale specialty retailers for home electric appliances			ドラッグストア Drugstore			ホームセンター Home improvement stores			Year and month
	販売額	前年比	店舗数(店)	販売額	前年比	店舗数(店)	販売額	前年比	店舗数(店)	
	Sales value	(%)	establishments	Sales value	(%)	establishments	Sales value	(%)	establishments	
平成 25 年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y. 2013
26	45,311	-	2,443	49,375	-	13,069	33,452	-	4,124	2014
27	42,467	▲6.3	2,432	53,609	6.4	13,547	33,012	▲1.3	4,209	2015
平成 25 年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y. 2013
26	41,781	-	2,446	49,423	-	13,157	32,517	-	4,139	2014
27	42,288	1.2	2,430	54,670	9.0	13,638	33,158	2.0	4,217	2015
平成 27 年 7~9月	11,050	3.8	2,417	13,726	7.8	13,402	8,272	2.6	4,170	Q3 2015
10~12	10,983	▲1.8	2,432	13,982	7.5	13,547	8,841	▲0.5	4,209	Q4 2015
平成 28 年 1~3月	10,544	▲1.7	2,430	13,582	8.5	13,638	7,295	2.0	4,217	Q1 2016
4~6	9,697	▲0.1	2,441	14,182	6.0	13,775	8,816	0.8	4,234	Q2 2016
7~9	10,704	▲3.1	2,448	14,352	4.6	13,847	8,185	▲1.0	4,234	Q3 2016
平成 27 年 9月	3,111	▲0.6	2,417	4,342	6.5	13,402	2,579	2.3	4,170	Sep. 2015
10	3,050	2.0	2,427	4,551	9.7	13,461	2,749	4.2	4,179	Oct. 2015
11	3,358	▲3.7	2,430	4,432	7.3	13,510	2,716	▲2.3	4,197	Nov. 2015
12	4,575	▲2.8	2,432	5,000	5.7	13,547	3,376	▲2.7	4,209	Dec. 2015
平成 28 年 1月	3,737	3.2	2,427	4,447	8.0	13,582	2,431	3.1	4,207	Jan. 2016
2	2,989	▲1.2	2,429	4,436	10.8	13,604	2,234	2.3	4,203	Feb. 2016
3	3,818	▲6.3	2,430	4,698	6.8	13,638	2,630	0.9	4,217	Mar. 2016
4	3,137	▲0.9	2,435	4,625	9.5	13,714	2,949	3.3	4,233	Apr. 2016
5	3,224	▲2.1	2,433	4,794	3.8	13,750	3,148	▲1.4	4,230	May 2016
6	3,336	2.6	2,441	4,763	4.9	13,775	2,719	0.7	4,234	Jun. 2016
7	4,202	1.6	2,446	4,985	5.9	13,815	2,935	3.7	4,242	Jul. 2016
8	3,383	▲11.1	2,443	4,841	3.5	13,841	2,782	▲2.8	4,232	Aug. 2016
9	3,119	0.3	2,448	4,527	4.2	13,847	2,469	▲4.3	4,234	Sep. 2016
10	3,124	2.4	2,450	4,738	4.1	13,974	2,739	▲0.4	4,243	Oct. 2016
11	3,252	▲3.1	2,457	4,647	4.9	14,049	2,736	0.8	4,255	Nov. 2016

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第6部 ドラッグストア販売

Part6 Drugstore sales value

第1表 商品別販売額等及び前年（度、同期、同月）比増減率

Table1 Sales value by goods and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	商品販売額 Sales of goods	調剤医薬品	O T C 医薬品	ヘルスケア用品 (衛生用品)・介護・ベビー	健康食品	ビューティケア (化粧品・小物)	トイレタリー	家庭用品・日用消耗品・ペット用品	食品	その他	店舗数 (店) Number of establishments	Year and Month
		Dispensing pharmaceutical products	Over the counter medical products	Health care (sanitary goods), nursing care, and baby products	Health foods	Beauty care (cosmetic products and goods)	Toiletry goods	Household utensils, daily necessities, pet products	Food	Others		
平成 25 年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y. 2013
26	4,937,496	345,127	736,637	356,282	164,669	726,156	511,691	769,489	1,206,513	120,932	13,069	2014
27	5,360,899	364,366	791,064	388,937	190,617	811,167	535,639	813,831	1,339,365	125,913	13,547	2015
平成 25 年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y. 2013
26	4,942,326	348,874	735,340	355,660	163,453	723,102	500,564	769,228	1,227,941	118,164	13,157	2014
27	5,467,027	376,166	804,497	396,420	193,033	825,168	543,935	826,861	1,373,254	127,693	13,638	2015
平成 27 年 7~9月	1,372,589	89,748	200,242	95,546	50,396	210,034	138,447	211,043	345,935	31,198	13,402	Q3 2015
10~12	1,398,196	96,189	206,136	102,283	48,057	211,788	139,743	213,837	346,173	33,990	13,547	Q4
平成 28 年 1~3月	1,358,160	99,942	203,791	102,863	46,391	198,426	131,541	197,854	346,212	31,140	13,638	Q1 2016
4~6	1,418,175	92,421	202,828	98,011	48,625	213,985	142,307	217,304	369,922	32,772	13,775	Q2
7~9	1,435,195	90,441	205,626	95,100	49,986	217,784	143,621	222,435	376,873	33,329	13,847	Q3
平成 27 年 9月	434,248	29,339	64,114	30,595	15,791	64,647	43,289	66,992	109,535	9,946	13,402	Sep. 2015
10	455,060	31,315	67,850	32,652	16,190	68,994	45,691	68,436	113,316	10,616	13,461	Oct.
11	443,178	30,887	65,106	32,963	15,373	65,498	44,503	67,201	110,940	10,707	13,510	Nov.
12	499,958	33,987	73,180	36,668	16,494	77,296	49,549	78,200	121,917	12,667	13,547	Dec.
平成 28 年 1月	444,727	30,776	65,772	33,618	15,339	66,154	43,679	66,361	112,225	10,803	13,582	Jan. 2016
2	443,629	33,348	65,958	34,441	15,418	62,846	42,835	64,118	114,743	9,922	13,604	Feb.
3	469,804	35,818	72,061	34,804	15,634	69,426	45,027	67,375	119,244	10,415	13,638	Mar.
4	462,507	32,389	66,664	32,602	15,648	69,817	45,406	68,828	120,584	10,569	13,714	Apr.
5	479,382	29,464	68,741	33,066	16,377	72,180	48,662	74,263	125,384	11,245	13,750	May
6	476,286	30,568	67,423	32,343	16,600	71,988	48,239	74,213	123,954	10,958	13,775	Jun.
7	498,468	31,111	71,437	33,109	17,256	77,530	50,829	77,281	128,648	11,267	13,815	Jul.
8	484,068	29,907	69,870	32,023	17,187	72,835	48,285	74,324	128,191	11,446	13,841	Aug.
9	452,659	29,423	64,319	29,968	15,543	67,419	44,507	70,830	120,034	10,616	13,847	Sep.
10	473,818	29,918	70,491	32,133	15,896	70,693	46,386	74,267	122,917	11,117	13,974	Oct.
11	464,685	29,624	68,878	33,318	15,137	68,508	45,785	71,810	120,377	11,248	14,049	Nov.
平成 25 年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y. 2013
26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2014
27	6.4	6.6	4.7	6.3	6.6	8.9	2.6	5.3	8.8	0.4	3.7	2015
平成 25 年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y. 2013
26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2014
27	9.0	8.6	7.3	9.3	11.1	12.0	7.1	7.1	10.2	5.1	3.7	2015
平成 27 年 7~9月	7.8	4.5	6.3	7.4	12.8	12.4	5.7	5.0	9.1	4.7	3.5	Q3 2015
10~12	7.5	7.9	5.6	7.6	9.7	10.8	5.4	5.4	9.1	1.7	3.7	Q4
平成 28 年 1~3月	8.5	13.4	7.1	7.8	5.5	7.6	6.7	7.0	10.9	6.1	3.7	Q1 2016
4~6	6.0	2.4	4.4	2.4	0.9	4.4	6.0	6.5	10.4	4.5	3.7	Q2
7~9	4.6	0.8	2.7	▲0.5	▲0.8	3.7	3.7	5.4	8.9	6.8	3.3	Q3
平成 27 年 9月	6.5	4.2	5.1	6.6	9.7	10.2	4.2	4.0	8.1	3.8	3.5	Sep. 2015
10	9.7	8.6	10.1	11.2	12.9	14.5	7.9	7.3	9.5	1.1	3.7	Oct.
11	7.3	9.6	4.6	8.5	9.3	9.4	4.7	5.2	9.4	2.3	3.7	Nov.
12	5.7	5.8	2.7	3.9	7.2	8.7	3.8	3.9	8.3	1.6	3.7	Dec.
平成 28 年 1月	8.0	9.2	3.3	3.5	7.7	9.7	8.5	7.8	11.5	4.6	3.9	Jan. 2016
2	10.8	15.4	11.3	12.3	8.7	8.3	8.5	8.4	12.8	9.3	3.8	Feb.
3	6.8	15.2	6.9	7.9	0.5	5.0	3.5	5.1	8.4	4.7	3.7	Mar.
4	9.5	9.5	8.4	7.3	4.2	7.1	7.7	9.3	14.5	5.6	3.7	Apr.
5	3.8	▲2.4	2.1	0.1	0.1	2.3	4.5	4.6	8.0	3.6	3.5	May
6	4.9	0.2	2.9	0.1	▲1.3	4.0	6.1	5.8	9.2	4.3	3.7	Jun.
7	5.9	1.0	5.2	1.1	▲0.3	5.5	5.5	6.8	9.4	8.3	3.5	Jul.
8	3.5	1.1	2.5	▲0.6	▲0.7	1.3	2.8	3.7	7.9	5.5	3.5	Aug.
9	4.2	0.3	0.3	▲2.0	▲1.6	4.3	2.8	5.7	9.6	6.7	3.3	Sep.
10	4.1	▲4.5	3.9	▲1.6	▲1.8	2.5	1.5	8.5	8.5	4.7	3.8	Oct.
11	4.9	▲4.1	5.8	1.1	▲1.5	4.6	2.9	6.9	8.5	5.1	4.0	Nov.

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。
Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第6部 ドラッグストア販売

Part6 Drugstore sales value

第2表 経済産業局別販売額等及び前年（度、同期、同月）比増減率

Table2 Sales value by regional bureaus of METI and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	北海道 Hokkaido		東北 Tohoku		関東 Kanto		中部 Chubu		近畿 Kansai		中国 Chugoku		四国 Shikoku		九州 Kyushu		沖縄 Okinawa		Year and month		
	販売額	店舗数	販売額	店舗数	販売額	店舗数	販売額	店舗数	販売額	店舗数	販売額	店舗数	販売額	店舗数	販売額	店舗数	販売額	店舗数			
販売額 (百万円)	平成 25 年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y. 2013	
	26	209,770	587	302,875	841	2,189,077	5,651	593,741	1,518	703,992	2,053	248,156	651	151,361	419	521,726	1,299	16,798	50	2014	
	27	223,651	616	357,202	894	2,364,880	5,874	620,992	1,572	785,456	2,064	268,499	685	162,383	435	557,644	1,356	20,192	51	2015	
	平成 25 年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y. 2013
	26	210,738	584	312,403	854	2,180,403	5,738	585,449	1,527	717,976	2,010	248,800	656	151,199	420	518,360	1,318	16,998	50	2014	
	27	229,820	621	358,933	906	2,417,832	5,884	633,747	1,582	801,593	2,084	273,153	695	165,053	432	565,589	1,369	21,307	65	2015	
	平成 27 年 7~9月	59,044	606	92,968	888	606,372	5,822	156,946	1,551	199,087	2,046	67,241	672	41,515	428	144,107	1,340	5,309	49	Q3 2015	
	10~12	58,487	616	89,967	894	619,301	5,874	160,787	1,572	205,338	2,064	71,237	685	42,227	435	145,452	1,356	5,400	51	Q4	
	平成 28 年 1~3月	58,596	621	88,747	906	602,049	5,884	159,674	1,582	200,131	2,084	67,382	695	40,173	432	135,953	1,369	5,455	65	Q1 2016	
	4~6	58,612	629	93,678	924	620,521	5,930	165,691	1,591	210,660	2,099	71,867	714	42,849	436	148,482	1,385	5,815	67	Q2	
	7~9	62,111	639	98,726	937	623,475	5,919	165,668	1,610	210,463	2,114	73,334	720	43,997	439	152,052	1,402	5,369	67	Q3	
	平成 27 年 9月	19,100	606	29,564	888	191,433	5,822	49,169	1,551	62,859	2,046	21,055	672	13,222	428	46,136	1,340	1,710	49	Sep. 2015	
	10	19,161	611	29,530	891	201,071	5,844	52,014	1,555	66,871	2,055	23,229	678	13,522	433	47,861	1,344	1,801	50	Oct.	
	11	19,198	615	29,364	893	196,883	5,864	50,729	1,566	64,576	2,056	21,913	683	13,414	432	45,306	1,350	1,795	51	Nov.	
	12	20,128	616	31,073	894	221,347	5,874	58,044	1,572	73,891	2,064	26,095	685	15,291	435	52,285	1,356	1,804	51	Dec.	
	平成 28 年 1月	20,455	616	30,531	894	195,906	5,874	51,546	1,580	64,286	2,069	21,436	689	13,324	434	45,417	1,365	1,826	61	Jan. 2016	
	2	19,613	619	28,853	897	197,122	5,881	52,206	1,582	65,865	2,076	21,693	693	12,990	430	43,500	1,362	1,787	64	Feb.	
	3	18,528	621	29,363	906	209,021	5,884	55,922	1,582	69,980	2,084	24,253	695	13,859	432	47,036	1,369	1,842	65	Mar.	
	4	19,223	623	30,547	914	202,218	5,914	54,779	1,590	69,938	2,097	22,991	703	13,819	433	47,300	1,374	1,692	66	Apr.	
	5	19,028	624	30,993	923	210,580	5,921	55,294	1,591	70,813	2,097	24,709	712	14,720	433	51,170	1,381	2,075	68	May	
	6	20,361	629	32,138	924	207,723	5,930	55,618	1,591	69,909	2,099	24,167	714	14,310	436	50,012	1,385	2,048	67	Jun.	
	7	20,710	635	32,879	929	217,594	5,938	57,589	1,596	74,068	2,105	26,307	718	15,477	438	52,112	1,389	1,732	67	Jul.	
	8	21,373	640	34,523	936	209,404	5,938	55,778	1,602	69,999	2,110	24,534	718	14,961	439	51,659	1,391	1,837	67	Aug.	
	9	20,028	639	31,324	937	196,477	5,919	52,301	1,610	66,396	2,114	22,493	720	13,559	439	48,281	1,402	1,800	67	Sep.	
	10	20,078	646	31,548	947	206,417	5,986	56,228	1,652	69,837	2,110	23,557	722	14,547	441	49,744	1,402	1,862	68	Oct.	
	11	19,977	647	31,667	955	203,802	6,014	54,349	1,660	68,095	2,123	23,181	727	13,974	445	47,854	1,410	1,786	68	Nov.	
	前年(度・同期・同月)比増減率 (%)	平成 25 年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y. 2013
26		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2014	
27		6.9	5.5	5.4	6.6	5.8	2.8	4.8	4.0	11.1	2.8	8.1	5.7	6.5	4.3	3.8	3.8	19.8	8.5	2015	
平成 25 年度		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y. 2013
26		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2014
27		9.3	6.3	5.8	6.1	9.1	2.5	8.4	3.6	11.3	3.7	9.7	5.9	8.6	2.9	6.7	3.9	25.1	30.0	2015	
平成 27 年 7~9月		9.4	4.7	8.1	7.4	7.8	2.6	6.1	2.7	9.9	3.5	7.2	4.5	7.9	3.6	5.7	3.6	21.8	6.5	Q3 2015	
10~12		10.6	5.5	4.8	6.6	7.0	2.8	7.3	4.0	10.7	2.8	7.3	5.7	6.8	4.3	5.6	3.8	24.3	8.5	Q4	
平成 28 年 1~3月		11.8	6.3	2.0	6.1	9.6	2.5	8.7	3.6	8.8	3.7	7.4	5.9	7.1	2.9	6.2	3.9	25.7	30.0	Q1 2016	
4~6		9.2	6.6	7.4	6.6	5.2	2.5	6.0	3.6	6.9	3.3	6.8	7.2	4.2	2.8	6.0	3.7	13.1	28.8	Q2	
7~9		5.2	5.4	6.2	5.5	2.8	1.7	5.6	3.8	5.7	3.3	9.1	7.1	6.0	2.6	5.5	4.6	1.1	36.7	Q3	
平成 27 年 9月		9.3	4.7	7.1	7.4	6.3	2.6	4.0	2.7	8.4	3.5	5.6	4.5	7.1	3.6	5.9	3.6	11.7	6.5	Sep. 2015	
10		11.1	5.7	5.4	7.1	9.3	2.7	9.5	3.3	15.2	3.5	9.9	5.0	7.2	4.6	7.1	3.8	32.0	8.7	Oct.	
11		10.8	5.7	4.8	6.7	7.1	2.9	6.8	3.6	9.6	3.2	5.8	5.7	8.0	4.1	5.2	3.7	27.7	8.5	Nov.	
12		10.0	5.5	4.2	6.6	5.0	2.8	5.7	4.0	7.9	2.8	6.2	5.7	5.4	4.3	4.7	3.8	14.5	8.5	Dec.	
平成 28 年 1月		8.1	5.5	9.1	6.6	8.6	2.8	5.2	4.6	9.9	3.3	5.3	6.2	7.5	3.8	6.5	4.8	19.3	27.1	Jan. 2016	
2		13.9	6.5	3.1	5.9	14.5	2.7	10.1	4.4	7.0	3.6	9.8	6.9	6.1	3.1	6.9	3.6	29.4	33.3	Feb.	
3		13.8	6.3	▲5.4	6.1	6.3	2.5	10.7	3.6	9.4	3.7	7.2	5.9	7.8	2.9	5.3	3.9	29.0	30.0	Mar.	
4		12.7	5.8	11.0	6.7	10.2	2.5	9.7	3.7	8.5	3.7	8.7	6.7	5.6	2.9	7.5	3.9	19.1	32.0	Apr.	
5		7.2	5.8	4.4	7.0	2.5	2.3	2.5	3.2	6.1	3.5	5.3	7.1	3.4	2.1	4.9	3.7	14.6	33.3	May	
6		7.8	6.6	7.1	6.6	3.3	2.5	6.1	3.6	6.2	3.3	6.6	7.2	3.6	2.8	5.7	3.7	7.1	28.8	Jun.	
7		5.8	6.4	5.8	6.4	4.1	2.0	6.6	3.6	7.6	3.4	11.7	7.8	10.0	3.1	6.7	3.7	▲5.0	28.8	Jul.	
8		5.0	6.3	6.8	6.4	1.7	2.1	3.7	3.4	3.8	3.4	8.4	7.3	5.2	3.3	5.2	3.7	3.4	39.6	Aug.	
9		4.9	5.4	6.0	5.5	2.6	1.7	6.4	3.8	5.6	3.3	6.8	7.1	2.5	2.6	4.6	4.6	5.3	36.7	Sep.	
10		4.8	5.7	6.8	6.3	2.7	2.4	8.1	6.2	4.4	2.7	1.4	6.5	7.6	1.8	3.9	4.3	3.4	36.0	Oct.	
11		4.1	5.2	7.8	6.9	3.5	2.6	7.1	6.0	5.4	3.3	5.8	6.4	4.2	3.0	5.6	4.4	▲0.5	33.3	Nov.	

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(附表参照)で処理した数値で計算している。
Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	北海道 Hokkaido		青森 Aomori		岩手 Iwate		宮城 Miyagi		秋田 Akita		山形 Yamagata		Year and Month
	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments		
平 成 25年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y. 2013
26	209,770	587	40,073	111	56,279	160	85,711	236	28,308	91	33,286	99	2014
27	223,651	616	43,523	127	63,359	170	103,311	240	31,120	98	40,680	104	2015
平 成 25年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y. 2013
26	210,738	584	40,073	113	57,539	163	88,903	239	28,586	91	34,844	100	2014
27	229,820	621	44,565	128	63,531	168	103,105	243	31,988	99	40,652	107	2015
平成 27年 7~9月	59,044	606	11,444	123	16,543	169	26,805	242	8,219	96	10,552	104	Q3 2015
10~12	58,487	616	11,382	127	16,045	170	25,752	240	8,106	98	10,034	104	Q4
平成 28年 1~3月	58,596	621	11,010	128	15,455	168	25,495	243	7,963	99	10,086	107	Q1 2016
4~6	58,612	629	11,931	133	16,255	170	26,503	247	8,597	103	10,892	109	Q2
7~9	62,111	639	12,559	138	17,098	170	27,630	248	9,204	104	11,516	110	Q3
平成 27年 9月	19,100	606	3,584	123	5,182	169	8,736	242	2,615	96	3,343	104	Sep. 2015
10	19,161	611	3,759	125	5,239	170	8,456	240	2,654	97	3,283	104	Oct.
11	19,198	615	3,683	126	5,160	170	8,391	240	2,621	97	3,384	105	Nov.
12	20,128	616	3,940	127	5,646	170	8,905	240	2,831	98	3,367	104	Dec.
平成 28年 1月	20,455	616	3,827	127	5,289	168	8,757	240	2,772	98	3,471	104	Jan. 2016
2	19,613	619	3,497	127	4,991	168	8,270	241	2,588	98	3,324	105	Feb.
3	18,528	621	3,686	128	5,175	168	8,468	243	2,603	99	3,291	107	Mar.
4	19,223	623	3,869	129	5,295	168	8,713	248	2,788	101	3,550	108	Apr.
5	19,028	624	3,972	132	5,416	169	8,745	248	2,844	103	3,575	110	May
6	20,361	629	4,090	133	5,544	170	9,045	247	2,965	103	3,767	109	Jun.
7	20,710	635	4,175	136	5,732	170	9,290	248	3,021	103	3,794	109	Jul.
8	21,373	640	4,422	138	6,001	170	9,581	250	3,255	104	4,032	109	Aug.
9	20,028	639	3,962	138	5,365	170	8,759	248	2,928	104	3,690	110	Sep.
10	20,078	646	4,120	140	5,554	172	8,890	249	2,945	105	3,591	113	Oct.
11	19,977	647	3,990	141	5,488	173	8,911	252	2,914	106	3,711	114	Nov.
平 成 25年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y. 2013
26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2014
27	6.9	5.5	8.6	14.4	5.4	6.3	4.4	2.1	9.9	7.7	5.6	5.1	2015
平 成 25年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y. 2013
26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2014
27	9.3	6.3	11.2	13.3	5.2	3.1	4.5	1.7	11.9	8.8	5.0	7.0	2015
平成 27年 7~9月	9.4	4.7	11.6	10.8	7.3	7.6	8.1	3.9	10.5	7.9	8.4	8.3	Q3 2015
10~12	10.6	5.5	10.1	14.4	3.7	6.3	3.3	2.1	12.3	7.7	3.6	5.1	Q4
平成 28年 1~3月	11.8	6.3	10.5	13.3	1.1	3.1	▲0.8	1.7	12.2	8.8	▲0.3	7.0	Q1 2016
4~6	9.2	6.6	11.2	12.7	5.0	2.4	5.8	2.9	11.6	10.8	9.1	7.9	Q2
7~9	5.2	5.4	9.7	12.2	3.4	0.6	3.1	2.5	12.0	8.3	9.1	5.8	Q3
平成 27年 9月	9.3	4.7	9.0	10.8	7.3	7.6	9.6	3.9	9.2	7.9	5.6	8.3	Sep. 2015
10	11.1	5.7	10.4	11.6	4.2	8.3	3.9	3.0	13.7	9.0	3.2	4.0	Oct.
11	10.8	5.7	12.0	13.5	3.4	6.9	3.4	3.0	10.1	6.6	4.5	5.0	Nov.
12	10.0	5.5	8.2	14.4	3.6	6.3	2.7	2.1	13.2	7.7	3.1	5.1	Dec.
平成 28年 1月	8.1	5.5	11.6	14.4	8.2	5.0	8.0	2.1	9.7	7.7	8.2	5.1	Jan. 2016
2	13.9	6.5	9.9	12.4	1.5	3.7	0.1	1.7	14.6	7.7	0.8	6.1	Feb.
3	13.8	6.3	9.8	13.3	▲5.6	3.1	▲9.3	1.7	12.7	8.8	▲8.8	7.0	Mar.
4	12.7	5.8	12.1	14.2	6.0	2.4	11.3	3.8	13.0	9.8	12.3	6.9	Apr.
5	7.2	5.8	12.1	15.8	2.8	1.8	1.6	2.9	11.3	10.8	5.6	8.9	May
6	7.8	6.6	9.5	12.7	6.1	2.4	5.0	2.9	10.7	10.8	9.8	7.9	Jun.
7	5.8	6.4	8.6	14.3	2.8	1.8	4.2	2.5	11.5	13.2	7.0	5.8	Jul.
8	5.0	6.3	10.1	14.0	3.7	1.8	4.6	3.7	12.4	10.6	10.1	5.8	Aug.
9	4.9	5.4	10.5	12.2	3.5	0.6	0.3	2.5	12.0	8.3	10.4	5.8	Sep.
10	4.8	5.7	9.6	12.0	6.0	1.2	5.1	3.8	11.0	8.2	9.4	8.7	Oct.
11	4.1	5.2	8.3	11.9	6.4	1.8	6.2	5.0	11.2	9.3	9.7	8.6	Nov.

Sales value (million yen) · Number of establishments

Percentage change from the same month/term of the previous year (%)

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	福島 Fukushima		茨城 Ibaraki		栃木 Tochigi		群馬 Gunma		埼玉 Saitama		千葉 Chiba		東京 Tokyo	
	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	
平成 25年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26	59,218	144	140,068	313	103,733	180	90,456	235	324,756	901	230,788	659	514,041	1,449
27	75,209	155	146,294	324	102,348	200	102,000	273	338,126	935	266,785	698	589,413	1,483
平成 25年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26	62,458	148	138,246	319	100,506	185	91,786	262	320,456	918	232,203	678	519,803	1,459
27	75,092	161	149,617	326	105,791	202	104,238	268	344,165	937	274,103	700	603,678	1,485
平成 27年 7～9月	19,405	154	38,836	326	27,436	198	26,426	265	85,649	924	69,072	690	150,068	1,486
10～12	18,648	155	37,196	324	26,491	200	26,445	273	88,984	935	70,356	698	154,218	1,483
平成 28年 1～3月	18,738	161	37,110	326	26,466	202	26,095	268	84,870	937	68,633	700	150,787	1,485
4～6	19,500	162	38,300	326	27,366	202	27,038	269	87,447	939	70,317	705	155,049	1,505
7～9	20,719	167	39,818	327	28,170	203	27,371	267	87,785	934	71,517	702	151,439	1,507
平成 27年 9月	6,104	154	12,139	326	8,451	198	8,238	265	27,259	924	21,917	690	47,673	1,486
10	6,139	155	12,281	324	8,673	198	8,472	268	28,973	929	22,663	690	50,306	1,486
11	6,125	155	11,993	323	8,506	198	8,472	269	28,219	937	22,663	695	48,717	1,490
12	6,384	155	12,922	324	9,312	200	9,501	273	31,792	935	25,030	698	55,195	1,483
平成 28年 1月	6,415	157	12,501	324	8,820	200	8,720	269	27,271	935	22,327	695	48,304	1,491
2	6,183	158	12,249	326	8,760	201	8,582	269	27,653	935	22,570	698	49,180	1,484
3	6,140	161	12,360	326	8,886	202	8,793	268	29,946	937	23,736	700	53,303	1,485
4	6,332	160	12,324	327	8,926	202	8,825	267	28,283	935	22,800	704	50,835	1,497
5	6,441	161	12,900	326	9,200	203	9,056	267	29,982	939	23,895	704	52,492	1,499
6	6,727	162	13,076	326	9,240	202	9,157	269	29,182	939	23,622	705	51,722	1,505
7	6,867	163	13,513	326	9,466	200	9,345	269	30,733	941	24,757	707	54,064	1,506
8	7,232	165	13,855	328	9,800	201	9,389	269	28,920	935	24,074	707	49,753	1,507
9	6,620	167	12,450	327	8,904	203	8,637	267	28,132	934	22,686	702	47,622	1,507
10	6,448	168	12,639	326	8,924	207	8,817	272	30,237	962	23,832	712	50,838	1,519
11	6,653	169	12,571	332	9,069	211	8,821	273	28,906	959	24,249	712	49,790	1,526
前年(度・同期・同月)比増減率(%)														
平成 25年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
27	3.7	8.4	2.9	2.9	2.7	7.0	7.6	5.4	5.6	2.5	5.7	3.7	8.8	1.8
平成 25年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
27	3.9	8.8	7.0	2.2	8.6	9.2	9.7	2.3	8.6	2.1	10.4	3.2	11.7	1.8
平成 27年 7～9月	6.9	9.2	7.5	4.8	9.0	8.2	9.2	1.9	6.6	1.2	9.1	4.2	11.2	2.2
10～12	3.1	8.4	2.7	2.9	3.8	7.0	8.3	5.4	6.9	2.5	8.1	3.7	8.7	1.8
平成 28年 1～3月	▲0.6	8.8	9.8	2.2	15.0	9.2	9.4	2.3	7.7	2.1	11.9	3.2	10.4	1.8
4～6	6.6	8.7	5.0	3.2	7.7	6.9	7.0	1.5	3.3	2.0	6.5	2.9	4.3	2.2
7～9	6.8	8.4	2.5	0.3	2.7	2.5	3.6	0.8	2.5	1.1	3.5	1.7	0.9	1.4
平成 27年 9月	3.1	9.2	4.8	4.8	3.5	8.2	5.0	1.9	5.1	1.2	8.1	4.2	10.0	2.2
10	4.4	9.9	4.1	2.5	3.9	7.0	8.9	3.5	9.7	2.2	9.7	3.6	13.0	2.1
11	2.5	8.4	3.0	2.5	3.0	7.0	8.3	3.5	8.1	2.7	10.2	4.2	8.8	2.5
12	2.5	8.4	1.2	2.9	4.3	7.0	7.7	5.4	3.5	2.5	4.8	3.7	4.9	1.8
平成 28年 1月	10.1	9.8	7.9	2.5	8.3	7.0	9.5	3.5	6.2	2.6	11.0	3.0	10.3	2.1
2	1.9	9.0	19.9	2.5	29.9	9.2	14.7	2.3	12.1	2.4	17.8	3.1	14.1	1.6
3	▲11.7	8.8	3.2	2.2	9.2	9.2	4.5	2.3	5.2	2.1	7.7	3.2	7.4	1.8
4	12.5	8.1	15.7	2.8	27.0	8.6	17.4	1.1	7.9	1.3	11.2	3.4	6.6	2.0
5	1.7	8.8	▲0.8	2.8	▲0.9	8.6	0.6	1.1	1.1	1.8	4.0	2.6	3.2	2.0
6	6.2	8.7	2.0	3.2	1.7	6.9	4.7	1.5	1.4	2.0	4.7	2.9	3.3	2.2
7	5.8	7.9	4.0	▲0.9	1.2	1.0	4.0	1.5	3.3	2.8	4.2	2.5	3.5	1.2
8	6.2	7.1	1.1	0.3	1.8	2.0	2.0	1.1	1.0	1.9	2.9	3.2	▲0.8	1.5
9	8.5	8.4	2.6	0.3	5.4	2.5	4.8	0.8	3.2	1.1	3.5	1.7	▲0.1	1.4
10	5.0	8.4	2.9	0.6	2.9	4.5	4.1	1.5	4.4	3.6	5.2	3.2	1.1	2.2
11	8.6	9.0	4.8	2.8	6.6	6.6	4.1	1.5	2.4	2.3	7.0	2.4	2.2	2.4

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

神奈川県 Kanagawa		新潟県 Niigata		富山県 Toyama		石川県 Ishikawa		福井県 Fukui		山梨県 Yamanashi		長野県 Nagano		Year and Month	
店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y.	2013
386,247	896	87,014	262	56,534	154	62,800	148	42,309	101	41,534	118	61,923	190		2014
406,054	912	90,697	269	60,477	153	66,839	148	46,009	100	42,584	130	63,376	201		2015
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y.	2013
384,905	895	85,594	262	56,743	155	63,801	151	43,413	99	40,926	119	60,888	193		2014
413,327	921	93,174	269	62,255	152	67,880	148	45,900	101	43,634	131	65,024	200		2015
102,375	904	23,785	266	15,915	152	17,119	150	10,937	99	10,907	117	16,470	201	Q3	2015
106,576	912	23,970	269	16,036	153	17,223	148	11,118	100	11,297	130	16,580	201	Q4	
102,848	921	23,088	269	15,679	152	17,184	148	12,488	101	10,873	131	16,534	200	Q1	2016
106,252	932	24,179	271	16,460	152	17,449	146	11,719	103	11,401	129	16,722	203	Q2	
105,922	932	24,933	273	16,794	154	17,698	147	11,458	104	11,515	128	17,385	205	Q3	
32,532	904	7,394	266	4,955	152	5,379	150	3,499	99	3,461	117	5,147	201	Sep.	2015
34,660	908	7,577	265	5,076	152	5,433	149	3,516	100	3,724	131	5,214	199	Oct.	
33,801	906	7,580	269	5,215	153	5,624	148	3,611	100	3,571	130	5,364	200	Nov.	
38,115	912	8,813	269	5,745	153	6,166	148	3,991	100	4,002	130	6,002	201	Dec.	
33,337	912	7,662	271	5,218	154	5,778	152	4,265	100	3,568	130	5,397	200	Jan.	2016
33,793	920	7,517	271	5,148	153	5,671	148	4,164	100	3,560	130	5,430	200	Feb.	
35,718	921	7,909	269	5,313	152	5,735	148	4,059	101	3,745	131	5,707	200	Mar.	
34,727	933	7,824	269	5,491	153	5,894	149	4,130	102	3,795	131	5,496	202	Apr.	
36,288	933	8,131	271	5,354	153	5,635	146	3,704	102	3,859	129	5,625	202	May	
35,237	932	8,224	271	5,615	152	5,920	146	3,885	103	3,747	129	5,601	203	Jun.	
37,090	937	8,533	272	5,640	153	5,846	147	3,776	104	3,970	129	5,905	203	Jul.	
35,551	935	8,488	274	5,829	153	6,204	146	3,982	104	3,934	130	6,000	204	Aug.	
33,281	932	7,912	273	5,325	154	5,648	147	3,700	104	3,611	128	5,480	205	Sep.	
34,614	938	8,177	275	5,498	154	5,791	148	3,715	104	3,879	129	5,568	206	Oct.	
34,659	943	7,958	279	5,424	154	5,738	148	3,823	105	3,675	128	5,635	207	Nov.	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y.	2013
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		2014
4.6	1.9	5.4	2.7	7.4	0.0	6.8	0.7	8.7	▲1.0	4.5	10.2	5.0	5.8		2015
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y.	2013
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		2014
7.0	2.9	9.7	2.7	10.1	▲1.9	6.6	▲2.0	5.7	2.0	8.2	10.1	8.9	3.6		2015
5.0	2.0	7.5	4.3	10.4	▲1.9	6.9	2.0	5.2	▲2.0	4.5	▲0.8	8.2	7.5	Q3	2015
5.0	1.9	6.6	2.7	11.8	0.0	7.1	0.7	3.7	▲1.0	8.7	10.2	6.8	5.8	Q4	
7.6	2.9	12.0	2.7	12.8	▲1.9	6.4	▲2.0	▲0.9	2.0	10.7	10.1	11.1	3.6	Q1	2016
4.7	2.9	8.3	2.7	12.5	1.3	6.7	▲2.7	3.2	4.0	8.0	10.3	8.3	0.5	Q2	
3.5	3.1	4.8	2.6	5.5	1.3	3.4	▲2.0	4.8	5.1	5.6	9.4	5.6	2.0	Q3	
3.4	2.0	6.0	4.3	7.6	▲1.9	3.4	2.0	3.5	▲2.0	4.5	▲0.8	6.3	7.5	Sep.	2015
7.8	2.1	5.0	3.1	11.6	▲1.9	6.4	1.4	3.4	▲1.0	11.0	11.0	5.8	5.3	Oct.	
4.7	1.3	5.3	3.5	10.7	▲1.3	8.0	0.7	3.7	▲1.0	8.2	11.1	7.6	5.8	Nov.	
3.0	1.9	9.3	2.7	12.9	0.0	6.8	0.7	3.9	▲1.0	7.1	10.2	6.9	5.8	Dec.	
6.3	2.2	12.5	3.8	10.2	0.7	7.4	3.4	2.4	▲1.0	7.5	10.2	10.3	5.3	Jan.	2016
11.8	3.4	14.6	3.4	12.3	0.0	3.8	0.7	▲4.1	1.0	15.3	10.2	16.2	3.6	Feb.	
5.1	2.9	9.2	2.7	16.0	▲1.9	8.2	▲2.0	▲0.7	2.0	9.7	10.1	7.2	3.6	Mar.	
9.1	3.4	11.6	2.3	17.8	0.0	11.1	▲2.0	▲0.1	3.0	14.4	11.0	14.4	1.5	Apr.	
2.9	2.4	5.3	2.7	6.0	▲0.6	0.5	▲2.7	0.7	2.0	5.6	9.3	4.2	0.5	May	
2.4	2.9	8.2	2.7	14.3	1.3	8.8	▲2.7	9.6	4.0	4.5	10.3	7.0	0.5	Jun.	
4.6	3.5	6.3	2.3	6.7	0.7	3.4	▲1.3	5.6	5.1	5.9	10.3	5.2	1.0	Jul.	
3.4	3.7	1.5	1.9	2.7	0.7	1.9	▲3.9	3.1	5.1	6.4	10.2	5.1	1.5	Aug.	
2.3	3.1	7.0	2.6	7.5	1.3	5.0	▲2.0	5.7	5.1	4.3	9.4	6.5	2.0	Sep.	
▲0.1	3.3	7.9	3.8	8.3	1.3	6.6	▲0.7	5.7	4.0	4.2	▲1.5	6.8	3.5	Oct.	
2.5	4.1	5.0	3.7	4.0	0.7	2.0	0.0	5.9	5.0	2.9	▲1.5	5.1	3.5	Nov.	

Sales value (million yen) ・ Number of establishments

Percentage change from the same month/term of the previous year (%)

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	岐阜 Gifu		静岡 Shizuoka		愛知 Aichi		三重 Mie		滋賀 Shiga		京都 Kyoto		大阪 Osaka	
	店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments	
平成 25年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26	103,526	269	208,517	448	313,940	764	56,941	183	51,331	153	77,575	251	297,221	835
27	107,196	289	217,203	449	326,162	785	60,318	197	55,377	162	82,962	251	344,383	826
平成 25年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26	102,613	275	205,090	448	306,706	764	55,586	182	51,301	155	77,981	247	306,404	803
27	108,974	294	221,081	445	332,587	790	62,051	198	56,536	164	85,048	253	354,588	842
平成 27年 7～9月	26,163	281	55,348	445	82,596	777	15,153	191	14,306	159	20,940	250	87,438	817
10～12	27,083	289	57,188	449	84,721	785	15,724	197	14,478	162	22,019	251	91,126	826
平成 28年 1～3月	28,411	294	54,745	445	82,483	790	15,917	198	14,083	164	21,029	253	89,068	842
4～6	28,233	300	56,450	449	86,873	796	16,676	197	14,763	165	22,284	255	94,742	847
7～9	27,791	307	57,620	441	86,923	805	16,462	197	15,133	169	22,898	257	92,939	850
平成 27年 9月	8,264	281	17,222	445	25,882	777	4,689	191	4,393	159	6,632	250	27,850	817
10	8,633	284	18,528	446	27,806	777	5,066	193	4,716	161	7,209	251	29,873	822
11	8,635	288	17,997	447	26,364	783	4,891	194	4,552	162	6,875	251	28,662	823
12	9,815	289	20,663	449	30,551	785	5,767	197	5,210	162	7,935	251	32,591	826
平成 28年 1月	9,184	292	17,999	447	26,278	785	5,088	197	4,504	162	6,682	252	28,214	832
2	9,383	293	17,828	447	26,797	791	5,207	197	4,583	163	6,907	254	29,467	834
3	9,844	294	18,918	445	29,408	790	5,622	198	4,996	164	7,440	253	31,387	842
4	9,512	297	18,383	447	28,474	794	5,408	197	4,768	165	7,228	251	31,920	849
5	9,362	299	19,152	448	29,289	795	5,654	198	4,998	165	7,605	256	31,499	842
6	9,359	300	18,915	449	29,110	796	5,614	197	4,997	165	7,451	255	31,323	847
7	9,601	303	20,218	448	30,741	798	5,761	195	5,339	168	8,155	257	32,812	847
8	9,387	305	19,640	448	28,849	801	5,509	197	5,032	167	7,657	258	30,666	847
9	8,803	307	17,762	441	27,333	805	5,192	197	4,762	169	7,086	257	29,461	850
10	9,476	319	18,892	440	29,899	833	5,564	198	5,122	170	7,531	255	30,707	845
11	9,381	322	18,469	444	28,452	835	5,354	201	4,932	173	7,421	260	30,050	848
平成 25年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
27	3.5	7.4	4.2	0.2	4.1	3.2	6.3	8.2	7.9	5.9	9.0	2.9	14.8	2.6
平成 25年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
27	6.2	6.9	7.8	▲0.7	8.6	3.4	11.9	8.8	10.2	5.8	10.7	2.4	14.9	4.9
平成 27年 7～9月	0.9	5.6	4.4	0.2	6.5	2.0	8.3	6.1	8.8	6.7	6.2	5.5	13.4	3.0
10～12	2.9	7.4	9.6	0.2	7.2	3.2	11.3	8.2	9.4	5.9	10.4	2.9	14.1	2.6
平成 28年 1～3月	6.7	6.9	7.6	▲0.7	8.4	3.4	12.2	8.8	9.0	5.8	11.0	2.4	12.9	4.9
4～6	3.4	7.5	4.9	0.0	4.9	3.4	9.3	5.3	8.0	6.5	5.8	1.6	9.0	4.3
7～9	6.2	9.3	4.1	▲0.9	5.2	3.6	8.6	3.1	5.8	6.3	9.4	2.8	6.3	4.0
平成 27年 9月	▲1.0	5.6	6.1	0.2	4.8	2.0	6.0	6.1	5.6	6.7	5.3	5.5	13.0	3.0
10	2.7	6.8	10.5	0.2	11.4	2.6	13.7	6.6	13.9	9.5	14.6	4.6	19.8	3.1
11	2.7	7.9	7.5	0.2	6.5	2.9	10.5	6.6	6.8	8.0	10.2	4.6	13.2	2.7
12	3.2	7.4	10.6	0.2	4.3	3.2	9.9	8.2	7.8	5.9	7.0	2.9	10.2	2.6
平成 28年 1月	1.9	8.6	7.9	0.7	4.3	3.4	9.2	8.2	9.4	5.9	11.4	2.9	14.5	3.6
2	9.2	7.7	10.0	0.0	10.7	3.9	13.5	7.7	5.0	4.5	12.5	3.7	11.8	4.0
3	9.1	6.9	5.2	▲0.7	10.3	3.4	13.9	8.8	12.5	5.8	9.4	2.4	12.6	4.9
4	7.2	7.2	8.3	▲0.2	8.3	3.7	12.4	5.9	6.7	6.5	7.0	1.2	12.0	4.9
5	▲0.3	6.8	2.8	▲0.2	2.4	3.2	6.6	5.9	5.9	5.8	6.1	2.8	7.5	4.0
6	3.3	7.5	3.9	0.0	4.4	3.4	9.2	5.3	11.5	6.5	4.5	1.6	7.5	4.3
7	7.0	7.4	5.6	▲0.4	6.5	3.8	9.9	3.2	8.2	7.0	11.1	2.4	7.9	4.1
8	5.2	8.5	3.5	0.0	3.6	3.4	5.5	3.7	1.1	5.0	9.9	2.8	5.1	3.8
9	6.5	9.3	3.1	▲0.9	5.6	3.6	10.7	3.1	8.4	6.3	6.8	2.8	5.8	4.0
10	9.8	12.3	2.0	▲1.3	7.5	7.2	9.8	2.6	8.6	5.6	4.5	1.6	2.8	2.8
11	8.6	11.8	2.6	▲0.7	7.9	6.6	9.5	3.6	8.3	6.8	7.9	3.6	4.8	3.0

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(附表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

兵庫 Hyogo		奈良 Nara		和歌山 Wakayama		鳥取 Tottori		島根 Shimane		岡山 Okayama		広島 Hiroshima		Year and Month		
店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments				
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y.	2013	Sales value (million yen) • Number of establishments
190,022	543	31,258	101	14,276	69	16,054	50	24,391	53	62,124	152	88,434	245		2014	
207,877	553	32,558	101	16,290	71	18,083	55	26,005	59	65,676	151	95,771	252		2015	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y.	2013	
193,125	542	31,333	95	14,419	69	16,119	51	24,383	55	62,234	149	88,750	243		2014	
209,882	554	32,965	100	16,674	70	18,773	56	26,508	60	66,387	154	97,080	254		2015	
53,289	554	8,212	98	3,965	69	4,567	54	6,531	56	16,294	150	23,740	249	Q3	2015	
53,874	553	8,553	101	4,170	71	5,004	55	6,778	59	17,147	151	25,536	252	Q4		
51,039	554	8,135	100	4,289	70	4,706	56	6,528	60	16,296	154	23,964	254	Q1	2016	
53,843	557	8,690	100	4,619	72	5,186	58	7,100	62	17,688	158	25,256	264	Q2		
54,521	559	8,939	102	4,575	73	5,527	60	7,374	62	17,318	157	25,647	266	Q3		
16,622	554	2,590	98	1,273	69	1,510	54	2,055	56	5,059	150	7,358	249	Sep.	2015	
17,461	552	2,732	99	1,364	70	1,671	55	2,311	58	5,333	149	8,315	250	Oct.		
16,907	551	2,631	99	1,338	70	1,518	55	2,047	59	5,553	151	7,730	251	Nov.		
19,506	553	3,190	101	1,468	71	1,815	55	2,420	59	6,261	151	9,491	252	Dec.		
16,560	552	2,637	101	1,424	70	1,487	55	2,052	60	5,240	152	7,536	253	Jan.	2016	
16,713	556	2,653	99	1,378	70	1,513	55	2,094	60	5,358	154	7,604	254	Feb.		
17,766	554	2,845	100	1,487	70	1,706	56	2,382	60	5,698	154	8,824	254	Mar.		
17,572	557	2,827	102	1,493	71	1,650	56	2,261	61	5,702	156	8,060	259	Apr.		
18,447	560	2,985	100	1,575	72	1,787	58	2,481	62	6,067	159	8,678	262	May		
17,824	557	2,878	100	1,551	72	1,749	58	2,358	62	5,919	158	8,518	264	Jun.		
19,296	557	3,117	100	1,573	72	1,969	60	2,659	62	6,051	159	9,384	264	Jul.		
18,195	558	2,976	103	1,491	73	1,855	60	2,488	62	5,956	159	8,401	264	Aug.		
17,030	559	2,846	102	1,511	73	1,703	60	2,227	62	5,311	157	7,862	266	Sep.		
18,175	562	3,059	101	1,528	73	1,766	60	2,298	62	5,819	160	7,974	264	Oct.		
17,479	562	2,897	101	1,493	74	1,650	60	2,148	62	5,807	161	8,201	267	Nov.		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y.	2013	Percentage change from the same month/term of the previous year (%)
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		2014	
7.8	2.4	8.5	6.3	14.1	2.9	12.6	10.0	6.6	11.3	6.5	0.7	9.2	4.1		2015	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y.	2013	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		2014	
7.5	2.2	8.5	5.3	15.6	1.4	16.5	9.8	8.7	9.1	7.3	3.4	10.0	4.5		2015	
7.4	3.4	7.2	6.5	13.9	3.0	12.3	17.4	4.0	5.7	4.8	0.0	8.2	2.5	Q3	2015	
7.5	2.4	9.4	6.3	11.0	2.9	18.8	10.0	6.4	11.3	5.2	0.7	5.1	4.1	Q4		
4.1	2.2	5.3	5.3	9.8	1.4	17.2	9.8	8.3	9.1	4.6	3.4	5.8	4.5	Q1	2016	
4.2	1.6	7.7	3.1	8.7	4.3	15.3	11.5	6.4	12.7	6.2	5.3	5.9	6.5	Q2		
2.3	0.9	8.9	4.1	15.4	5.8	21.0	11.1	12.9	10.7	6.3	4.7	8.0	6.8	Q3		
4.4	3.4	4.5	6.5	14.9	3.0	18.7	17.4	2.4	5.7	2.3	0.0	5.3	2.5	Sep.	2015	
11.2	2.6	12.8	6.5	16.4	2.9	28.7	17.0	12.8	9.4	6.2	▲1.3	6.5	2.5	Oct.		
6.1	2.4	6.0	5.3	12.2	2.9	12.6	12.2	3.5	11.3	5.1	0.7	3.8	3.7	Nov.		
5.6	2.4	9.5	6.3	5.5	2.9	16.0	10.0	3.2	11.3	4.4	0.7	5.1	4.1	Dec.		
4.7	2.8	7.4	6.3	9.5	1.4	12.6	7.8	4.1	13.2	2.5	1.3	4.2	4.5	Jan.	2016	
1.5	3.3	0.7	4.2	10.1	2.9	18.9	7.8	10.9	11.1	7.1	3.4	8.3	5.0	Feb.		
6.0	2.2	7.8	5.3	10.0	1.4	19.9	9.8	10.1	9.1	4.2	3.4	5.0	4.5	Mar.		
5.5	2.0	9.2	6.3	9.7	2.9	16.3	9.8	5.9	10.9	8.4	4.0	7.8	6.1	Apr.		
4.3	2.4	9.0	4.2	8.1	4.3	14.3	11.5	6.5	12.7	5.0	5.3	4.2	6.5	May		
2.8	1.6	5.2	3.1	8.3	4.3	15.5	11.5	6.8	12.7	5.4	5.3	6.0	6.5	Jun.		
5.2	1.5	9.8	3.1	15.7	4.3	27.3	15.4	17.7	12.7	7.7	6.0	9.5	6.0	Jul.		
▲0.7	1.8	6.9	5.1	11.9	5.8	22.8	15.4	12.2	12.7	6.1	6.0	7.6	6.0	Aug.		
2.5	0.9	9.9	4.1	18.7	5.8	12.8	11.1	8.4	10.7	5.0	4.7	6.8	6.8	Sep.		
4.1	1.8	12.0	2.0	12.0	4.3	5.7	9.1	▲0.6	6.9	9.1	7.4	▲4.1	5.6	Oct.		
3.4	2.0	10.1	2.0	11.6	5.7	8.7	9.1	4.9	5.1	4.6	6.6	6.1	6.4	Nov.		

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	山口 Yamaguchi		徳島 Tokushima		香川 Kagawa		愛媛 Ehime		高知 Kochi		福岡 Fukuoka		佐賀 Saga	
	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments
平成 25年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26	57,153	151	28,200	65	35,375	100	66,583	192	21,203	62	207,543	596	33,324	70
27	62,964	168	30,107	66	37,445	104	71,107	198	23,724	67	225,637	614	36,784	75
平成 25年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26	57,314	158	28,375	66	35,219	99	66,334	192	21,271	63	208,343	597	33,609	71
27	64,405	171	30,000	67	38,113	102	72,536	197	24,404	66	227,554	616	36,527	80
平成 27年 7～9月	16,109	163	7,604	66	9,614	102	18,170	196	6,127	64	57,706	606	9,372	74
10～12	16,772	168	7,562	66	9,805	104	18,563	198	6,297	67	58,320	614	9,298	75
平成 28年 1～3月	15,888	171	7,177	67	9,277	102	17,660	197	6,059	66	54,927	616	8,362	80
4～6	16,637	172	7,940	68	9,852	101	18,637	198	6,420	69	59,922	634	9,822	80
7～9	17,468	175	8,088	69	10,017	99	18,992	200	6,900	71	60,522	640	9,632	81
平成 27年 9月	5,073	163	2,393	66	3,085	102	5,803	196	1,941	64	18,677	606	2,966	74
10	5,599	166	2,498	66	3,089	103	5,893	198	2,042	66	19,199	607	3,072	75
11	5,065	167	2,380	66	3,137	103	5,882	197	2,015	66	18,171	611	2,899	75
12	6,108	168	2,684	66	3,579	104	6,788	198	2,240	67	20,950	614	3,327	75
平成 28年 1月	5,121	169	2,356	67	3,129	103	5,818	197	2,021	67	18,134	616	2,916	80
2	5,124	170	2,365	67	2,971	101	5,677	195	1,977	67	17,603	614	2,612	80
3	5,643	171	2,456	67	3,177	102	6,165	197	2,061	66	19,190	616	2,834	80
4	5,318	171	2,530	66	3,207	101	6,020	199	2,062	67	19,760	623	3,202	80
5	5,696	171	2,764	67	3,389	101	6,402	197	2,165	68	20,247	629	3,359	80
6	5,623	172	2,646	68	3,256	101	6,215	198	2,193	69	19,915	634	3,261	80
7	6,244	173	2,839	68	3,587	101	6,673	198	2,378	71	20,757	635	3,309	80
8	5,834	173	2,738	68	3,358	101	6,479	199	2,386	71	20,373	638	3,299	80
9	5,390	175	2,511	69	3,072	99	5,840	200	2,136	71	19,392	640	3,024	81
10	5,700	176	2,657	70	3,301	99	6,317	200	2,272	72	20,092	638	3,136	81
11	5,375	177	2,550	71	3,143	100	6,062	202	2,219	72	19,529	641	3,044	82
前年(度・同期・同月)比増減率 (%)														
平成 25年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
27	7.3	9.8	5.3	3.1	6.4	5.1	5.3	3.1	11.9	8.1	5.3	2.7	4.0	7.1
平成 25年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
27	10.2	8.2	4.6	1.5	8.7	3.0	8.2	2.6	14.7	4.8	6.7	3.2	4.0	12.7
平成 27年 7～9月	7.9	7.9	6.1	4.8	7.4	4.1	6.8	2.1	14.3	6.7	6.8	2.7	3.6	5.7
10～12	10.0	9.8	4.8	3.1	7.1	5.1	5.2	3.1	14.1	8.1	4.9	2.7	3.2	7.1
平成 28年 1～3月	10.0	8.2	▲1.5	1.5	7.8	3.0	8.8	2.6	12.6	4.8	3.6	3.2	▲3.0	12.7
4～6	6.4	6.8	3.7	3.0	4.6	1.0	2.7	2.1	8.4	7.8	5.9	4.6	3.4	11.1
7～9	8.4	7.4	6.4	4.5	4.2	▲2.9	4.5	2.0	12.6	10.9	4.9	5.6	2.8	9.5
平成 27年 9月	7.0	7.9	2.8	4.8	6.9	4.1	6.8	2.1	14.2	6.7	7.0	2.7	1.5	5.7
10	12.8	9.9	8.1	4.8	6.3	4.0	4.0	3.1	17.9	10.0	7.1	2.4	4.3	7.1
11	9.1	9.9	3.7	4.8	7.7	4.0	7.4	3.1	15.9	6.5	5.3	2.5	1.0	7.1
12	8.3	9.8	2.7	3.1	7.4	5.1	4.3	3.1	9.3	8.1	2.7	2.7	4.0	7.1
平成 28年 1月	8.7	10.5	1.2	4.7	9.9	3.0	7.5	2.6	11.5	8.1	4.9	3.7	4.3	12.7
2	12.0	11.8	▲7.7	3.1	6.9	2.0	9.4	1.6	15.3	9.8	4.1	2.8	▲5.4	12.7
3	9.3	8.2	2.7	1.5	6.6	3.0	9.5	2.6	11.3	4.8	2.0	3.2	▲7.4	12.7
4	9.1	7.5	4.6	0.0	7.3	2.0	4.1	3.1	8.5	6.3	7.3	4.0	4.5	11.1
5	4.3	6.2	3.9	1.5	3.7	1.0	1.7	1.5	7.7	6.3	5.1	4.3	2.4	11.1
6	6.1	6.8	2.6	3.0	3.0	1.0	2.5	2.1	9.1	7.8	5.3	4.6	3.5	11.1
7	12.6	8.1	9.3	3.0	10.1	1.0	8.3	1.5	15.8	10.9	5.9	4.8	4.4	11.1
8	6.3	6.1	4.8	3.0	2.7	1.0	4.4	2.1	11.9	10.9	4.9	4.9	1.9	8.1
9	6.2	7.4	4.9	4.5	▲0.4	▲2.9	0.6	2.0	10.0	10.9	3.8	5.6	2.0	9.5
10	1.8	6.0	6.4	6.1	6.9	▲3.9	7.2	1.0	11.3	9.1	4.7	5.1	2.1	8.0
11	6.1	6.0	7.1	7.6	0.2	▲2.9	3.1	2.5	10.1	9.1	7.5	4.9	5.0	9.3

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

長崎 Nagasaki		熊本 Kumanoto		大分 Oita		宮崎 Miyazaki		鹿児島 Kagoshima		沖縄 Okinawa		Year and Month	
店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y. 2013	
43,863	105	70,596	144	47,036	92	52,267	119	67,097	173	16,798	50	2014	
47,506	111	73,415	156	51,545	105	54,659	121	68,098	174	20,192	51	2015	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y. 2013	
42,547	106	69,526	148	46,942	100	51,682	120	65,711	176	16,998	50	2014	
49,383	110	75,068	158	52,735	107	55,507	119	68,815	179	21,307	65	2015	
12,687	108	19,003	151	13,448	104	14,269	121	17,622	176	5,309	49	Q3 2015	
12,957	111	19,297	156	13,659	105	14,271	121	17,650	174	5,400	51	Q4	
11,730	110	18,216	158	12,786	107	13,357	119	16,575	179	5,455	65	Q1 2016	
12,827	112	19,827	155	14,113	108	14,211	118	17,760	178	5,815	67	Q2	
13,341	112	20,846	160	14,417	108	14,828	120	18,466	181	5,369	67	Q3	
4,093	108	6,048	151	4,204	104	4,503	121	5,645	176	1,710	49	Sep. 2015	
4,261	108	6,321	153	4,464	104	4,689	121	5,855	176	1,801	50	Oct.	
4,051	111	5,976	154	4,251	105	4,412	121	5,546	173	1,795	51	Nov.	
4,645	111	7,000	156	4,944	105	5,170	121	6,249	174	1,804	51	Dec.	
3,977	109	6,085	158	4,270	105	4,472	120	5,563	177	1,826	61	Jan. 2016	
3,709	109	5,849	158	4,081	105	4,294	119	5,352	177	1,787	64	Feb.	
4,044	110	6,282	158	4,435	107	4,591	119	5,660	179	1,842	65	Mar.	
3,829	111	6,064	158	4,451	107	4,489	117	5,505	178	1,692	66	Apr.	
4,571	112	6,962	157	4,890	108	4,929	117	6,212	178	2,075	68	May	
4,427	112	6,801	155	4,772	108	4,793	118	6,043	178	2,048	67	Jun.	
4,607	112	7,133	157	4,964	109	5,074	118	6,268	178	1,732	67	Jul.	
4,583	112	7,096	157	4,965	109	5,054	117	6,289	178	1,837	67	Aug.	
4,151	112	6,617	160	4,488	108	4,700	120	5,909	181	1,800	67	Sep.	
4,342	113	6,706	160	4,650	109	4,820	120	5,998	181	1,862	68	Oct.	
4,186	115	6,334	160	4,420	110	4,610	121	5,731	181	1,786	68	Nov.	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y. 2013	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2014	
5.6	5.7	2.6	9.1	6.5	11.7	1.8	0.0	▲1.0	▲0.6	19.8	8.5	2015	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y. 2013	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2014	
13.8	3.8	6.9	6.8	9.9	7.0	5.2	▲0.8	2.8	1.7	25.1	30.0	2015	
8.8	4.9	4.5	7.9	8.7	11.8	4.2	0.0	1.8	0.0	21.8	6.5	Q3 2015	
16.0	5.7	5.3	9.1	9.7	11.7	3.0	0.0	2.1	▲0.6	24.3	8.5	Q4	
19.1	3.8	10.0	6.8	10.3	7.0	6.8	▲0.8	4.5	1.7	25.7	30.0	Q1 2016	
6.8	5.7	6.9	2.6	9.9	5.9	4.4	▲3.3	4.7	0.6	13.1	28.8	Q2	
5.2	3.7	9.7	6.0	7.2	3.8	3.9	▲0.8	4.8	2.8	1.1	36.7	Q3	
10.3	4.9	4.6	7.9	7.8	11.8	4.6	0.0	3.2	0.0	11.7	6.5	Sep. 2015	
12.6	4.9	6.8	9.3	11.4	11.8	4.9	0.0	3.5	0.6	32.0	8.7	Oct.	
9.7	6.7	5.0	8.5	9.6	11.7	3.2	0.0	2.9	▲1.1	27.7	8.5	Nov.	
25.8	5.7	4.1	9.1	8.3	11.7	1.3	0.0	0.2	▲0.6	14.5	8.5	Dec.	
31.7	3.8	6.2	10.5	9.2	9.4	2.5	0.8	0.6	1.1	19.3	27.1	Jan. 2016	
13.4	2.8	13.1	8.2	11.4	6.1	9.4	▲0.8	6.8	0.6	29.4	33.3	Feb.	
13.5	3.8	10.9	6.8	10.3	7.0	8.7	▲0.8	6.5	1.7	29.0	30.0	Mar.	
8.8	4.7	7.1	6.8	12.6	5.9	7.2	▲3.3	5.7	1.1	19.1	32.0	Apr.	
5.9	5.7	6.0	4.0	8.2	6.9	2.5	▲4.1	3.6	0.6	14.6	33.3	May	
6.0	5.7	7.6	2.6	9.2	5.9	3.9	▲3.3	4.9	0.6	7.1	28.8	Jun.	
7.3	5.7	10.8	3.3	8.6	4.8	5.6	▲3.3	4.7	0.6	▲5.0	28.8	Jul.	
6.6	4.7	8.8	3.3	6.2	5.8	1.8	▲4.1	5.0	1.1	3.4	39.6	Aug.	
1.4	3.7	9.4	6.0	6.8	3.8	4.4	▲0.8	4.7	2.8	5.3	36.7	Sep.	
1.9	4.6	6.1	4.6	4.2	4.8	2.8	▲0.8	2.4	2.8	3.4	36.0	Oct.	
3.3	3.6	6.0	3.9	4.0	4.8	4.5	0.0	3.3	4.6	▲0.5	33.3	Nov.	

Sales value (million yen) ・ Number of establishments

Percentage change from the same month/term of the previous year (%)

第4表 商品別期末商品手持額、在庫率及び前年同期末比増減率

Table4 Commodity stocks and inventory ratio by goods and the percentage change from the same term of the previous year

	年期末	商品手持額										Year and Month							
		Commodity Stocks	調剤医薬品 Dispensing pharmaceutical products	OTC医薬品 Over the counter medical products	ヘルスケア用品 (衛生用品)・ 介護・ベビー Health care (sanitary goods), nursing care, and baby products	健康食品 Health foods	ビューティケア (化粧品・ 小物) Beauty care (cosmetic products and goods)	トイレタリー Toiletry goods	家庭用品・日 用消耗品・ ペット用品 Household utensils, daily necessities, pet products	食品 Food	その他 others								
商品手持額	平成 27 年 9 月	9	685,512	31,754	113,916	46,414	31,713	180,741	67,882	86,865	108,289	17,938	Q3 2015	Value (million yen)	Commodity stocks				
		12	754,129	35,908	122,218	51,100	32,862	196,074	73,553	99,521	122,818	20,075	Q4						
		平成 28 年 3 月	3	727,298	33,269	117,426	50,137	31,661	195,635	70,574	93,485	116,092	19,019			Q1 2016			
			6	735,009	32,400	118,260	49,216	32,413	195,563	72,988	96,623	118,877	18,669			Q2			
	前年同期末比増減率 (%)	平成 27 年 9 月	9	734,676	32,527	119,394	49,045	33,086	195,202	70,692	96,169	119,152	19,409			Q3	Percentage change from the previous year (%)	Commodity stocks	
			12	5.0	3.4	1.5	5.5	4.2	▲0.6	▲1.4	10.1	20.8	14.6			Q3 2015			
			平成 28 年 3 月	3	5.2	13.9	▲1.8	5.0	6.6	▲5.2	2.2	11.4	29.9			10.2			Q4
				6	6.3	11.8	▲0.1	8.3	3.6	▲4.6	4.0	16.8	29.9			8.3			Q1 2016
商品在庫率	平成 27 年 9 月	9	157.9	108.2	177.7	151.7	200.8	279.6	156.8	129.7	98.9	180.4	Q3 2015	Inventory ratio (%)	Inventory ratio				
		12	150.8	105.7	167.0	139.4	199.2	253.7	148.4	127.3	100.7	158.5	Q4						
		平成 28 年 3 月	3	154.8	92.9	163.0	144.1	202.5	281.8	156.7	138.8	97.4	182.6			Q1 2016			
			6	154.3	106.0	175.4	152.2	195.3	271.7	151.3	130.2	95.9	170.4			Q2			
	前年同期末比増減率 (%)	平成 27 年 9 月	9	162.3	110.5	185.6	163.7	212.9	289.5	158.8	135.8	99.3	182.8			Q3	Percentage change from the previous year (%)	Inventory ratio	
			12	▲1.4	▲0.8	▲3.4	▲1.0	▲5.1	▲9.8	▲5.4	5.9	11.8	10.4			Q3 2015			
			平成 28 年 3 月	3	▲0.5	7.7	▲4.4	1.0	▲0.5	▲12.8	▲1.6	7.2	19.9			8.5			Q4
				6	▲0.5	▲2.9	▲6.5	0.4	3.1	▲9.2	0.5	11.1	19.8			3.5			Q1 2016
前年同期末比増減率 (%)	平成 27 年 9 月	9	3.6	1.6	▲0.6	6.1	9.7	▲6.4	3.1	9.3	28.2	10.6	Q2	Percentage change from the previous year (%)	Inventory ratio				
		12	2.8	2.1	4.4	7.9	6.0	3.5	1.3	4.7	0.4	1.3	Q3						
		平成 28 年 3 月	3	2.8	2.1	4.4	7.9	6.0	3.5	1.3	4.7	0.4	1.3			Q3			
			6	2.8	2.1	4.4	7.9	6.0	3.5	1.3	4.7	0.4	1.3			Q3			

注1: 在庫率=期末商品手持額 / 月間商品販売額 × 100

注2: 前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note1: Inventory ratio = value of commodity stocks at the end of term / value of commodity monthly sales x 100

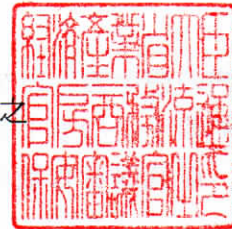
Note2: The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

経済産業省

20170131商局第2号
平成29年1月31日

日本チェーンドラッグストア協会
会長 青木 桂生 殿

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官 住田 孝之



トラック運送業との取引条件の改善に向けた協力について（要請）

国土交通省自動車局長より、国自貨第139号のとおり「トラック運送業の取引条件の改善に向けた荷主企業等への協力要請について」がまいりました（別添）。

つきましては、貴団体会員に対して、取引の実情を踏まえつつ、下記の事項について配慮するよう、周知徹底をお願いいたします。

記

【ご協力いただきたい具体的な取組例】

①価格決定方法の適正化

- ・一律〇%減の原価低減要請や燃料価格等の変動分が考慮されない価格決定の禁止
- ・トラック運送業者との十分な協議を踏まえた運賃・料金の決定

②コスト負担の適正化

- ・仕分け・検品・陳列等の附帯業務や荷待ち待機等、運送以外の業務に係る費用については、運賃とは別のものとして契約上明確化
- ・着荷主においても、契約にない仕分け・検品・陳列等の附帯作業を無償で行わせないこと

- ・着荷主の都合による荷待ち待機に関する費用について、発荷主・着荷主との間の契約において明確化
- ・着荷主においても、自社の都合により、トラック運送事業者を長時間待機させない。やむを得ず待機させる場合においては、その分の人件費が発生することから、発荷主との間の契約における適切な費用負担について配慮すること
- ・過度な小口多頻度輸送は、人手不足に直面しているトラック運送事業者にとって大きな負担となることから、ロットをまとめるなど、可能な範囲内で効率的な運送依頼について配慮すること

③契約の相手方・方法の適正化

- ・契約相手となるトラック運送事業者について、運行管理者・整備管理者の選任、最低保有台数の維持、社会保険・労働保険の加入等、法令遵守状況の確認
- ・運送契約締結に当たっては書面化を原則とし、附帯業務や荷待ち待機、高速道路料金等の支払いについても明記

④長時間労働の削減

- ・荷待ち時間、特に着荷主側における荷待ち時間の解消に向けた取組への理解と協力（トラック運送事業者との面談等による課題の具体的な把握等）
- ・トラックドライバーの長時間労働の改善に向け、着荷主・発荷主・トラック運送事業者が一体となって課題に取り組むための協議の機会を定期的に設ける等、協力体制の確立

以上

国自貨第139号
平成29年1月31日

経済産業省商務流通保安審議官

住田 孝之 殿

国土交通省自動車局長

藤井 直樹

トラック運送業の取引条件の改善に向けた荷主企業等への協力要請について

トラック運送業は、荷主に比べて立場が弱く、適正な取引環境の確保が難しいことに加え、長時間労働・低賃金という労働環境からドライバー不足が深刻化しているという課題に直面しています。

また、適正な運賃水準が確保されなければ安全にも支障が及ぶ問題であり、これらの課題に対応するためにも、トラック運送業における取引条件の改善は喫緊の課題となっています。

取引環境の改善に向けては、トラック運送業界内の元請・下請事業者間の取引の適正化も重要です。このため、「下請等中小企業の取引条件改善に関する関係府省等連絡会議」での議論を受け、11月22日に、根本国土交通大臣政務官より全日本トラック協会に対し、業界内における下請多層構造の改善や取引適正化に向けた「自主行動計画」の策定を要請したところです。

一方で、荷主とトラック運送事業者間の取引条件に関しては、①価格決定方法の適正化、②コスト負担の適正化、③契約の相手方・方法の適正化、④長時間労働の削減といった課題が明らかになっていますが、これらはトラック運送事業者だけで解消できる課題ではなく、着荷主を含めた荷主の方々のご理解とご協力が不可欠です。このため、下記の事項について、流通業をはじめ、貴省所管の荷主企業等に対し、働きかけをお願いします。

なお、本件につきましては、先般、根本国土交通大臣政務官より松村経済産業副大臣に対し要請させていただいたところですが、あらためて、担当部局である自動車局より重ねてお願い申し上げる次第です。

最後に、物流を支えるトラック運送トラック運転者の確保及びトラック輸送の安全性確保のため、ご協力方、何卒よろしくお願いいたします。

記

【ご協力いただきたい具体的な取組例】

① 価格決定方法の適正化

- ・ 一律〇%減の原価低減要請や燃料価格等の変動分が考慮されない価格決定の禁止
- ・ トラック運送業者との十分な協議を踏まえた運賃・料金の決定

② コスト負担の適正化

- ・ 仕分け・検品・陳列等の附帯業務や荷待ち待機等、運送以外の業務に係る費用については、運賃とは別のものとして契約上明確化
- ・ 着荷主においても、契約にない仕分け・検品・陳列等の附帯作業を無償で行わせないこと
- ・ 着荷主の都合による荷待ち待機に関する費用について、発荷主・着荷主との間の契約において明確化
- ・ 着荷主においても、自社の都合により、トラック運送事業者を長時間待機させない。やむを得ず待機させる場合においては、その分の人件費が発生することから、発荷主との間の契約における適切な費用負担について配慮すること
- ・ 過度な小口多頻度輸送は、人手不足に直面しているトラック運送事業者にとって大きな負担となることから、ロットをまとめるなど、可能な範囲内で効率的な運送依頼について配慮すること

③ 契約の相手方・方法の適正化

- ・ 契約相手となるトラック運送事業者について、運行管理者・整備管理者の選任、最低保有台数の維持、社会保険・労働保険の加入等、法令遵守状況の確認
- ・ 運送契約締結に当たっては書面化を原則とし、附帯業務や荷待ち待機、高速道路料金等の支払いについても明記

④ 長時間労働の削減

- ・ 荷待ち時間、特に着荷主側における荷待ち時間の解消に向けた取組への理解と協力(トラック運送事業者との面談等による課題の具体的な把握等)
- ・ トラックドライバーの長時間労働の改善に向け、着荷主・発荷主・トラック運送事業者が一体となって課題に取り組むための協議の機会を定期的に設ける等、協力体制の確立

薬第1071-2号
平成29年2月16日

日本チェーンドラッグストア協会埼玉県支部長 様

埼玉県保健医療部長 三田 一夫
(公 印 省 略)

偽造（複製）が疑われる処方箋の発見について（通知）

保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
本年2月11日、草加市内の薬局において別添のとおり患者が正規の処方箋を複製し、その複製した処方箋を提出して向精神薬を詐取した事案が発生しました。

その後、当該患者は県内の少なくとも5件に対し草加市内の薬局に提出したものと同一の複製処方箋を提出して、向精神薬を詐取していたことが判明したことから、患者が県内の広範囲に同様の処方箋を提出し、向精神薬を詐取していたおそれがあります。

ついては、この件について貴会会員に情報提供いただき、同様の詐取事例が判明した場合は、最寄りの警察署及び県保健所へ御連絡いただくとともに、会員間での情報共有についても御配慮いただきますようお願いいたします。

あわせて、再発防止と医薬品の適正使用を図るため、貴会会員に対し下記の事項についても周知くださるようお願いいたします。

記

1 処方箋中の疑義について

薬局において処方箋を受け付けたときは記載内容を十分に確認し、疑わしい点があるときは、薬剤師法第24条の規定に基づき当該処方箋を交付した医師等に問い合わせ、その疑わしい点を確認した後、調剤すること。

2 通報について

受け取った処方箋が偽造（複製）の疑いがある場合は、直ちに最寄りの警察署及び管轄保健所に通報すること。

3 近隣での情報共有について

受け取った処方箋が偽造（複製）の疑いがある場合は、複数の薬局に行使される可能性があるため、近隣薬局や地元薬剤師会へ情報提供し、情報共有を図ること。

担当：薬務課薬物対策担当（大林）
電話：048-830-3633

偽造（複製）処方箋による向精神薬の不正入手事案の概要

埼玉県保健医療部薬務課

1 発見の端緒

平成29年2月11日午後7時ごろ、東京都内在住のA氏（女性）から草加市内のB薬局にスマートフォンアプリを利用して処方箋の画像情報が届いた。当該処方箋は東京都中央区内に実在する医療機関が発行したもので、向精神薬が2種類記載されていた。

A氏は同日午後9時半ごろにB薬局に来局し、医師の押印のある処方箋を提出して薬剤の交付を受けた。

2月13日午後、B薬局にスマートフォンアプリの運営会社から連絡があり、A氏が2月11日から2月12日にかけて関東近県の56薬局に処方箋情報を送付していることから、A氏から提出された処方箋に異常がないか確認を行ってほしいと依頼を受けた。

B薬局の薬剤師が確認したところ、印影等に不審な点は見られなかったが、処方箋の左辺に定規をあてて切断したような跡があり、若干歪んでいたことから、B薬局に提出された処方箋は複製されたものではないかとして薬局本社に報告した。

本社で系列店に確認したところ、A氏から処方箋画像が送付された越谷市内に所在するC薬局及びD薬局で2月11日の午後7時から午後9時頃にかけて来局した女性に対し向精神薬を交付しており、この時に提出された処方箋の内容がB薬局と同一であることが判明した。

このことから、カラーコピー等により偽造（複製）された処方箋により向精神薬を詐取されたとして、B薬局が草加保健所へ通報したものである。

その後、さいたま市内にあるE薬局、越谷市内にあるF薬局でも同様の処方箋が発見された。

なお、複製又は偽造された処方箋の元となった処方箋は、平成29年2月14日現在、発見できていない。

2 患者情報

- (1) 氏名 ○○ ○○ 昭和58年8月22日生 女性
- (2) 住所 東京都足立区
- (3) 保険の種類 社会保険（被扶養者）

3 処方箋を交付した保険医療機関

- (1) 名称 医療法人社団 桜緑会 日本橋さくらクリニック
- (2) 所在地 東京都中央区日本橋茅場町1-9-2 稲村ビル5階

4 処方内容（向精神薬2種）

- (1) ゼルピデム酒石酸塩錠 10mg 1錠 30日分（1日1回就寝前に）
- (2) トリアゾラム錠 0.25mg 1錠 30日分（1日1回就寝前に）

5 処方箋の特徴

- (1) 処方箋発行日は平成29年2月10日である。
(処方箋の有効期間は平成29年2月13日まで)
- (2) 患者氏名、生年月日、処方内容等医療機関で記載する部分については、手書きの部分はない。
- (3) B薬局、C薬局及びD薬局に提出された処方箋は、印影の位置や向きが一致する。
- (4) B薬局に提出された処方箋は、左辺に裁断されたような跡があり、若干歪んでいる。

6 その他参考情報

- (1) A氏がスマートフォンアプリを利用して処方箋画像を送付した薬局は県内に11薬局あるが、薬剤を交付したのは上記1に記載したB薬局、C薬局、D薬局、E薬局及びF薬局の5薬局である。
- (2) E薬局の近くに所在する上記11薬局とは別の薬局に対して当該スマートフォンアプリを利用せずに今回と同一の内容が記載された処方箋が提出され、向精神薬を交付したとの情報がある。
- (3) 処方箋に記載されている医療機関に確認したところ、A氏は当該医療機関を2月10日に受診しており、受診時に当該医療機関から処方箋の発行を受けていることから、複製元となった処方箋は正規のものであると推察される。
- (4) 2月14日、A氏はB薬局と同一開設者が運営する東京都足立区内の薬局に今回と同一の内容が記載された処方箋を提出して向精神薬を詐取しようとしたため、警視庁に任意同行を求められ、身柄を確保された。

【参考：疑わしい処方箋を受けた場合の対応について】

1 偽造処方箋の特徴

(1) 外観

- ア 印刷面が歪んでいたり、線や点などの汚れがある。
- イ 紙質や用紙サイズが微妙に違う。
- ウ 紙の4辺が歪んだり、周囲を切り取った跡が見受けられる。
- エ 印鑑やインクの色合いが微妙に違う。
- オ 手書きの場合、書き込みをしている筆跡や使用しているインクが違う。
- カ 印字された処方箋に医薬品が手書きで追加されている。

(2) その他

- ア 新規の患者であることが多い。
- イ 患者の住所と受診医療機関や薬局が離れている。
- ウ 受診医療機関と離れた薬局に持ち込むことが多い。
- エ 医療機関に疑義照会しにくい休日夜間に持ち込む。

2 疑義照会

薬剤師法第24条に「薬剤師は、処方せんに疑わしい点があるときは、その処方せんを交付した医師に問い合わせて、その疑わしい点を確認した後でなければ、これによって調剤してはならない。」と規定されています。

カラーコピーを用いて偽造された処方箋は、非常に精巧で一見して本物と区別が付きにくいですが、“何となくおかしい”といった薬剤師としての勘が大切です。

日ごろから、上記事例や一般社団法人埼玉県薬剤師会の会員向けホームページにある「偽処方せん受付時における対応マニュアル」などに留意し、向精神薬を含む処方箋については特に注意を払い、疑わしい点については必ず処方医へ確実に疑義照会を行うようにしてください。

3 偽造処方箋と判明した場合の対応について

受け取った処方箋が偽造処方箋と判明した場合は、同様の事故を未然に防ぐための適切な対応が重要です。

不正な処方箋により薬剤の交付を行わないことは当然ですが、近隣の薬局とすみやかに情報を共有するとともに、直ちに最寄りの警察署刑事課及び管轄保健所生活衛生・薬事担当へ情報提供してください。

平成29年1月18日

関係者各位

彩の国連携力育成プロジェクト
(埼玉県立大学、埼玉医科大学、城西大学、日本工業大学、埼玉県)

彩の国連携力育成プロジェクト最終報告会
「～彩の国から発信～M i r a iをひらく連携力」チラシの送付について

拝啓

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より、本プロジェクトに格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本プロジェクトは、文部科学省の選定取組として平成24年度から進めてまいりましたが、いよいよ本年度をもって最終年度となりました。そこで、平成29年3月4日(土)に、これまでの本プロジェクトの取組や成果、今後の方向性についての報告を行う最終報告会「～彩の国から発信～M i r a iをひらく連携力」を開催することになりました。

つきましては、同報告会のチラシを同封いたしますので、誠に恐縮ではございますが、職員、その他関係者への周知について、格段のご協力を賜りますよう、宜しく願い申し上げます。

敬具

担 当：城西大学 I P E事務担当
白井(しらい)・春原(すはら)
電 話：049-271-7729(内線8406)
E-mail：ipe@josai.ac.jp

文部科学省「大学間連携共同教育推進事業」選定取組

「彩の国連携力育成プロジェクト」最終報告会

～彩の国から発信～

Miraiをひらく連携力



特別講演

「豊かな暮らしを育む人材像

～地域包括ケア『幸手モデル』からの展望～」

中野智紀 先生

平成29年3月4日(土)

14:00～17:05 (13:30開場)

埼玉県立大学 講堂

越谷市三野宮820

東武スカイツリーライン「せんげん台」駅西口下車
埼玉県立大学行きバス5分「埼玉県立大学」下車

参加費：無料

お問合せ・お申込み：城西大学IPE事務

ipe@josai.ac.jp 担当：白井・春原

TEL：049-271-7729 (内線8406)

【特別講演講師：中野智紀 先生】

・東埼玉総合病院 地域糖尿病センター・センター長
・北葛北部医師会在宅医療連携拠点「菜のはな」室長

住民と医療・福祉の専門職など、様々な立場の人が連携し、地域の暮らしを支え合う幸手市・杉戸町の取り組みは、地域包括ケアの「幸手モデル」と呼ばれ、全国から注目を集めています。そのリーダーである中野先生から、豊かな暮らしを育む人材像についてお話しいただきます。

【最終報告会プログラム】

第1部 ・彩の国連携力育成プロジェクトの報告
(1) プロジェクトの経緯概要説明
(2) プロジェクトの成果報告
(3) 参加学生が振り返るIPW実習
(4) 将来展望・今後の継続について

第2部 ・中野智紀先生 特別講演
・パネルディスカッション

主催：彩の国連携力育成プロジェクト(埼玉県立大学 埼玉医科大学 城西大学 日本工業大学)

共催：埼玉県

後援：埼玉県医師会、埼玉県歯科医師会、埼玉県薬剤師会、埼玉県病院薬剤師会、埼玉県看護協会、埼玉県理学療法士会、埼玉県作業療法士会、埼玉県栄養士会、埼玉県歯科衛生士会、埼玉県臨床検査技師会、埼玉県助産師会、埼玉県介護支援専門員協会、埼玉県社会福祉士会、埼玉県社会福祉協議会、埼玉県精神保健福祉協会、埼玉県保育協議会、埼玉県職員保健師協議会、埼玉縣市町村保健師協議会、埼玉県介護老人保健施設協会、埼玉建築士会、埼玉県住まいづくり協議会、都市再生機構東日本賃貸住宅本部埼玉エリア経営部

協会ホームページについて

●支部の活動について

都道府県および政令指定都市の支部における活動を随時公開します。

●登録販売者試験受験対策 2016 年実施過去問題集及び 2017 年度登録販売者試験 受験対策共通テキストの販売について

2016 年実施過去問題集は3月中旬の発行を予定しており、申込み受け順に発送いたします。

2017 年度登録販売者試験 受験対策共通テキストは、これまでのテキスト※のまま発行いたします。

事務局だより

・第32回ブロック総会開催

すでに1月26日に中部ブロックは開催されましたが、日程の関係で西日本ブロックは2月17日、東日本ブロックは20日に、最後の九州ブロックは24日です。各地域の正会員、賛助会員が一同に会して、本年の協会の方針を確認し懇親を深めることが目的です。申し込み状況は昨年よりも多くの会員様からいただきました。今後ともよろしく願いいたします。

・第17回ジャパンドラッグストアショーまであと1ヶ月

来月の16日をプレビュー開催として、17日から3日間幕張メッセで開催されます。追い込みとなっています。実行委員長は青年部会より、龍生堂本店の関口周吉社長です。夏の暑いときにプロモート活動を積極的に行った結果、出展社も多く、限られたスペースの中で、会場レイアウトを工夫していました。海外からの訪日視察団体も多く、連絡がきています。テーマブースにおいては、次世代ドラッグストアビジョン、健康ハブステーション、健康サポート薬局プラス、健康サポートドラッグなど、地域生活者の満足を高めるためのドラッグストアの方向性を示しています。ぜひ、ご来場下さい。

・調剤ポイントの指導内容の明確化

厚生労働省から地方厚生局に対して、調剤ポイント付与に関する指導通知が発出されました。内容は本文にある通りですが、これまで、グレーであった調剤ポイント付与に関して、一定の基準が示されたということです。これまで、業界が自主基準として定めてきたものの徹底であります。5月1日からの指導ではありますが、ぜひ、徹底をお願いしたいと思います。

・業界標準プロジェクトが終了

次世代ドラッグストアビジョン等に関して、現場からの意見を集約するための、業界標準プロジェクトが2月10日に終了しました。全5回、虎の門の東京事務所に集まり、忌憚ない意見を出し合いました。8名の委員の皆様には、お忙しいところ、お集まりいただき、本当にありがとうございました。ドラッグストアが、地域でさらになくってはならない存在となるために、これからもご協力のほど、よろしくお願い致します。

発行日 平成 29 年 2 月 22 日 発行

発行所住所

発行人 青木 桂生

〒222-0033

発行所 JAPAN ASSOCIATION OF CHAIN
DRUG STORES

神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第 2 ビル 4 階

日本チェンドラッグストア協会

TEL: 045(474)1311 FAX: 045(474)2569

HP: <http://www.jacds.gr.jp>

e-mail: sec@jacds.gr.jp